港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）

（令和３（2021）年度～令和 14（2032）年度）

令和８（2026）年度改定版（素案）

Minato City General Waste Management Plan (Draft)

令和８（2026）年 11 月

港 区

目次

第１章　計画の概要と策定の背景 4
１　計画の概要 4
（１）　計画改定の背景 4
（２）　計画の位置付け 6
（３）　計画期間 7
２　港区の概況 7
（１）　人口・世帯の状況 7
（２）　事業所・産業の状況 9
（３）　これまでの資源・ごみ量の推移 10
第２章　ごみ処理基本計画 11
１　基本理念・基本方針 11
（１）基本理念 11
（２）基本方針 12
２　資源・ごみの現状と課題 13
（１）　区のこれまでの取組 13
（２）　取組の達成状況 22
（３）　区が収集した資源・ごみの処理の流れ 27
（４）　清掃リサイクル事業に関わるコスト 28
（５）　分別区分 29
３　計画後期に向けた数値目標 30
４　目標達成に向けた取組 33
（１）　事業系ごみの発生抑制 33
（２）　プラスチックの使用抑制と資源循環 35
（３）　食品ロスの削減（港区食品ロス削減推進計画） 37
（４）　資源回収の拡大 43
（５）　持続可能な集団回収制度の構築 45
（６）　安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 47
（７）　災害等への対応力の向上 49
（８）　効果的な普及・啓発と環境学習の充実 50
５　計画の進行管理 53
第３章　生活排水処理基本計画 54
１　生活排水処理の現状 54
２　生活排水処理基本計画 55
（１）　収集・運搬及び処分計画 55
（２）　事業者処理責任の徹底 55

参考資料..... 56
1　関係条例.....56
2　改定方針・諮問・答申.....70
3　港区環境審議会.....104
4　港区環境調整委員会.....106
5　審議経過等.....107
6　ごみの発生量等の見込み（将来推計）.....108
7　用語集.....118

第１章　計画の概要と策定の背景

1　計画の概要

（１）　計画改定の背景

区は、令和３（2021）年２月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」に基づき、環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・脱炭素社会形成への取組を、区民・事業者とともに進めてきました。

この間、国・東京都における法制度や各種計画が見直されるなど、区の一般廃棄物処理を取り巻く状況は変化しています。

① 区の人口動向

港区では当面の間、人口増加が続くと予測されており、令和 16（2034）年には 30 万人を超える推計となっています（港区人口推計（令和８年３月））。このような人口増加や都市活動の活発化に伴い、家庭や事業所から排出される廃棄物量の増加や、多様化する排出ニーズへの対応が求められることが想定されます。

② 資源循環型社会の実現に向けた動き

国においては、令和６（2024）年８月に「循環型社会形成推進基本計画」を見直し、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略に位置付け、資源生産性や循環利用率の向上など、ライフサイクル全体で資源を最適化する取組を強化しています。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、製品設計から廃棄・再資源化まで一連の取組を求めるなど、静脈分野（回収、再資源化など）にとどまらない包括的な制度構築が進んでいます。

③ 食品ロスの削減に向けた取組

令和７（2025）年３月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第２次基本方針が閣議決定され、事業系食品ロスに関して削減目標が引き上げられたほか、地方公共団体での食品ロス削減の取組の横展開や未利用食品の寄附の支援等、新たな施策が盛り込まれました。

また、区が実施した「令和７年度ごみ排出実態調査」（以下「排出実態調査」という。）においては、可燃ごみ中に未だ未利用食品などが含まれていることから、引き続き、家庭や店舗における食品ロス対策を実施していくことが求められています。

④ 自然災害への対応

近年発生した自然災害では、大量の災害廃棄物の発生により処理体制が逼迫し、被災地の早期復旧・復興や住民生活の再建に支障を来した事例もみられています。今後、首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生が懸念される中、頻発化・激甚化する自然災害への備えとして、平時からの体制整備や関係機関との連携強化を進め、災害時における迅速かつ適正な災害廃棄物処理を実現するため、対策の実効性を一層高めていく必要があります。

⑤ ＤＸの進化

ごみの削減や資源・ごみ収集の現場における多様かつ複雑な課題に対し、ＩｏＴやＡＩなどの先端技術を効果的に活用することで、業務の高度化・効率化を推進し、持続可能で質の高い清掃・リサイクル行政を実現していくことが求められます。

◆ コラム ◆

■ ＳＤＧｓとは

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際目標です。令和 12（2030）年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を理念に、経済・社会・環境の三つの側面のバランスがとれた社会をめざしています。

区は、令和３（2021）年２月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」において、海洋プラスチック問題や食品ロスへの対応、災害時の適正な廃棄物処理など、ＳＤＧｓに密接に関わる取組を強化し、12 の数値目標の達成を通じてＳＤＧｓの目標達成に貢献することを掲げてきました。

本計画では、この考え方を引き継ぎ、基本理念「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・脱炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」のもと、各取組をＳＤＧｓの視点から整理しています。

本計画と関連の深いSDGsのゴールと廃棄物分野での取組

- 食品ロスを削減し、社会全体での食料・エネルギー損失を減少させます。
- 安定的・効率的なごみ処理を維持・継続し、全ての人々の健康的で快適な生活を確保します。
- ごみの減量や資源化についての情報発信や学びの場の提供をとおして、幅広い世代でごみ問題への理解を深めます。
- ごみの減量と資源化の促進により消費と生産における資源効率を改善させ、持続可能な経済成長と環境保全の両立をめざします。
- 事業者に対して資源利用効率向上を働きかけ、持続可能な産業の促進及びイノベーションの推進を図ります。
- 安全で快適な暮らしを維持するため、適正かつ強靭な廃棄物処理体制を構築します。
- 製造・消費それぞれの段階で発生する廃棄物の発生抑制の徹底、再利用・再生利用の促進により、持続可能な生産消費形態を確保します。
- 気候変動及びその影響を軽減するため、ごみの減量や資源化の促進により、ごみ処理の効率化や温室効果ガスの削減に努めます。
- ごみの発生抑制・適正処理をとおして、海洋プラスチック問題による海洋・海洋資源への影響を防ぎます。
- ごみの発生抑制・適正処理をとおして、陸域生態系の保全・回復・持続可能な利用をめざします。
- 区民・事業者・区のパートナーシップを推進し、ごみの減量・資源化の目標達成をめざします。

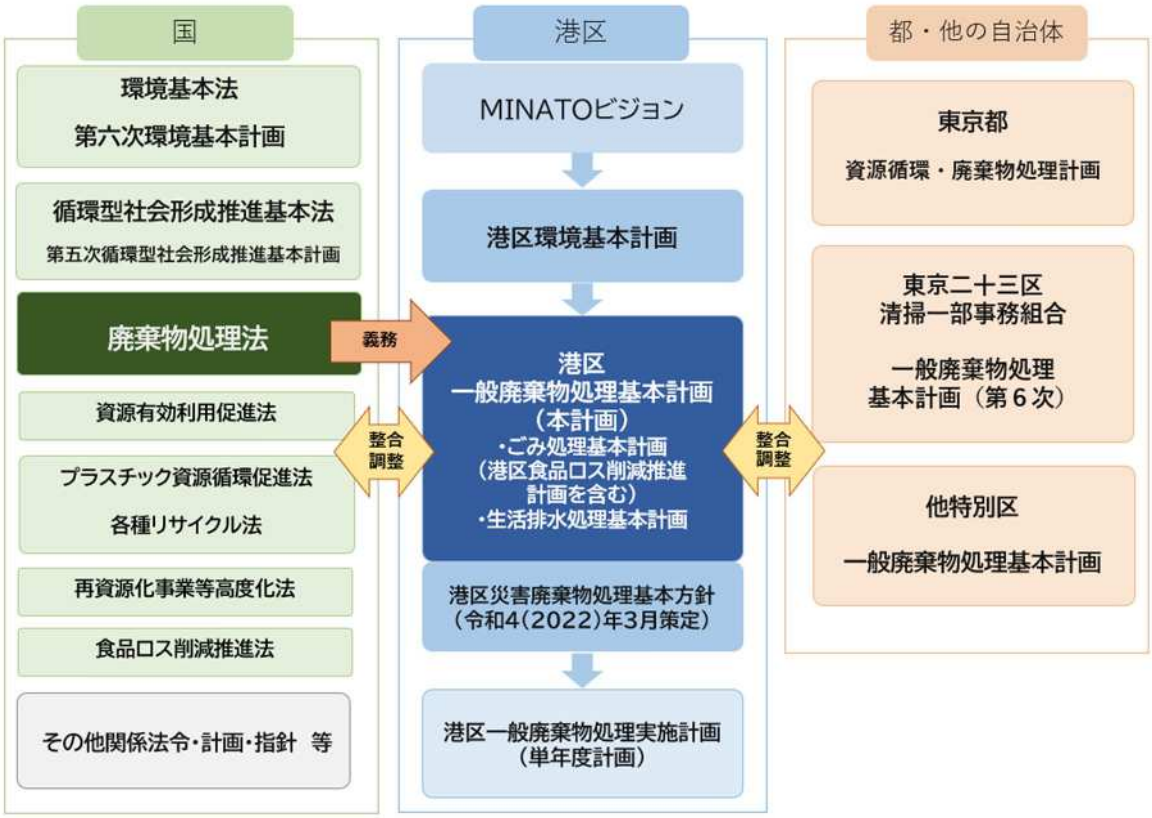
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

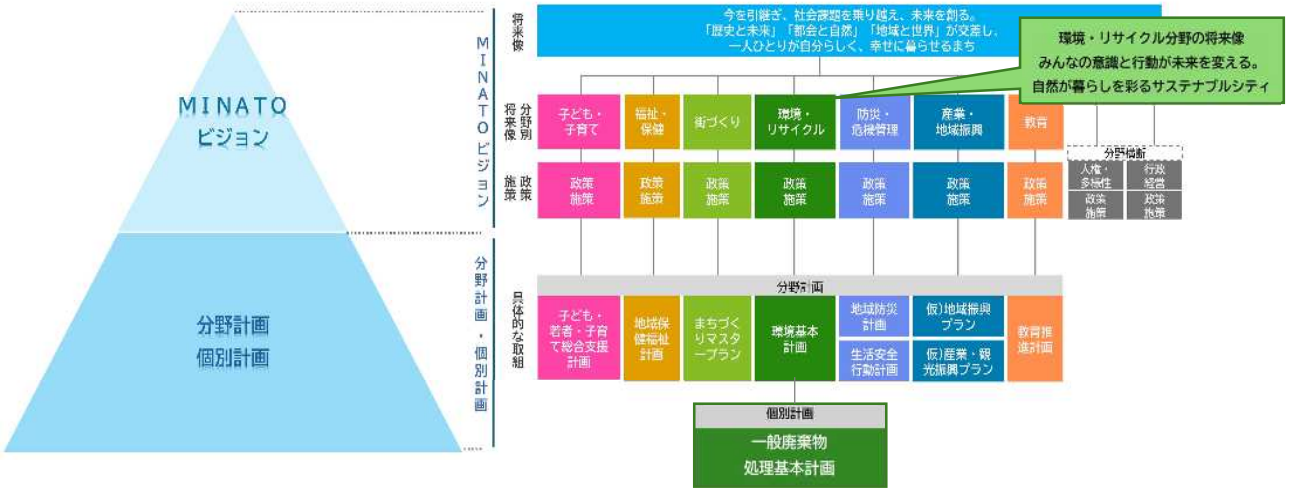
（2） 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、区内で発生する一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置付けます。

本計画の策定に当たっては、国の「環境基本計画」「循環型社会形成推進基本計画」「廃棄物処理施設整備計画」及び「ごみ処理基本計画策定指針」等を踏まえるとともに、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」等との整合を図ります。また、「ＭＩＮＡＴＯビジョン」や、上位計画である「港区環境基本計画」等の関連計画と連携し、区の環境施策、まちづくり、防災、福祉、地域活動等と一体的に取組を進めるものです。

本計画は、区民・事業者・区がそれぞれの役割を理解し、日常生活や事業活動の中でごみの発生抑制、資源の分別・循環利用、適正排出に取り組むための共通の指針となるものです。今後は、本計画に基づき、循環型社会及び脱炭素社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。





（３）　計画期間

国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年９月）」によれば、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね５年ごとに計画を改定するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしており、令和８（2026）年度は計画の中間年度に当たることから、近年の一般廃棄物処理を取り巻く状況を踏まえて、必要な見直しを行うものです。

計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます。

なお、本計画の改定に当たり、令和７年度に「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）を実施し、区民や区内事業者にアンケート調査等を行いました。また、集積所に排出されたごみ質やごみ量を調査・分析する「排出実態調査」も同時に実施しています。

２　港区の概況

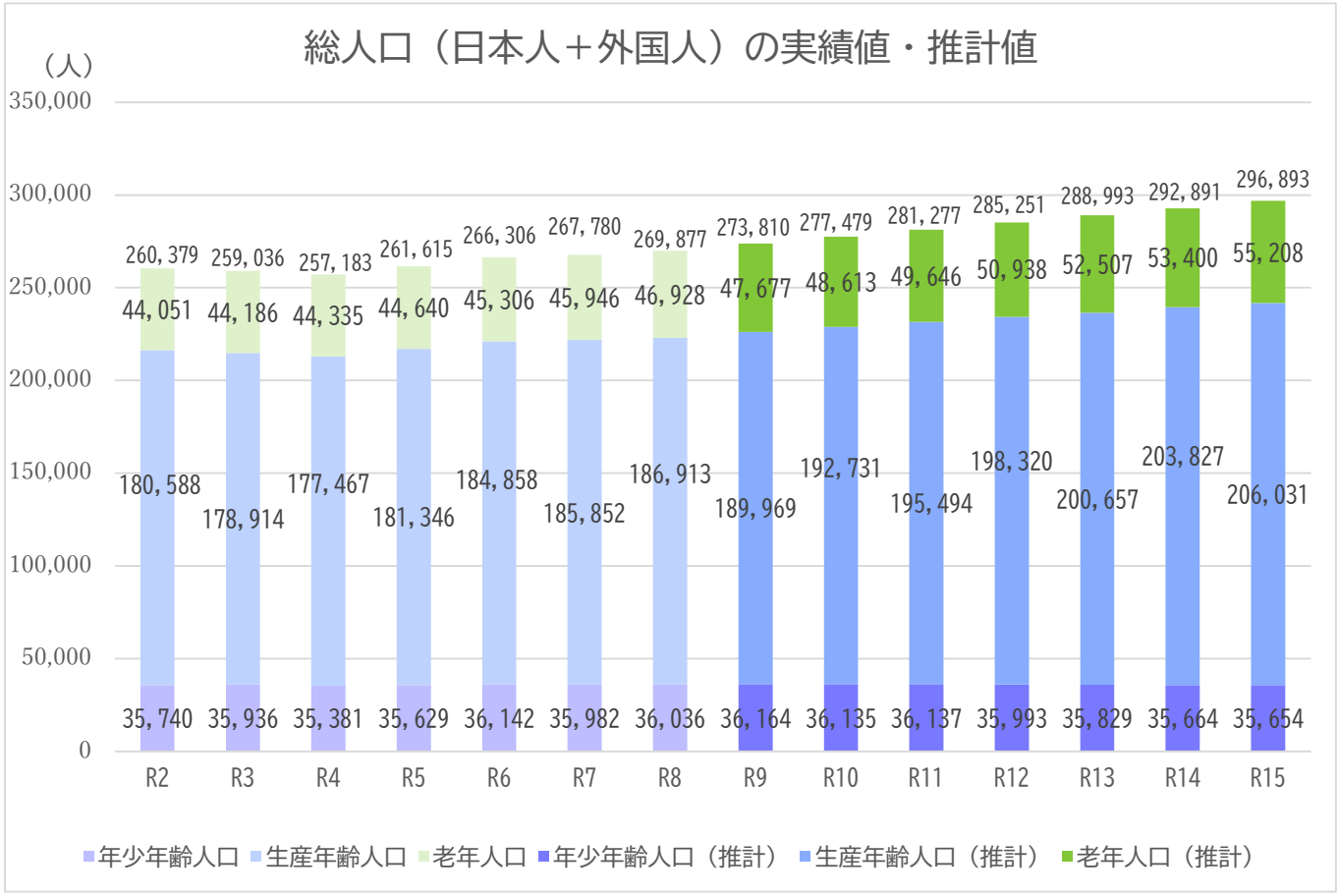
（１）　人口・世帯の状況

港区の人口は、長期的に増加傾向で推移しています。住民基本台帳に基づく各年１月１日現在の人口では、平成８（1996）年に 15 万人を下回ったものの、その後は高層住宅の供給や交通利便性の高さ、業務・商業機能の集積などを背景に人口回復が進み、近年も増加基調が続いています。特に、港区は昼間人口が多い業務・商業地域であると同時に、居住地としての機能も高まっており、生活系ごみの排出量や資源回収量に影響を及ぼす基礎的要因として、人口動向を継続的に把握することが重要です。

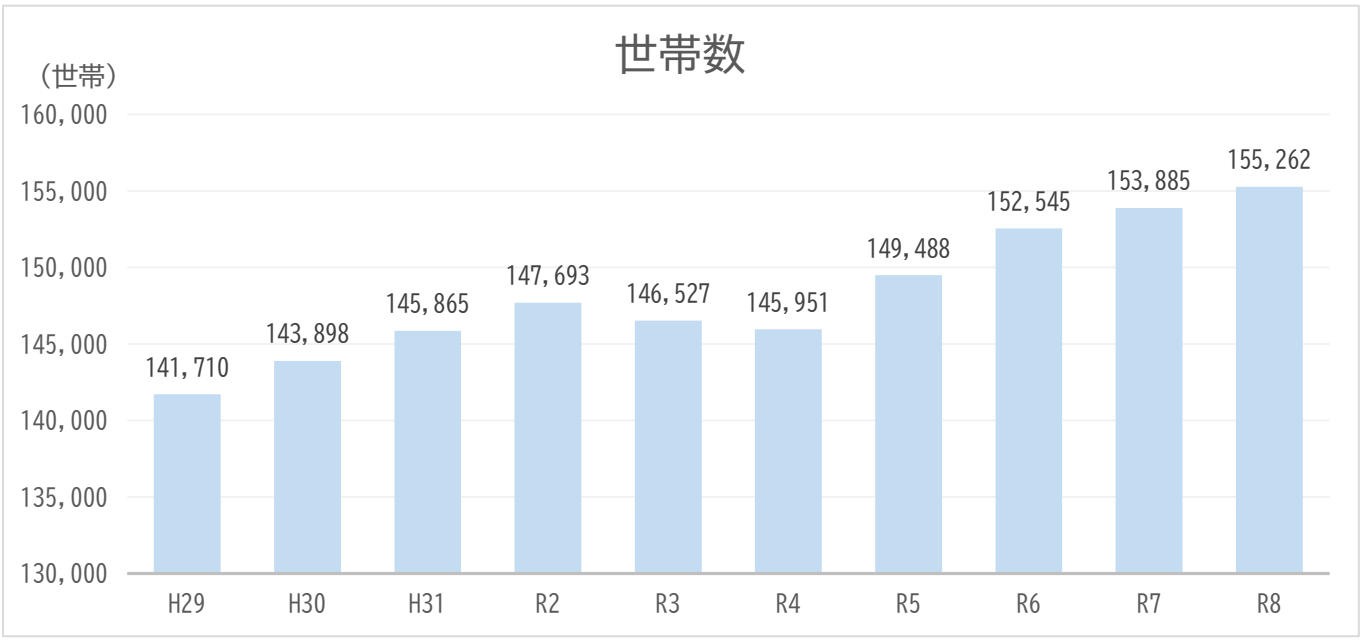
世帯数についても人口と同様に増加傾向にあり、単身世帯や少人数世帯の増加がうかがえます。世帯数の増加は、ごみの排出単位の増加につながるため、人口一人当たりの排出量が減少した場合でも、区全体の収集・処理量が必ずしも減少しない要因となります。

また、集合住宅の増加やライフスタイルの多様化により、集積所の管理、分別ルールの周知、資源回収方法の分かりやすさなど、地域特性に応じたきめ細かな対応が求められます。

今後は、人口・世帯数の増加傾向を踏まえ、発生抑制と分別徹底を一層進めるとともに、増加する居住者や転入者にも伝わりやすい周知・啓発を行うことが必要です。



（出典：港区人口推計（令和８年３月））



（出典：区ホームページ　各年１月１日現在の人口・世帯数）

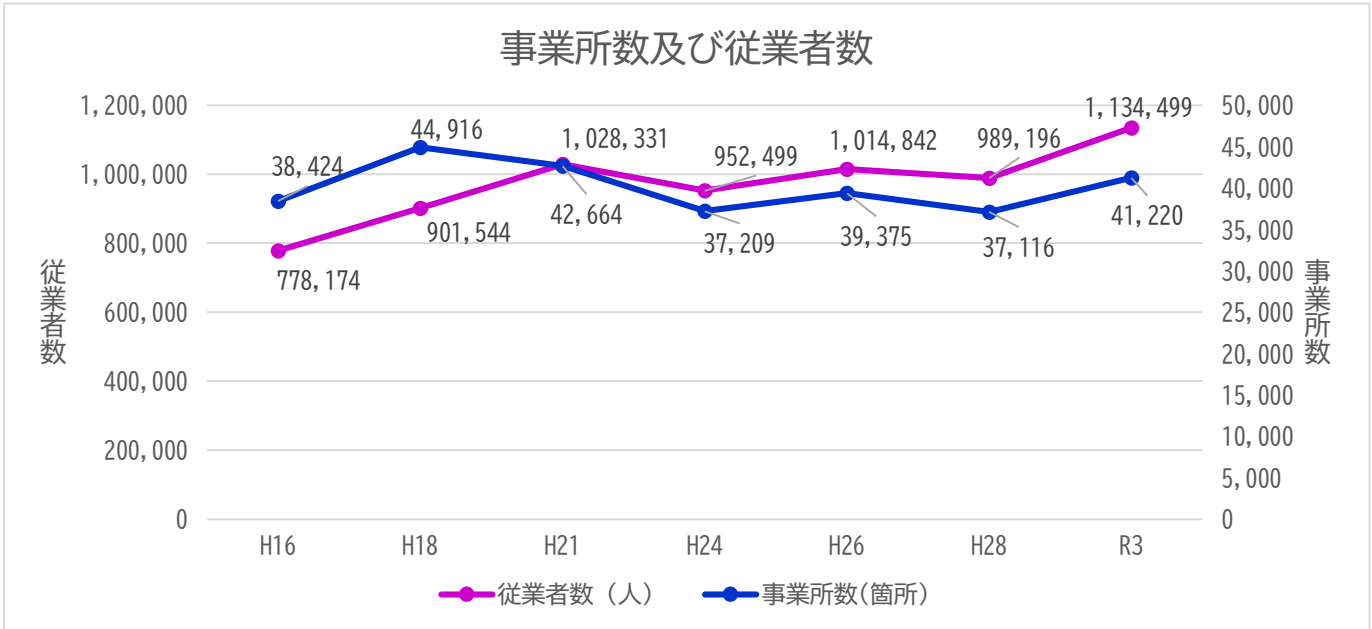
（２）　事業所・産業の状況

港区は、都心部に位置し、業務、商業、宿泊、飲食、情報通信、金融、専門サービスなど多様な都市機能が高度に集積している地域です。令和３年経済センサス－活動調査によると、港区の事業所数は総数で４万１千事業所を超え、従業者数は 100 万人を上回っており、夜間人口に比べて昼間の活動人口が非常に多いことが特徴です。特に、芝地区、麻布地区、赤坂地区などでは、オフィス、商業施設、飲食店、宿泊施設が集積しており、区民の日常生活に伴うごみだけでなく、事業活動に伴うごみの発生が大きい地域構造となっています。

このような産業構造は、港区のごみ排出特性にも大きく影響しています。事業所や従業者が多いことから、紙類、食品廃棄物、容器包装、プラスチック類など、事業系ごみの発生量が多くなりやすく、排出事業者による発生抑制、分別の徹底、資源化の推進が重要です。

また、飲食店や宿泊施設が多い地域では、食品ロス削減や生ごみの適正処理、繁華街における不適正排出対策など、業種や地域の特性に応じた取組が求められます。

今後は、事業者の自己処理責任を基本としつつ、区による指導・啓発や優良事例の共有、再利用計画書等を活用した取組の実効性向上により、事業系ごみの減量と資源循環を一層進めていく必要があります。

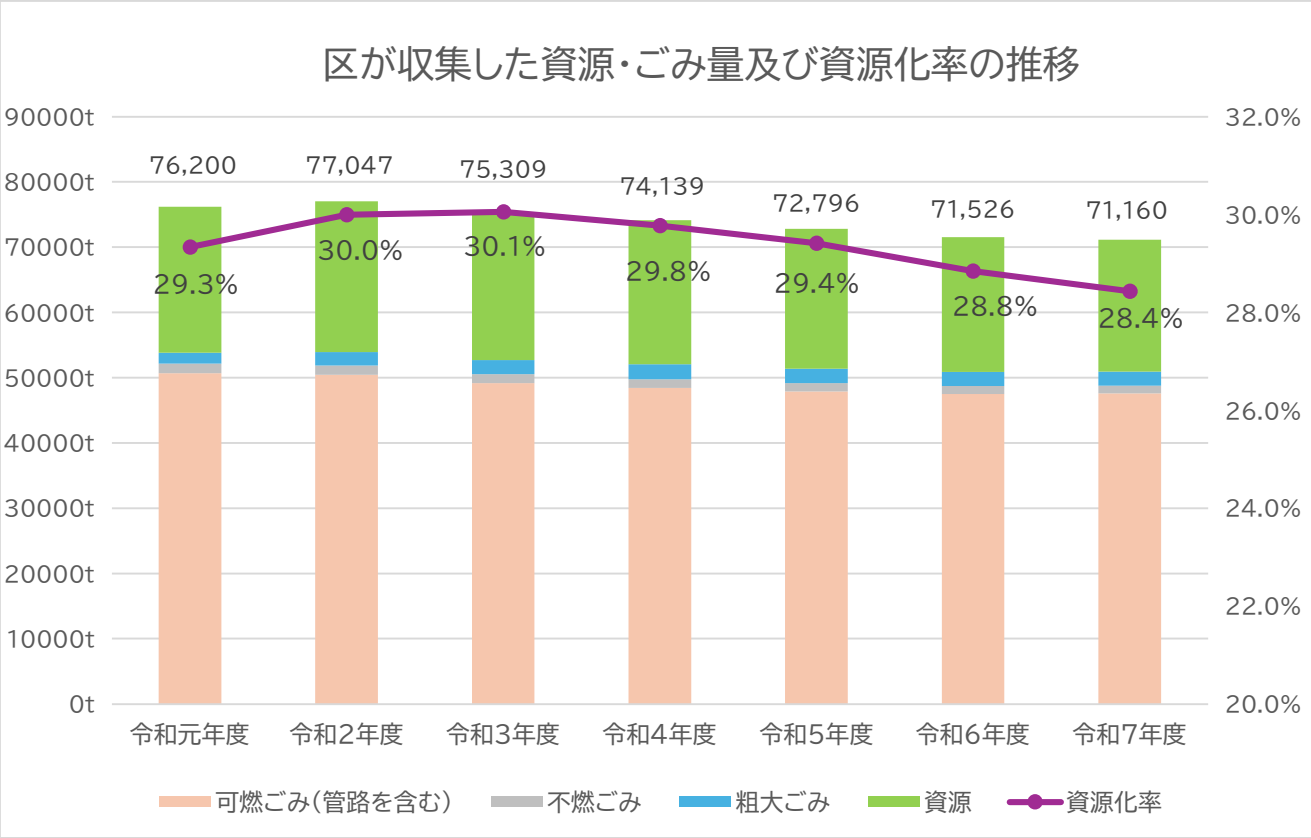


（出典：区ホームページ　町丁目別事業所数及び従業者数）

（3） これまでの資源・ごみ量の推移

区収集可燃ごみ量は減少傾向ですが、人口が増加傾向のため、排出量の減少は緩やかになっています。人口・世帯数が増加する中で、区収集ごみの総量を抑制するためには、可燃ごみとして排出されているものの中から、資源化や発生抑制が可能なものを着実に減らしていくことが重要です。

資源化率についても、減少傾向となっていることから、区収集ごみの減量に向けては、可燃ごみ中に含まれる資源の分別徹底に加え、食品ロス削減、使い捨てプラスチックの使用抑制、資源プラスチックの適正排出等を進める必要があります。



第２章　ごみ処理基本計画

1　基本理念・基本方針

（1）基本理念

近年、資源制約の深刻化、気候変動問題の進展、海洋プラスチックごみ問題への対応などを背景として、社会全体で、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」を前提とした経済活動や生活様式を見直し、資源を循環的に利用する持続可能な社会へ転換していくことが求められています。

港区においても、人口や世帯数の増加、生活様式の多様化、事業活動や来街者の回復などにより、ごみや資源の排出状況は変化しています。また、可燃ごみの中には、紙類やプラスチック類など、本来資源として活用できるものが含まれている状況もみられ、ごみの発生抑制と分別・資源化の徹底が引き続き重要な課題となっています。

こうした課題に対応するためには、区民、事業者、区がそれぞれの役割を理解し、日常生活や事業活動の中で、ごみを出さない工夫、資源を正しく分ける行動、環境に配慮した選択を積み重ねていくことが必要です。区民及び事業者は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、排出者としての責任に基づき、ごみの発生抑制、再使用、再資源化、適正排出に主体的に取り組むことが求められます。

区は、安定的かつ適正な廃棄物処理体制を確保するとともに、区民及び事業者の取組を支援し、分かりやすい情報発信、環境学習、事業者への指導・啓発、資源回収の仕組みの充実などを通じて、資源循環の一層の推進を図ります。

前期計画において掲げた「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会の形成に向けた取組を、区民・事業者とともに推進する」という考え方は、現在の社会情勢においても、本区の廃棄物行政の基本となるものです。一方で、港区はゼロカーボンシティの実現をめざしており、ごみの減量や資源循環の取組も、脱炭素社会の実現に資する重要な取組として位置付ける必要があります。

このため、本計画では、前期計画の理念を継承しつつ、「低炭素社会」から「脱炭素社会」への考え方の発展を踏まえ、次の基本理念を掲げます。

基本理念

環境に配慮した持続可能な社会をめざして

循環型社会・脱炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します。

（2）基本方針

区の廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、基本理念の具現化に向け、前期計画の基本方針についても以下のとおり継承します。

基本方針１
「区民の参画と協働による３Ｒを推進します」

区では、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一体的な回収や食品ロス削減に向けた普及啓発など、ごみの減量と資源循環を進める取組を展開してきました。これらの取組により、23 区でも高い水準の資源化率を維持しています。

一方で、基礎調査や排出実態調査では、家庭ごみの中に紙類やプラスチック類などの再資源化可能な資源が混入している状況が確認されており、資源化率の向上には、適正な分別・排出の徹底が不可欠です。また、食品ロスについても依然として発生しており、家庭や飲食店等における取組の継続・強化が必要です。

区民一人ひとりが、港区の資源循環を支える担い手であることを意識し、ごみの発生抑制、食品ロスの削減、資源の適正な分別・排出に取り組むことで、循環型社会・脱炭素社会の実現につなげていきます。区は、分かりやすい情報提供、普及啓発、環境学習の充実を通じて、区民の主体的な行動を支援し、「区民の参画と協働による３Ｒの推進」に取り組みます。

基本方針２
「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

区内で発生するごみのうち、事業活動に伴って排出される事業系ごみが大きな割合を占めています。近年は、事業活動や来街者の回復に伴い、清掃工場等へ持ち込まれるごみ量が増加する傾向にあり、事業者による発生抑制と資源化の取組が一層重要となっています。

排出実態調査では、事業系ごみの中に紙類が多く含まれており、分別の徹底により資源化を進める余地があります。また、飲食店や宿泊施設等から発生する食品廃棄物、容器包装、使い捨てプラスチックなどについても、発生抑制や再資源化を進める必要があります。

区は、これまで大規模建築物に対する再利用計画書の提出義務や立入指導等を通じて、事業系ごみの減量と資源化を促進してきました。今後は、これらの取組を継続・充実させるとともに、事業者が排出者責任に基づき、適正処理、発生抑制、再使用、再生利用、サプライチェーン全体での廃棄物削減に主体的に取り組めるよう支援します。

区は、分かりやすい情報提供、指導・助言、優良事例の共有、インセンティブの活用などにより、事業者の自主的な取組を後押しし、「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環の促進」を進めます。

基本方針３
「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

区は、収集業務の効率化、民間委託の活用、収集ルートの見直しなどにより、安定的で効率的な清掃事業の運営に取り組んできました。また、繁華街における早朝収集や、高齢者世帯等への戸別訪問収集など、地域特性や区民の生活状況に応じた収集サービスの向上を図ってきました。

一方で、高齢化の進行、集合住宅の増加、集積所の戸別化、小型充電式電池等による火災リスクの増加など、清掃事業を取り巻く環境は変化しています。さらに、大規模災害の発生時には、通常の生活ごみに加え、多量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、平常時から迅速かつ適切に対応できる体制を整えておく必要があります。

区は、効率的かつ安定的な収集運搬・処理体制を確保するとともに、危険物の適正排出に関する周知、地域特性に応じた収集サービスの充実、災害廃棄物処理体制の整備を進めます。あわせて、資源化の徹底により処理量を削減し、環境負荷の低減と持続可能な廃棄物処理の両立を図ります。

これらの取組を通じて、区は、平常時・災害時の双方において、「安全で安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理体制」を確保します。

2　資源・ごみの現状と課題

（1）　区のこれまでの取組

区では、これまで環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざして、区民・事業者・区が連携しながら、ごみの減量と資源化に取り組んできました。前期計画では、３Ｒの推進、事業系ごみの発生抑制、安全・安心な廃棄物処理体制の確保を基本方針として掲げ、事業系ごみの削減、プラスチックの資源循環、食品ロスの削減、資源回収の拡大など、日々の暮らしや事業活動に関わる取組を進めています。

これらの取組により、区民一人ひとりの分別意識の向上や、資源回収の仕組みの充実、事業者によるごみ減量の取組などが進んできました。一方で、可燃ごみの中にはまだ資源として活用できるものが含まれていること、事業活動の活発化に伴い事業系ごみが増加する可能性があること、食品ロスやプラスチックごみへの対応が引き続き必要であることなど、今後も取り組むべき課題があります。

本節では、計画に基づくこれまでの主な取組を振り返り、今後のごみ減量・資源循環を更に進めるために必要な視点を整理します。

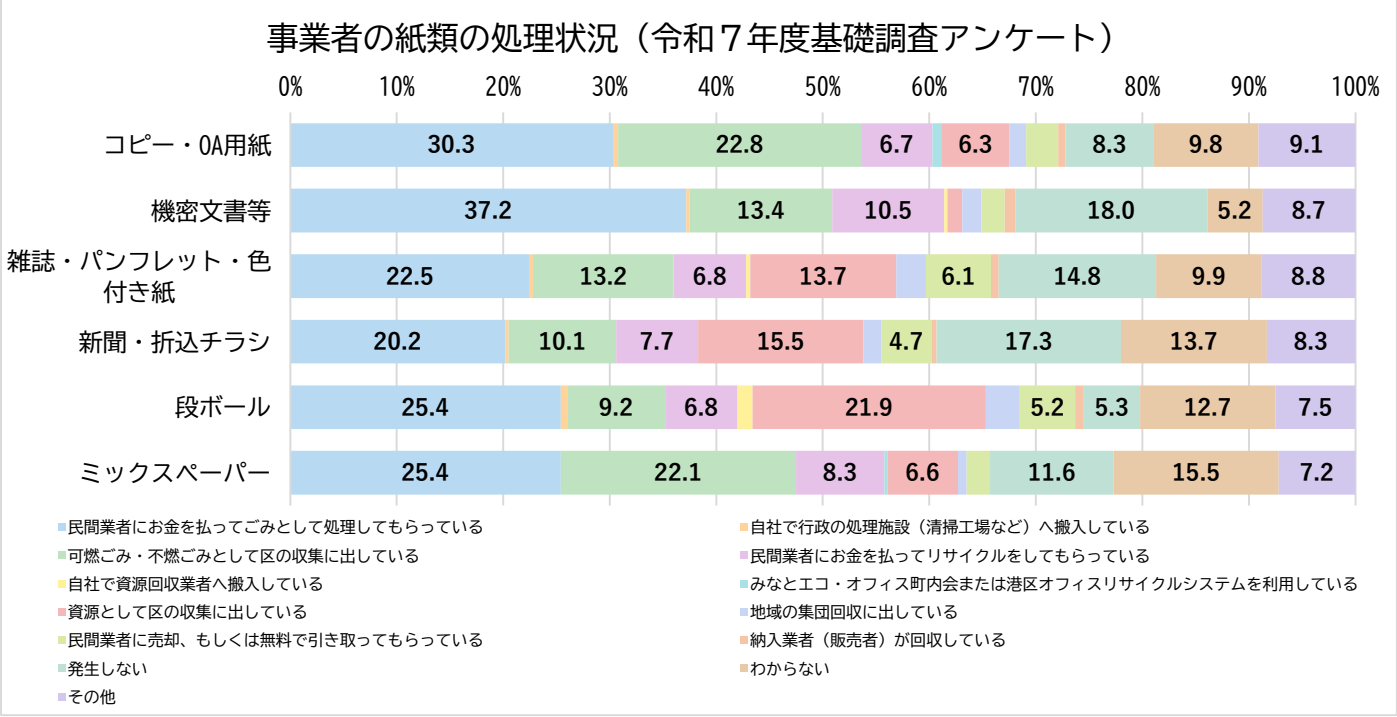
８つの重点施策	
番号	施策
①	事業系ごみの発生抑制
②	プラスチックの使用抑制と資源循環
③	食品ロスの削減
④	資源回収の拡大
⑤	持続可能な集団回収制度の構築
⑥	安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善
⑦	災害等への対応力の向上
⑧	効果的な普及・啓発と環境学習の充実

① 事業系ごみの発生抑制

港区では、オフィス、商業施設、飲食店、宿泊施設などが多く集積しているため、区内で発生するごみのうち、事業活動に伴って出されるごみが大きな割合を占めています。事業系ごみは、事業者自らが責任を持って減量・分別・適正処理を行うことが基本です。区では、これまで大規模建築物への立入検査や再利用計画書の提出指導、分別方法を知らせるリーフレットの配布などにより、事業者によるごみの減量と資源化を促してきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時期は事業活動が縮小し、清掃工場へ持ち込まれる事業系ごみ（持込ごみ）の量は減少しましたが、近年は人流の回復や街のにぎわいの戻りに伴い、再び増加する傾向がみられます。また、基礎調査では、事業者から出される可燃ごみの中に紙類が多く含まれていることが確認されており、紙類をはじめとする資源化可能なものを、できるだけごみにせず資源として活用していく必要があります。

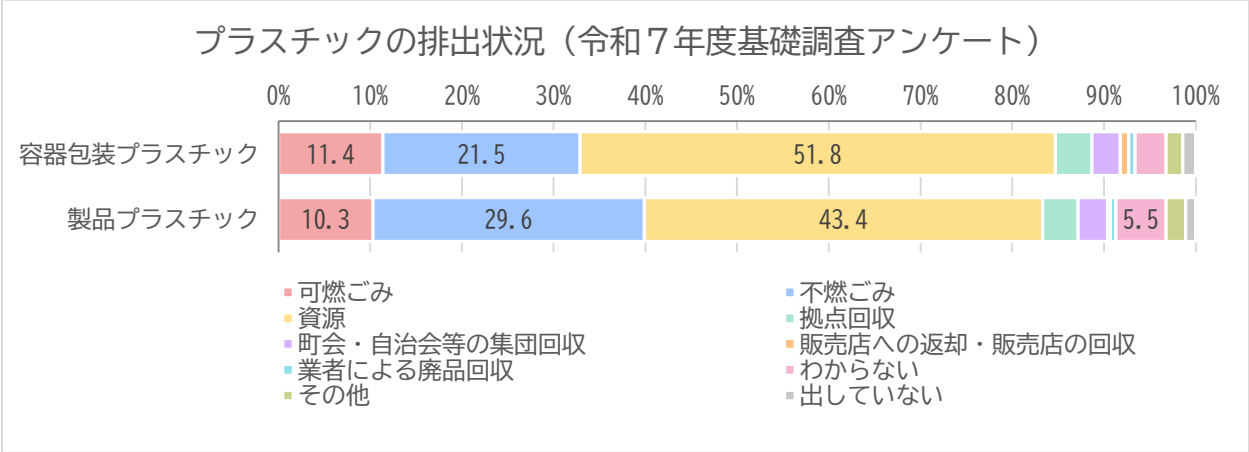
今後は、事業者への分かりやすい情報提供や指導を継続するとともに、紙類や食品廃棄物、プラスチック類などの分別・資源化や、飲食店や宿泊施設、小規模事業者にも取り組みやすい方法を示し、優良な取組事例の共有などを通じて、事業者が自主的にごみの発生抑制に取り組める環境づくりを進める必要があります。



② プラスチックの使用抑制と資源循環

港区では、平成 20（2008）年 10 月から、容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックを含むプラスチック全般を資源として回収し、リサイクルを進めてきました。プラスチックは、私たちの暮らしの中で身近に使われている一方で、使い捨てによるごみの増加や、焼却時の温室効果ガスの排出、海洋プラスチックごみ問題などにつながることから、できるだけ使う量を減らし、使ったものは適切に分別して資源として循環させることが必要です。

基礎調査では、ペットボトルを資源として出している区民の割合は高い一方で、容器包装プラスチックや製品プラスチックについては、資源として出している区民の割合が半数程度にとどまっています。そのため、プラスチックの分別方法や出し方について、より分かりやすく周知していく必要があります。また、レジ袋の有料化などをきっかけに、マイバッグを持参する、プラスチック製のストローやカトラリーをもらわないといった行動は広がりつつあります。今後は、こうした日常的な取組を更に定着させるとともに、区民・事業者・区が連携して、使い捨てプラスチックの使用抑制とプラスチック資源の循環利用を進める必要があります。



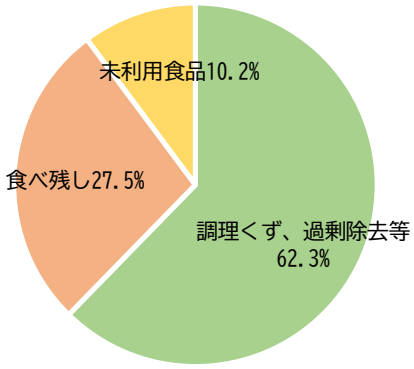
③　食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことです。区では、家庭から出る食品ロスを減らすため、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成や貸出し、段ボールコンポスト講座の実施などを通じて、生ごみの減量や食品を無駄にしない暮らし方を広く紹介してきました。また、家庭で使い切れない未利用食品を回収し、区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブにも取り組んでいます。

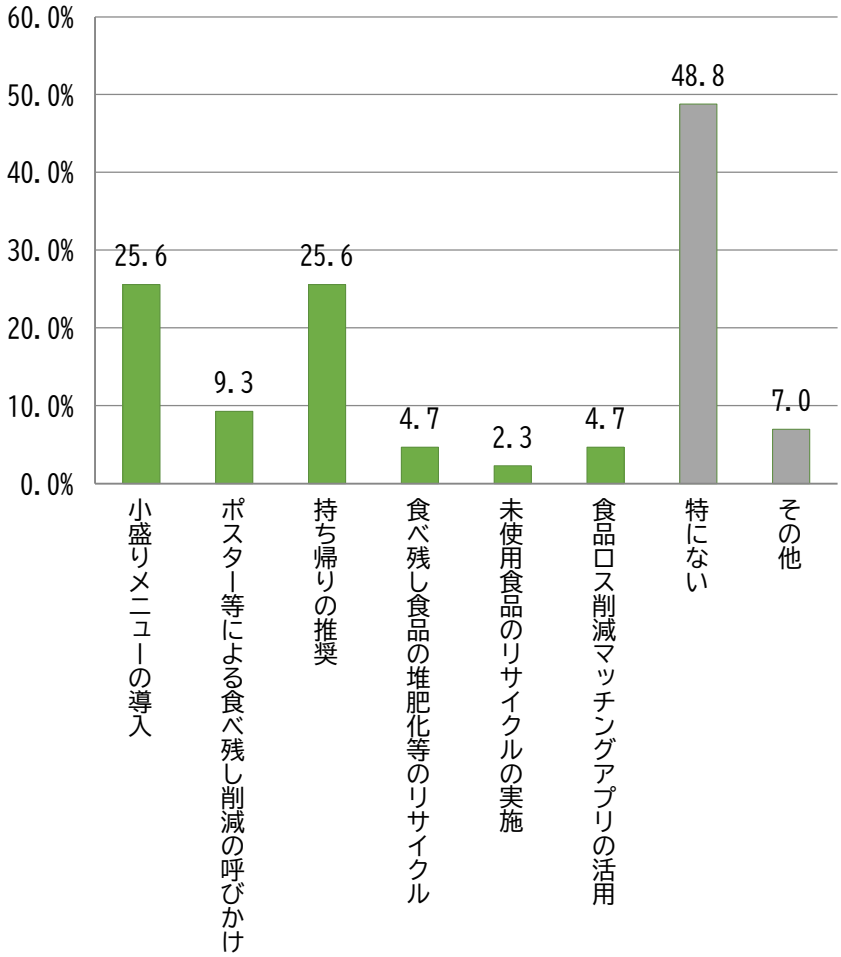
基礎調査では、未利用食品を捨てたことがある人の割合は減少しており、食品ロス削減への意識は少しずつ高まっていると考えられます。一方で、排出実態調査では、可燃ごみの中に、未利用食品が一定程度含まれていることが確認されています。食品ロスを減らすためには、買い物の前に冷蔵庫の中を確認する、必要な分だけ購入する、食材を使い切る、料理を食べ切るなど、日常生活の中で無理なく続けられる取組を広げていくことが大切です。

飲食店や宿泊施設などの事業者においても、食べ残しや調理過程で発生する食品廃棄物を減らすことが重要です。区では、食べきり協力店の登録や表彰などを通じて、外食時の食べ残しを減らす取組を進めてきました。今後は、家庭と事業者の双方で食品ロス削減の取組を進めるため、分かりやすい情報発信や優良事例の紹介、フードドライブの活用促進などを通じて、食品を大切に使い切る行動を更に広げる必要があります。

可燃ごみ中の生ごみの分類
（令和７年度排出実態調査）



食品廃棄物削減のために実施している取組
（飲食店・宿泊施設）
（令和７年度基礎調査アンケート）

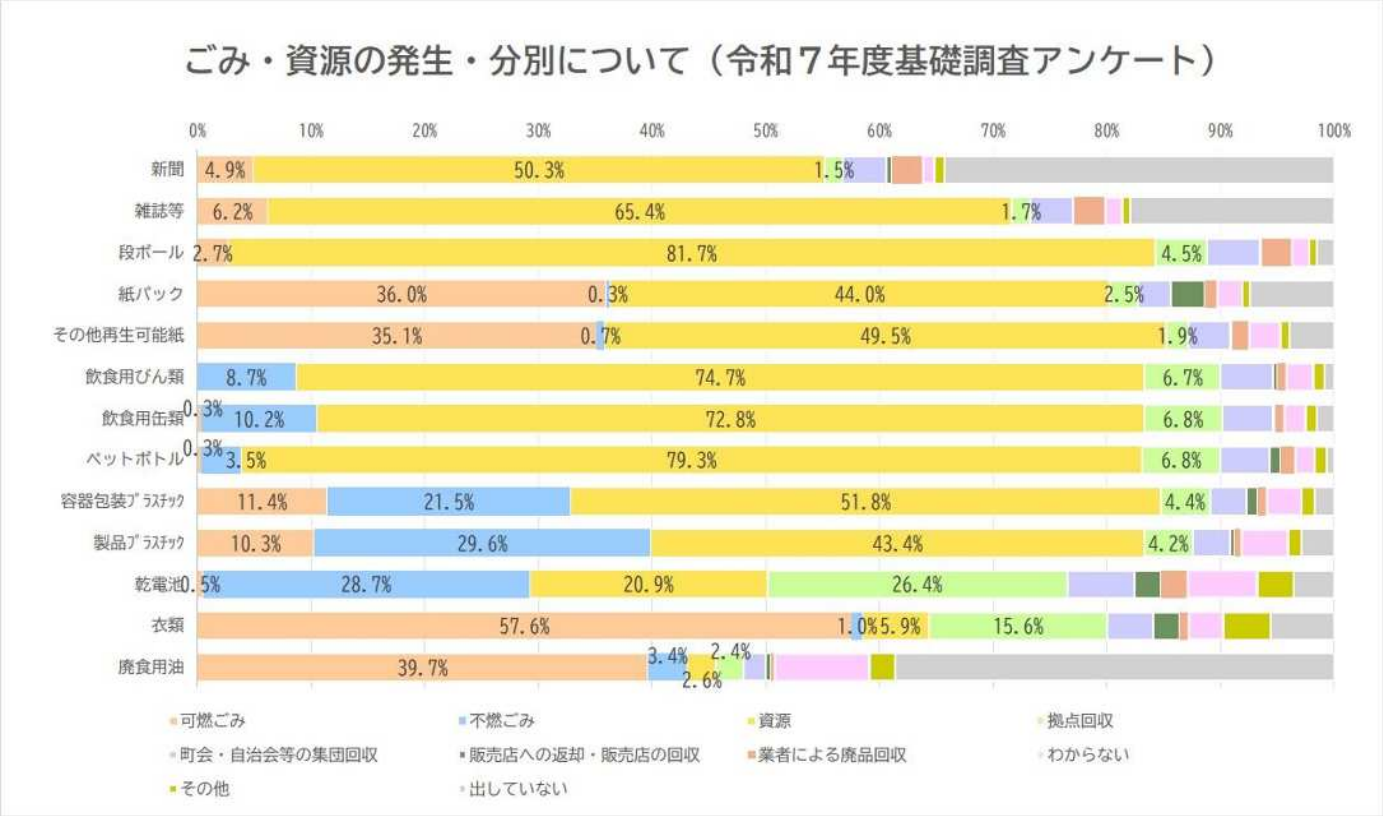


④　資源回収の拡大

区では、家庭から出る資源をできるだけごみにせず、再び資源として活用するため、様々な資源回収に取り組んでいます。集積所では、資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収」、区のイベント等で廃食用油等を集める「イベント回収」、不燃ごみや粗大ごみの中から金属類などを取り出す「ピックアップ回収」も行っています。これらの取組により、区民が身近な場所で資源を出しやすい仕組みづくりを進めてきました。

区の資源化率は、23 区の中でも高い水準にありますが、計画の策定当初から資源化率に大きな変化はみられません。また、基礎調査では、紙類のうち「紙パック」や「その他再生可能紙」が可燃ごみとして出されている状況が確認されており、まだ資源として活用できるものがごみに混ざっていることが分かります。資源回収を更に広げていくためには、区民一人ひとりが分別方法を理解し、資源として出せるものを正しく分けて出すことが大切です。

今後は、資源の出し方をより分かりやすく周知するとともに、拠点回収やイベント回収など、区民が利用しやすい回収方法の充実を図る必要があります。あわせて、紙類、古着、小型家電、廃食用油など、資源化できる品目について情報発信を強化し、家庭から出るごみの中に資源が混ざらないよう、分別の徹底を進める必要があります。



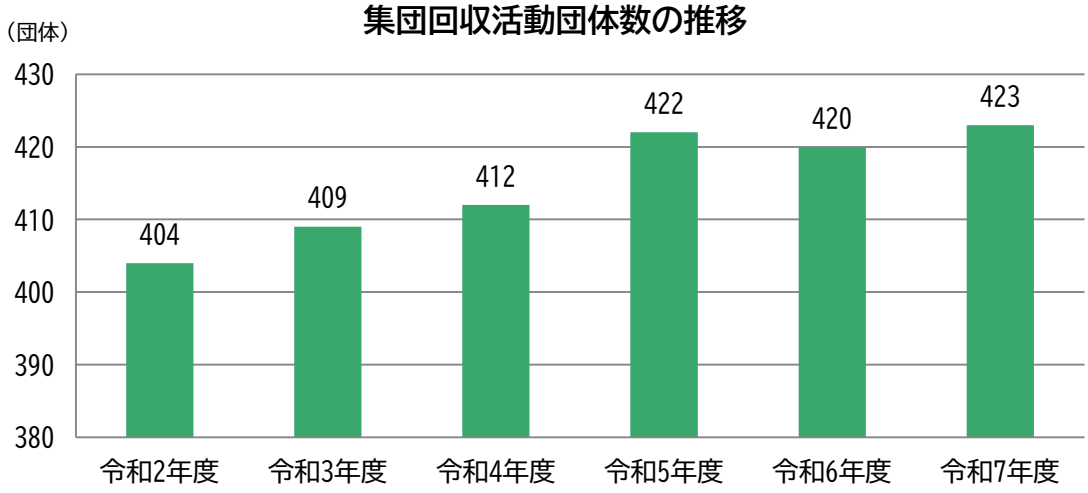
⑤　持続可能な集団回収制度の構築

集団回収は、町会・自治会、ＰＴＡ、マンション管理組合などの地域団体が、回収日や回収場所、回収品目を決め、家庭から出される古紙、びん、缶、布類などの資源をまとめて回収業者に引き渡す取組です。地域の皆さんが協力して資源を集めることで、ごみの減量や資源化につながるだけでなく、地域の環境美化やコミュニティづくりにも役立っています。区では、集団回収を行う団体に対して、回収実績に応じた報奨金の交付や、空き缶プレス機の貸出しなどの支援を行ってきました。

近年、集団回収に取り組む団体数は増加傾向にある一方で、新聞・雑誌などの紙類の減少などにより、集団回収による資源回収量は減少傾向にあります。集団回収を将来にわたって続けていくためには、地域団体の負担をできるだけ軽くし、マンションなど多様な住まい方にも対応しながら、参加しやすい仕組みにしていくことが必要です。

今後は、集団回収制度の周知を進めるとともに、活動団体への支援内容や手続の分かりやすさを高め、既に活動している団体が継続しやすく、新たな団体も参加しやすい環境づくりを進める必要があります。また、地域の実情に応じた回収方法の工夫や、資源回収の意義を分かりやすく伝える情報発信を通じて、区民の自主的な資源回収活動を支える体制を整える必要があります。

集団回収活動団体数の推移

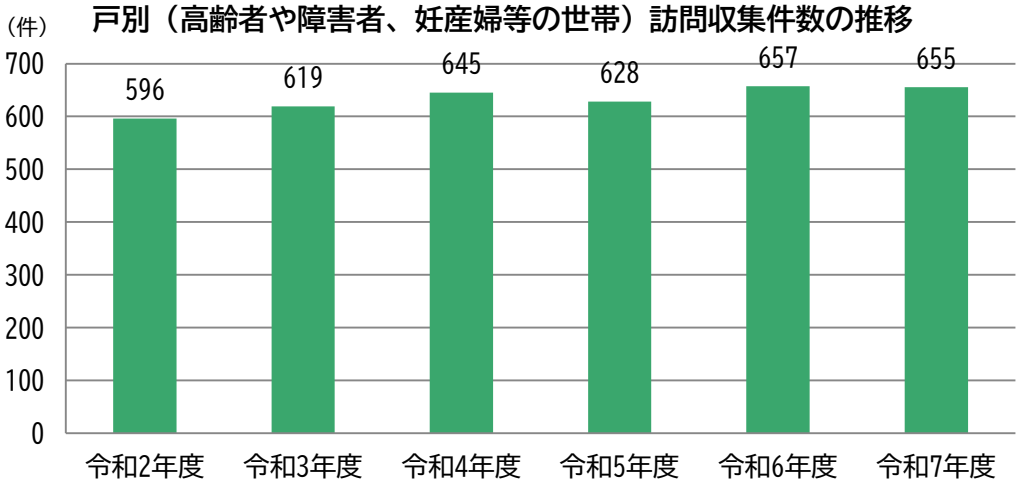


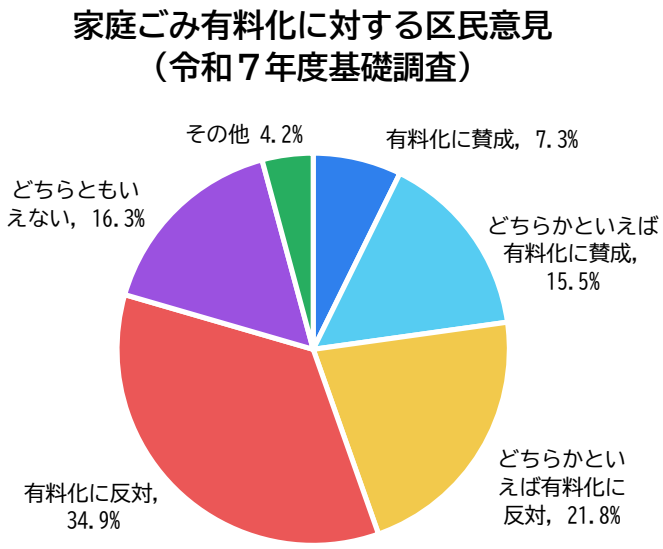
⑥　安全･安心･便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

区では、区民が安心してごみや資源を出すことができるよう、地域の特性や生活状況に応じた収集サービスを行ってきました。新橋や六本木などの繁華街では、まちの美観や安全を保つために早朝収集を実施しています。また、高齢者や障害者、妊産婦等で構成する世帯に対しては、戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集を行い、ごみ出しが困難な方を支援しています。さらに、集積所での分別や排出方法に関する相談、集積所周辺のトラブルへの対応など、ふれあい指導を通じて、地域に寄り添った清掃事業を進めてきました。

一方で、清掃事業を取り巻く状況は変化しています。高齢化の進行に伴い、ごみ出しに支援を必要とする世帯の増加が見込まれるほか、集合住宅の増加や集積所の戸別化により、地域ごとに収集方法や集積所管理の課題が異なっています。また、リチウムイオン電池などの小型充電式電池がごみや資源に混入することで、収集車両や処理施設で火災が発生するおそれがあります。安全で安定した収集を続けるためには、危険物の正しい出し方の周知や、地域の実情に応じた収集体制の見直しが必要です。

家庭ごみの有料化については、基礎調査で反対又はどちらかといえば反対とする意見が多く、不法投棄の増加などを心配する声もあります。そのため、導入の是非については、区民の意見や周辺自治体の動向、減量効果、負担の公平性、不適正排出への対応などを踏まえ、慎重に検討していきます。今後も、区民にとって分かりやすく利用しやすい収集サービスを維持しながら、安全・安心で持続可能な清掃事業の運営を進めます。



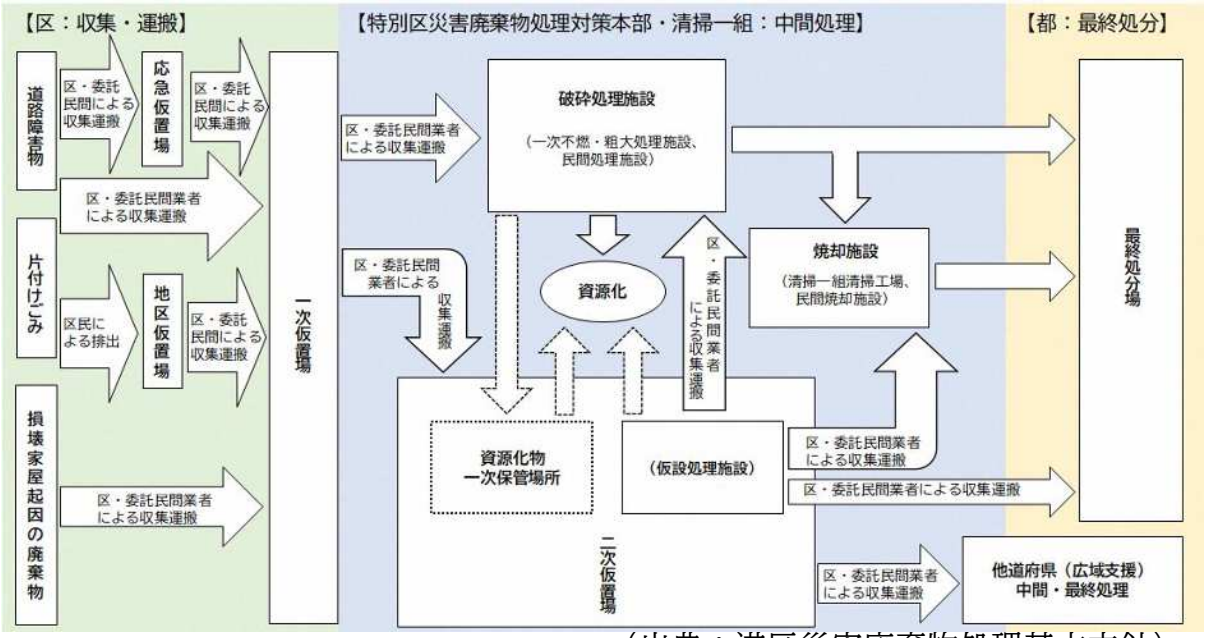


⑦　災害等への対応力の向上

大規模な地震や風水害が発生すると、壊れた家具、家電、建物の一部、片付けごみなど、通常の生活ごみとは異なる多量の災害廃棄物が発生します。これらを速やかに片付け、適切に分別・処理することは、生活環境を守り、まちの復旧・復興を進める上で大切です。港区では、災害時にもできるだけ円滑にごみ処理を行えるよう、令和４（2022）年３月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保、収集・運搬、処理の流れ、関係機関との連携などを整理しています。

災害時には、限られた人員や道路状況の中で収集・処理を行う必要があるため、平常時とは異なる分別や排出方法になる場合があります。そのため、区民が災害時のごみの出し方や仮置場の考え方をあらかじめ理解しておくことが重要です。また、家庭では、家具の転倒防止や不要品の整理などにより、災害時に発生する片付けごみをできるだけ少なくする備えも大切です。今後は、災害廃棄物処理基本方針に基づき、関係機関や民間事業者との連携を強化するとともに、区民への分かりやすい情報提供や訓練等を通じて、災害時にも安全で衛生的な生活環境を確保できる体制づくりを進めていきます。

【災害廃棄物処理の流れ】

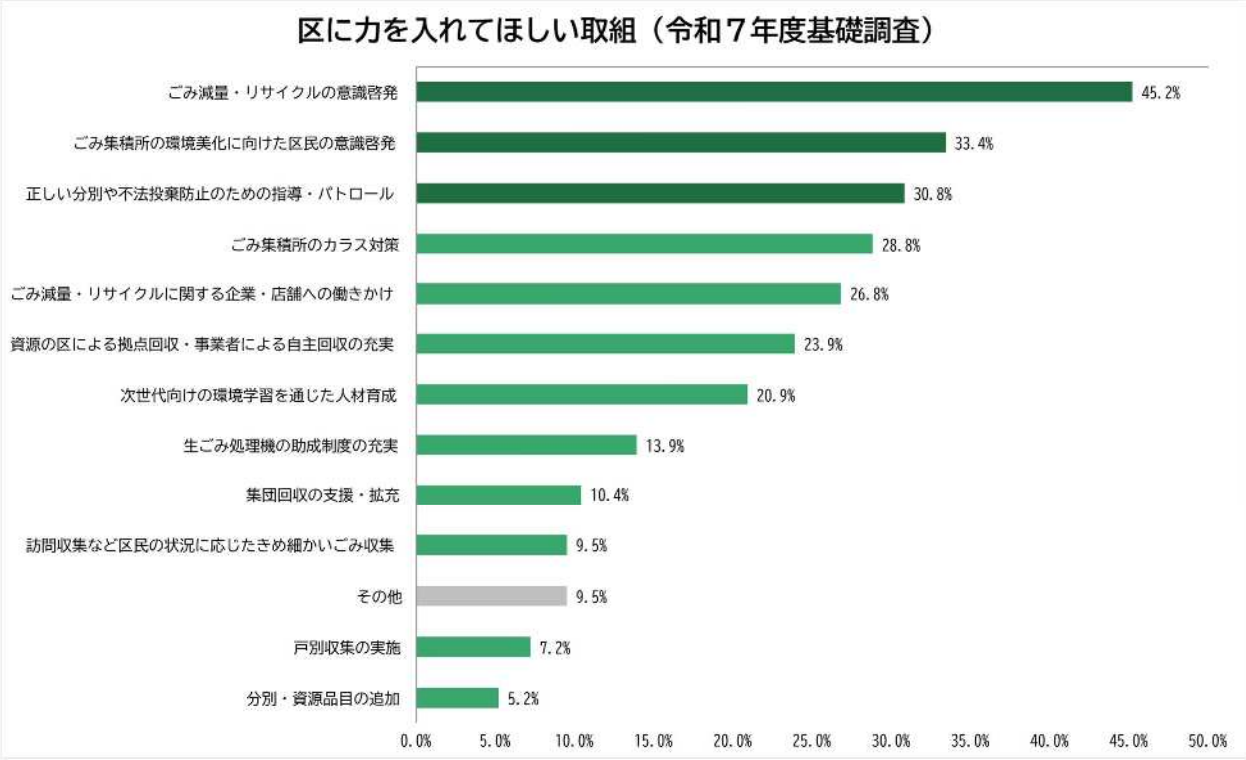


（出典：港区災害廃棄物処理基本方針）

⑧　効果的な普及･啓発と環境学習の充実

ごみの減量や資源の分別を進めるためには、区民一人ひとりが、ごみや資源の出し方を正しく理解し、日々の暮らしの中で無理なく実践できることが大切です。基礎調査では、区に力を入れてほしいこととして「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」が最も多く、次いで「集積所の環境美化に向けた意識啓発」が多くなっており、分かりやすい情報発信や意識啓発への期待が高いことがうかがえます。一方で、区の取組について「利用したことがない、知らない」とする回答も一定程度あり、必要な情報が十分に届いていない面もあります。

今後は、広報紙や区ホームページ、ＳＮＳ、動画、イベントなど、さまざまな手段を組み合わせながら、年代や生活スタイルに応じて分かりやすく情報を届けていきます。また、子どもから大人までが、ごみの減量、分別、リサイクル、食品ロス削減、プラスチックの使用抑制などについて学び、行動につなげられるよう、学校や地域、事業者と連携した環境学習を充実させます。あわせて、集積所の使い方や資源の出し方、地域で取り組まれている優良事例などを紹介し、区民・事業者・区が協力して、清潔で資源が循環するまちづくりを進めます。



（２）　取組の達成状況

区のごみ減量・資源化の進捗を確認するために、区は前期計画で以下のとおり数値目標を定めました。総排出量、資源化率、食品ロス、プラスチックなどを用いて、取組の達成状況を確認します。

資源・ごみの排出実態に関する数値目標			
No.	目標項目	単位	内容
1	総排出量	t/年、g/人・日	区内で発生する資源・ごみの総量
2	区収集可燃ごみ量	t/年、g/人・日	区が収集する可燃ごみの量
3	可燃ごみへの資源混入割合	%	可燃ごみに混入する資源の割合
4	食品ロス発生量	t/年、g/人・日	家庭から出る食品ロスの発生量
5	プラスチック排出量	t/年、g/人・日	家庭から出るプラスチック量
6	資源化率	%	資源・ごみ量のうち資源が占める割合
7	資源回収量	t/年、g/人・日	行政回収等で集めた資源の量
8	集団回収による資源回収量	t/年	地域団体が自主回収する資源量
9	資源とごみの分別意識	%	区民の分別意識
10	持込ごみ量	t/年	事業者等が清掃工場へ持ち込むごみ量
11	再利用計画書上の再利用率	%	大規模事業者の再利用状況
12	温室効果ガスの排出量	t-CO_2/年	可燃ごみ・プラスチック焼却に伴う温室効果ガス排出量

■ ①　総排出量削減

総排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動や人流が一時的に縮小した時期には減少しましたが、その後は社会経済活動の回復や来街者の増加に伴い、再び増加する傾向がみられます。年間量でみると、令和７年度実績は前期計画の中間年度目標値を下回っており、現時点では目標の水準を概ね達成していると評価できます。

一人１日当たりの量についても、令和７年度実績は計画中間年度目標値を達成しており、区民一人当たりのごみの排出抑制は一定程度進んでいると考えられます。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【総排出量】 153,742t/年 【原単位】 1,560.8g/人・日	【総排出量】 164,500t/年 【原単位】 1,583g/人・日 目標を達成

■ ②　区収集可燃ごみ量削減

区収集可燃ごみ量は、令和７年度実績が年間 47,583t、一人１日当たり 483.1g であり、計画中間年度目標の年間 41,300t、一人１日当たり 397g まで減量できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【排出量】 47,583t/年 【原単位】 483.1g/人・日	【排出量】 41,300t/年 【原単位】 397g/人・日 更に削減が必要

■ ③　可燃ごみへの資源混入割合の削減

可燃ごみへの資源混入割合は、令和７年度実績が 32.8%となっており、計画中間年度目標の 24%を達成できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
32.8%	24% 更に削減が必要

■ ④　食品ロス発生量削減

家庭での食品ロス発生量は、令和７年度実績が年間 4,758t、一人１日当たり 48.3g であり、計画中間年度目標の年間 3,800t、一人１日当たり 37.0g を達成できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【発生量】 4,758t/年 【原単位】 48.3g/人・日	【発生量】 3,800t/年 【原単位】 37.0g/人・日 更に削減が必要

■ ⑤　プラスチック排出量削減

プラスチック排出量は、令和７年度実績が年間 12,894t、一人１日当たり 130.9g であり、計画中間年度目標の年間 12,100t、一人１日当たり 116g を達成できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【排出量】 12,894t/年 【原単位】 130.9g/人・日	【排出量】 12,100t/年 【原単位】 116g/人・日 更に削減が必要

■ ⑥　資源化率向上

資源化率は、令和７年度実績が 28.4%であり、計画中間年度目標の 40%には届いていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
28.4%	40% 更に向上が必要

■ ⑦　資源回収量向上

資源回収量は、令和７年度実績が年間 20,234t、一人１日当たり 205.4g であり、計画中間年度目標の年間 30,100t、一人１日当たり 289g を下回っています。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【回収量】 20,234t/年 【原単位】 205.4g/人・日	【回収量】 30,100t/年 【原単位】 289g/人・日 更に向上が必要

■ ⑧　集団回収による資源回収量向上

集団回収による資源回収量は、令和７年度実績が 4,607t であり、計画中間年度目標の年間 6,800t を下回っています。

令和７年度実績	計画中間年度目標
4,607t/年	6,800t/年 更なる推進が必要

■ ⑨　ごみと資源の分別意識向上

ごみと資源の分別意識は、令和８年度に区が実施した意識調査では区民の 77.7%が「きちんと分別している」という回答であり、区民の分別意識は向上しています。

令和８年度実績	計画中間年度目標
77.7%	65% 目標を達成

■ ⑩　持込ごみ量削減

区内で排出されるごみの大きな割合を占める持込ごみ量は、令和７年度実績は年間 82,583t であり、計画中間年度目標の 90,100t よりも削減できています。

一方で、持込ごみ量は、新型コロナウイルス感染症の影響による減少後、事業活動の回復に伴い増加傾向にあることから、抑制に向けた更なる取組が必要です。

令和７年度実績	計画中間年度目標
82,583t/年	90,100t/年 目標を達成

■ ⑪　再利用計画書上の再利用率向上

再利用計画書上の再利用率については、令和７年度実績は、紙類再利用率が 52.2%、厨芥類再利用率が 18.6%であり、いずれも計画中間年度目標には届いていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【紙類再利用率】 52.2% 【厨芥類再利用率】 18.6%	【紙類再利用率】 66% 【厨芥類再利用率】 20% 更に向上が必要

■ ⑫　温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの排出量については、令和７年度実績は 21,987t-CO_2であり、計画中間年度目標の 18,300t-CO_2まで削減できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
21,987t-CO_2/年	18,300t-CO_2/年 更に削減が必要

（３）　区が収集した資源・ごみの処理の流れ

回収品目	収集・運搬	中間処理①	中間処理①後の廃棄物種別	中間処理②	最終処分先
可燃ごみ	区・（一社）東京環境保全協会会員各社	港清掃工場	焼却灰		再生利用（セメント原料等） 中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場
管路ごみ（台場）	都・臨海副都心ごみ管路収集輸送システム	有明清掃工場	焼却灰		再生利用（セメント原料等） 中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場
不燃ごみ	（一社）東京環境保全協会会員各社	芝浦清掃作業所（選別）	廃コード、携帯電話	【委託】社会福祉法人エールみなと （電線剥離・携帯電話分解）等	再生利用（銅・鉄等の金属類）
			おもちゃ	【委託】社会福祉法人エールみなと （電線剥離・携帯電話分解）等	再生利用（銅・鉄等の金属類）
			スプレー缶、ライター	芝浦清掃作業所（破砕）	再生利用（銅・鉄等の金属類）
			デジカメ等拠点回収対象品、 小型家電、調理器具等の金属類		再生利用（銅・鉄等の金属類）
			充電式電池		再生利用（レアメタル等）
			蛍光灯・乾電池等の水銀含有物		再生利用（水銀・ガラス・金属類）
			陶磁器・ガラス類		再生利用（人工砂、土木資材原料）
			その他	京浜不燃ごみ処理センター	中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場
粗大ごみ	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	新堀粗大ごみ中継所（選別）	使用済み小型家電、自転車等の金属類		再生利用（銅・鉄等の金属類）
			家具等の木製品	【委託】解体及び釘やガラス等の除去	再生利用（パーティクルボード）
			羽毛ふとん		再生利用（リユース羽毛等）
			その他	粗大ごみ破砕処理施設 【破砕、鉄を回収】→ 清掃工場で焼却	再生利用（セメント原料等） 中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場
資源プラスチック	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	港資源化センター（選別）	容器包装プラスチック	【引渡し】 （公財）日本容器包装リサイクル協会	再生利用（プラスチック原料等）
			製品プラスチック・ 区市町村負担分の容器包装プラスチック		再生利用（アンモニア、ドライアイス等）
びん	港区リサイクル事業協同組合		リターナブルびん（生きびん）	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再使用
			無色びん（カレット）	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再生利用（ガラス原料）
			茶色びん（カレット）	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再生利用（ガラス原料）
			その他色びん	【引渡し】 （公財）日本容器包装リサイクル協会	再生利用（ガラス原料）
缶	港区リサイクル事業協同組合		スチール缶	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再生利用（鉄）
			アルミ缶	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再生利用（アルミ）
ペットボトル	東京都環境衛生事業協同組合港区支部		ペットボトル		再生利用（ペットボトル）
古紙	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	【売却】港区リサイクル事業協同組合 古紙ヤード	古紙（新聞・雑誌・段ボール・ その他再生可能紙）		再生利用（紙パルプ）
古着	東京都環境衛生事業協同組合港区支部		古着（古着・使用済みの靴やカバン）		再使用、再生利用（繊維等）
使用済み小型家電 （９品目）	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	みなとリサイクル清掃事務所	使用済み小型家電（携帯電話機・ デジタルカメラ・ゲーム機等）		再生利用（銅・鉄等の金属類）
ペットボトルキャップ	東京都環境衛生事業協同組合港区支部				認定ＮＰＯ法人を通じたワクチン寄付
廃食用油	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	みなとリサイクル清掃事務所	廃食用油		再生利用（再生油脂）
未利用食品	【受付窓口】みなとリサイクル清掃事務所、 各総合支所等				フードバンク等（未利用食品）

（４）　清掃リサイクル事業に関わるコスト

清掃リサイクル事業に関わるコストは、ごみや資源の収集・運搬、資源化、施設の維持管理、事業運営などに必要となる経費です。令和５年度から令和７年度までの清掃事業コストを見ると、合計額は概ね 50 億円から 60 億円台で推移しており、令和７年度は約 63.5 億円と、この期間で最も高くなっています。特に、事業経費は令和７年度に約 46.3 億円となっており、全体の増加に大きく影響しています。

一方、清掃事業に関する収入は、使用料等、国庫（都）支出金、その他収入で構成されており、令和７年度の収入合計は約 6.2 億円となっています。ただし、清掃事業コスト全体に対して収入が占める割合は大きくなく、事業の多くは一般財源により支えられている状況です。

今後は、ごみの発生抑制や資源分別の徹底により、収集・運搬や処理にかかる負担を抑えるとともに、資源回収方法の効率化、施設・車両の計画的な維持管理、民間活力の活用などにより、清掃サービスの質を維持しながら、持続可能な事業運営を進める必要があります。区民一人ひとりがごみを減らし、資源を正しく分別することは、環境負荷の低減だけでなく、清掃リサイクル事業のコスト抑制にもつながります。

清掃事業コスト　　単位：千円

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人件費	1,027,710	1,000,898	1,013,720
退職手当引当金繰入等	57,857	62,978	58,172
事業経費	3,460,529	4,107,841	4,634,359
維持管理費	439,491	520,190	506,084
減価償却費	130,254	130,684	139,665
合計	5,115,841	5,822,591	6,352,000

清掃事業に関する収入　　単位：千円

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
使用料等	424,459	423,364	412,026
国庫（都）支出金	1,532	2,207	1,977
その他収入	194,789	244,531	206,288
合計	620,780	670,102	620,291

（出典：港区財政レポート）

（5） 分別区分

港区の分別区分は下記に示すとおりです。ごみと資源を正しく分別することは、焼却量の削減、資源化率の向上、清掃事業コストの抑制につながります。

種類		分別区分	排出者	収集主体	収集頻度
家庭ごみ	区収集ごみ	可燃ごみ（燃やすごみ）	区民	区	2回／週
		不燃ごみ（燃やさないごみ）			2回／月
		粗大ごみ			申込制
資源	集団回収	古紙	区民※	町会・自治会等の実践団体	団体ごとに異なる
		布類	区民		
		金属類			
		びん類			
		その他			
	集積所回収	資源プラスチック		区	1回／週
		古紙			
		びん、缶			
		ペットボトル			
	拠点回収	使用済み小型家電製品			随時
		ペットボトルキャップ			
		古着			
		廃食用油			
		使用済み蛍光灯			
		使用済み乾電池			
		陶磁器			
		ガラス類			
		おもちゃ			
	イベント回収	使用済み小型家電製品			イベント開催時
		廃食用油			
		羽毛布団			
		園芸土			
	ピックアップ回収	充電式電池			収集した不燃ごみ・粗大ごみから資源化可能なものをピックアップ
		金属製品等			
		コード類			
		使用済み蛍光灯			
		使用済み小型家電製品			
		陶磁器			
		ガラス類			
		おもちゃ			
		羽毛布団			
		廃木材			

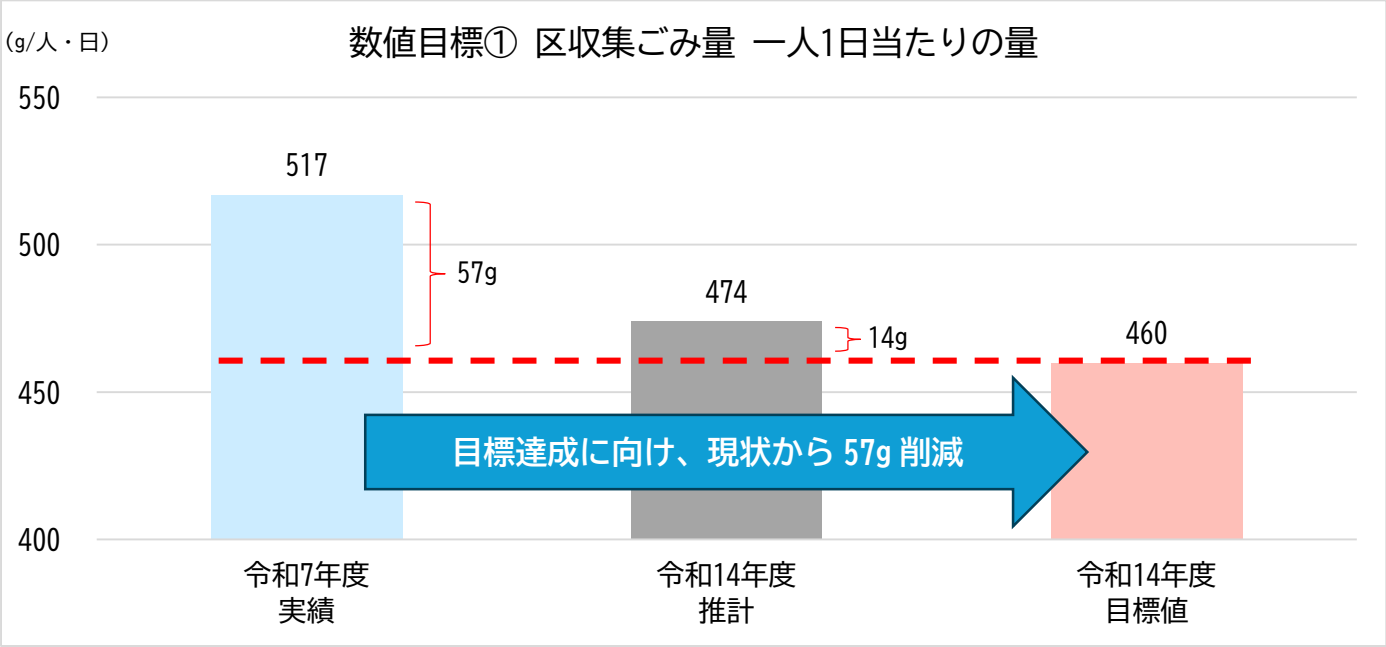
※中小企業基本法上の小規模企業者を含む

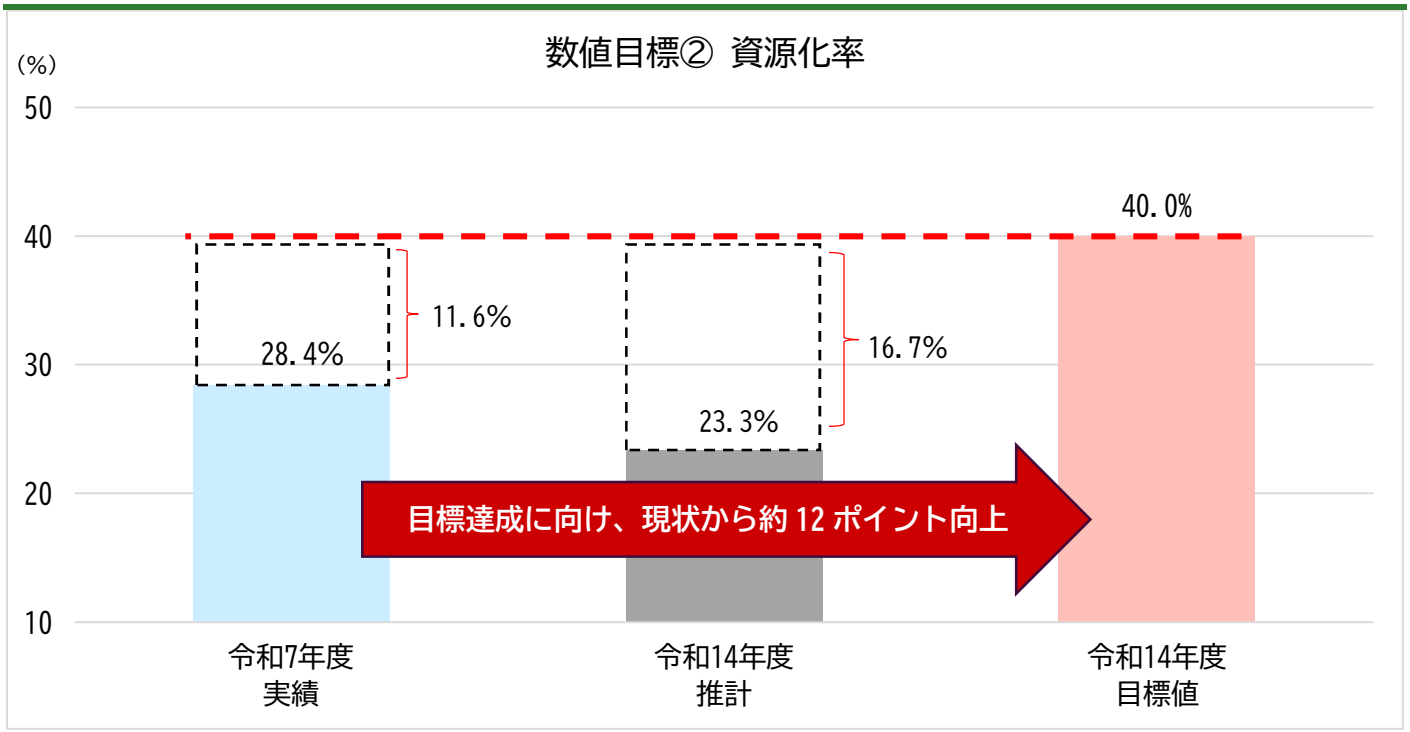
3　計画後期に向けた数値目標

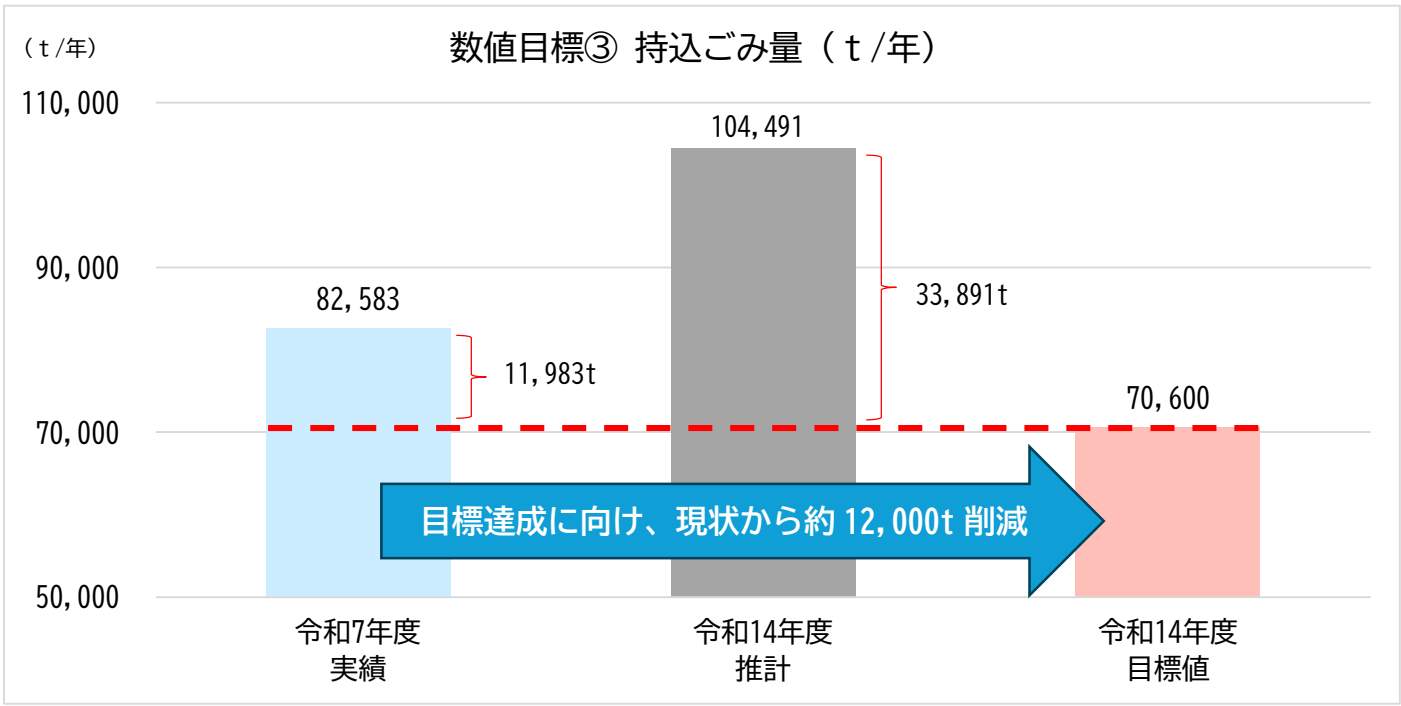
数値目標及び取組指標は、ごみ減量・資源化施策の成果を客観的に把握し、計画の進行管理や施策の改善につなげるために設定するものです。数値目標については、区民・事業者の排出抑制や資源循環の成果を総合的に示す指標として設定し、取組指標については、資源化の促進や食品ロス削減、脱プラスチック及び脱炭素化など各施策の進捗状況を多面的に把握するために設定します。

本計画の数値目標

No.	指標	単位	令和７年度 実績	令和 14 年度 推計値	令和 14 年度 目標値
1	区収集ごみ量	一人１日当たりの量 （g/人・日）	517	474	**460**
2	資源化率	資源化率（%）	28.4	23.3	**40.0**
3	持込ごみ量	年間量（ｔ/年）	82,583	104,491	**70,600**




数値目標② 資源化率
(%)
50
40
30
20
10
40.0%
28.4%
11.6%
23.3%
16.7%
目標達成に向け、現状から約 12 ポイント向上
令和7年度
実績
令和14年度
推計
令和14年度
目標値


数値目標③ 持込ごみ量（t/年）
(t/年)
110,000
90,000
70,000
50,000
104,491
82,583
33,891t
11,983t
70,600
目標達成に向け、現状から約 12,000t 削減
令和7年度
実績
令和14年度
推計
令和14年度
目標値

本計画の取組指標					
No.	指標	単位	令和７年度 実績	令和 14 年度 推計値	令和 14 年度 目標値
1	総排出量	年間量（ｔ/年）	153,742	171,469	**152,800**
2	可燃ごみへの資源混入割合	割合（%）	32.8	35.8	**25.0**
3	食品ロス発生量	一人１日当たりの量 （g/人・日）	48.3	44.6	**43.0**
4	プラスチック排出量	年間量（ｔ/年）	12,894	13,091	**12,100**
5	集団回収による資源回収量	年間量（ｔ/年）	4,607	3,468	**5,000**
6	大規模建築物（延床面積1,000㎡以上）の再利用計画書上の再利用率	紙類再利用率（%）	52.2	46.7	**60.0**
		厨芥類再利用率（%）	18.6	23.3	**25.0**
7	温室効果ガス排出量	CO_2排出量 （ｔ- CO_2/年）	21,987	22,681	**21,086**

4　目標達成に向けた取組

（1）　事業系ごみの発生抑制

区では、これまで大規模建築物への立入検査や再利用計画書の提出指導、事業系ごみ分別リーフレットの配布、一般廃棄物収集運搬業者への指導などを通じて、事業系ごみの適正排出と資源化を促進してきました。

一方で、港区は業務・商業機能が集積する地域であり、区内で排出されるごみの半数以上を事業系ごみが占めています。近年は、事業活動の活性化やインバウンドの回復等に伴い、持込ごみ量が増加する傾向にあることから、事業系ごみの更なる発生抑制と資源化の推進が必要です。

今後は、排出事業者による自己処理責任の徹底を基本に、紙類、プラスチック類、食品廃棄物などの分別・資源化を一層推進します。大規模事業者に対しては、再利用計画書を活用した進行管理やデータ活用を検討し、実効性のある取組につなげます。また、飲食店、宿泊施設、小規模事業者に対しては、食品ロス削減や資源循環に関する情報提供、好事例の共有、表彰制度の活用などにより、自主的な取組を促進します。

さらに、繁華街における不適正排出については、関係機関等と連携しながら、排出ルールの周知や指導を進めます。これらの取組により、事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を推進します。

【今後の具体的な取組】

① 事業用大規模建築物のごみ減量や資源の再利用の促進

事業用大規模建築物の新築、増築、用途変更等の機会を捉え、ごみの減量や資源の再利用に配慮した取組について、事業者との協議や情報提供を行います。また、古紙や食品廃棄物等の資源循環の取組事例や再生利用指定制度の周知を通じて、事業者による資源化の取組を促進します。

② 各種手続のオンライン化等の推進　新規

「事業用大規模建築物における再利用計画書」等の各種手続のオンライン化を進め、事業者の利便性の向上及び円滑な手続の実現を図るとともに、ごみの減量や資源の再利用に関する情報発信の充実を図ります。



職員・ごみ減量アドバイザーによる立入検査の様子

③ 事業者によるごみ減量・資源化及び適正処理の推進

事業用大規模建築物の所有者及び占有者（テナント）によるごみの減量及び資源の再利用を推進するため、事業用大規模建築物への立入検査等において、ごみ減量アドバイザーの専門的知見を活用し、保管場所の改善、実量測定の導入、再利用率の向上、テナントとの連携強化など、建築物の課題に応じた助言・支援を行います。また、優良事例の共有等により、自主的なごみ減量・資源化の取組を促進します。

④ 一般廃棄物収集運搬業者との連携による適正排出の促進

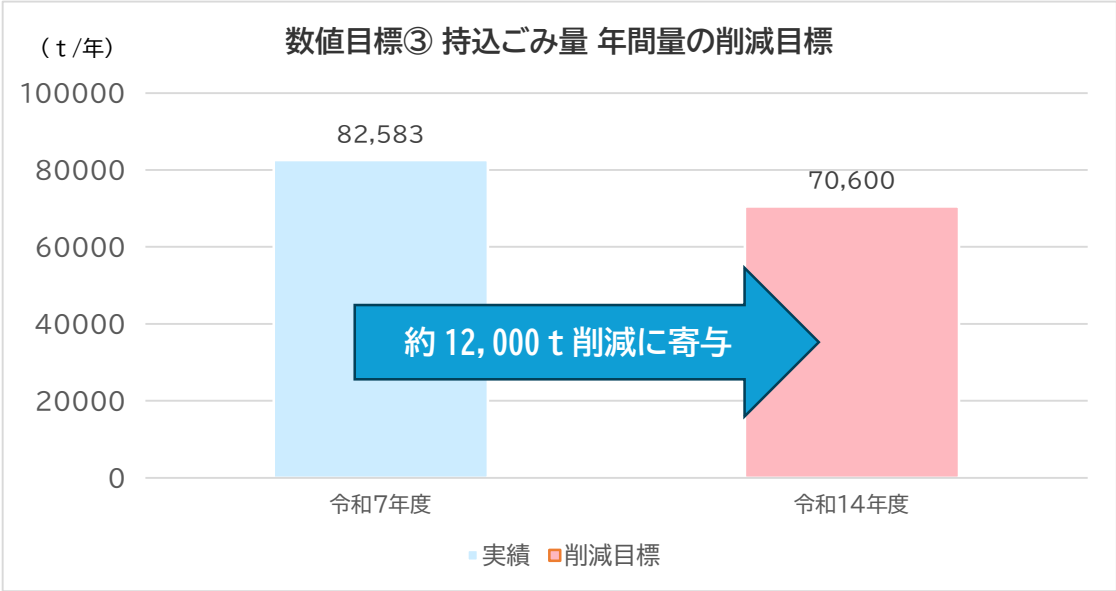
清掃工場で確認された不適正搬入の内容を把握するとともに、不適正排出があった事業所へ立ち入り、排出状況を確認します。適正排出には、一般廃棄物収集運搬業者だけでなく排出事業者の意識向上が必要です。今後は収集運搬業者へのアンケート等により、日常の収集で把握している排出実態や課題を収集し、効果的な減量・適正排出施策の検討に活用します。

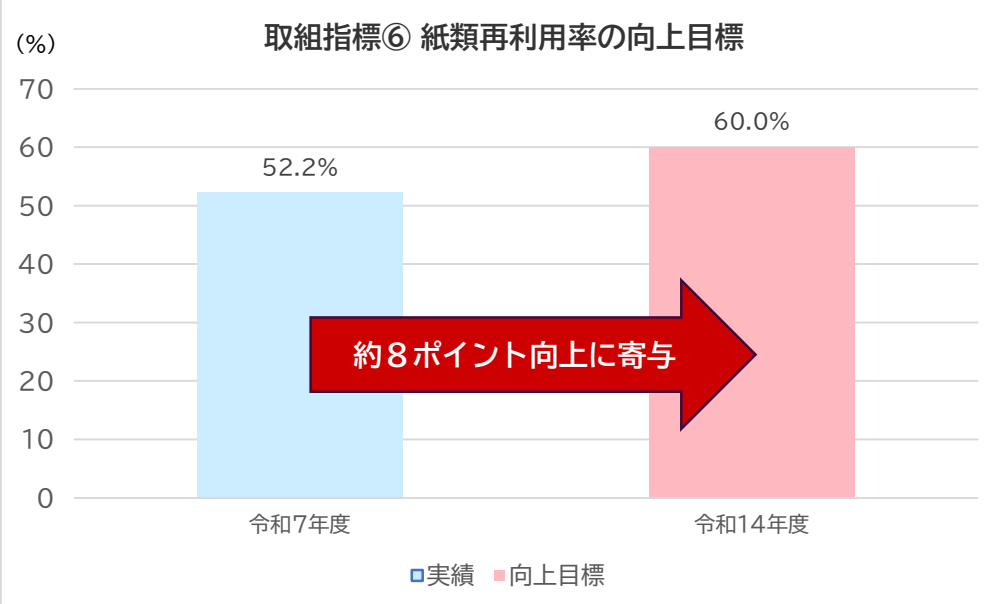
⑤ 民間収集への移行促進

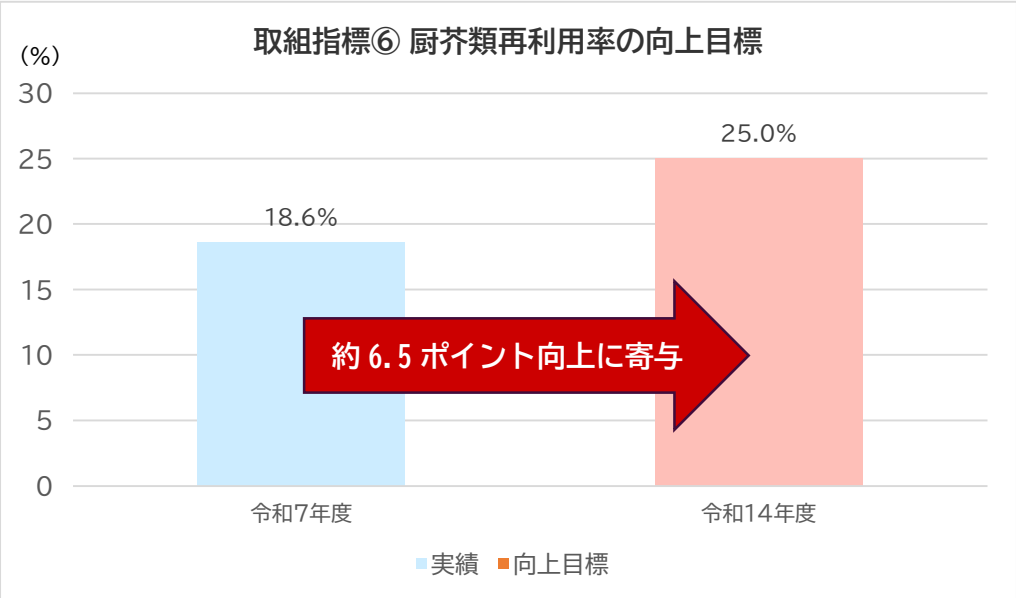
事業系ごみの処理は、排出事業者の自己処理が原則です。事業者のごみの自己処理責任を徹底するため関係部署と連携し、区収集を利用している少量排出事業者に対し、収集の頻度や時間帯などを排出事業者側が個々の状況に合わせて選択できるなどの民間収集（一般廃棄物収集運搬業者に委託）のメリットを示しながら移行を促します。

【取組の効果】

持込ごみ量の増加を抑制するとともに、紙類及び厨芥類の再利用率の向上を図り、グラフに示す目標値の達成をめざします。







（２） プラスチックの使用抑制と資源循環

区は、平成 20（2008）年 10 月から全国に先駆けて容器包装以外のプラスチック（製品プラスチック）を資源として一体的に回収し、すべて国内の処理施設で身近なプラスチック製品やドライアイスなどに再製品化する、リサイクルによる資源循環を行っています。また、海洋プラスチックごみ問題に関する啓発や、令和２（2020）年７月のレジ袋有料化を契機としたマイバッグ推進の啓発のほか、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」に基づき、令和２（2020）年度から区の事務事業及び施設管理において使い捨てプラスチックの削減に率先して取り組んでいます。

一方で、資源として回収されるべきプラスチックの一部が可燃ごみとして排出されている状況もみられることから、分別の徹底と使用抑制を一体的に進める必要があります。引き続き、マイバッグやマイボトルなどのワンウェイプラスチックの代替となる製品の利用、リユース容器や詰め替え商品の利用促進などにより、使い捨てに依存しない生活様式の定着を図るとともに、「プラスチックは資源」という意識のより一層の定着を図ります。

また、飲食店、小売店舗、宿泊施設、イベント主催者等と連携し、製品やサービスの提供段階からプラスチック使用量を削減するよう働きかけるとともに、情報提供、普及啓発、優良事例の共有などを通じて、区民・事業者の主体的な行動を支援し、プラスチックの使用抑制と資源循環を推進します。

【今後の具体的な取組】

① 海洋プラスチック問題の普及･啓発

海洋プラスチック問題の普及・啓発に向け、パネル展やイベント、清掃車へのラッピング、集積所へのプラスチック分別周知看板設置などを引き続き推進し、海洋プラスチック問題に対する意識啓発を行うとともに、３Ｒ推進行動会議を活用して産業団体、消費者団体、清掃協力会などと連携して区民等への意識啓発を行います。

② レジ袋の削減とマイバッグの利用促進

区ホームページや資源とごみの分別ガイドブック等を活用し、マイバッグの利用を推奨しています。今後も多様な広報媒体を通じて、レジ袋の削減とマイバッグの利用を継続的に啓発します。

③ ペットボトルの削減とマイボトルの利用促進

区ホームページや各種パンフレットでマイボトルの利用を推奨しています。区役所本庁舎をはじめ区有施設に設置した冷水器やマイボトル対応型給水機、民間企業と連携した給水スポットの提供など、今後も給水環境の活用を周知し、マイボトルの利用とペットボトルの削減を促進します。



マイボトル対応型給水機

④ リユース食器等の利用促進

リユース食器の貸出しを行い、子ども食堂や町会・自治会のイベント、みなと区民まつり等での利用を通じて、使い捨てプラスチックごみの削減を図ります。

⑤ 使い捨てプラスチック削減に向けた区の率先した取組

「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」に基づき、啓発品の包装や施設内自動販売機のペットボトル商品の見直しなど、全庁的な削減に取り組んでいます。各所管課からの相談には、代替品の提案やプラスチック使用を前提としない啓発品への見直しを依頼しています。今後も庁内への助言を継続し、区の事務事業や施設から排出される使い捨てプラスチックを削減します。

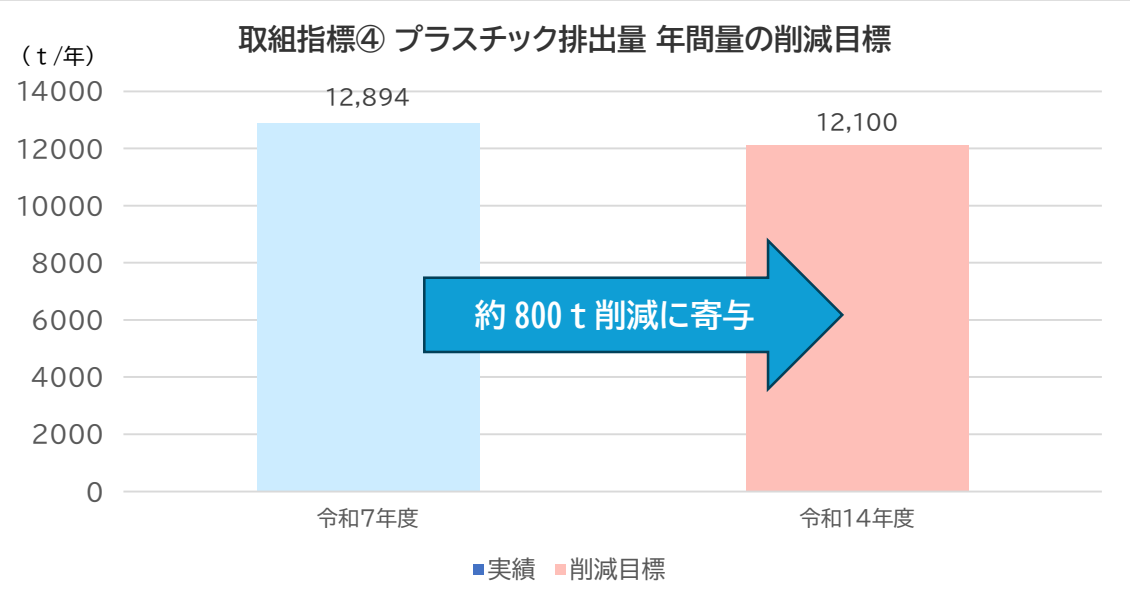
⑥ 拡大生産者責任の強化

「全国都市清掃会議」など様々な機会を捉えて、国や業界団体に対し、商品の製造販売やサービス提供の段階におけるプラスチックの使用抑制、使い捨てを前提とした製品の生産や過剰包装の見直し、環境負荷の少ない素材への切り替え、容器回収を促進するデポジット制度の導入を求めます。さらに、事業者による発生抑制等のインセンティブをより働かせる観点から、分別収集・選別保管を含めたすべてのリサイクルコストの事業者負担など、拡大生産者責任の強化を求めていきます。

今後は、プラスチックリサイクルについて新たな取組を開始する事業者等と連携し、循環経済（サーキュラーエコノミー）を推進するためのリサイクル手法を検討します。

【取組の効果】

区民・事業者・区が連携してプラスチックの排出抑制、資源循環を進めます。これにより、プラスチック排出量を削減し、グラフに示す目標値の達成をめざします。



（3） 食品ロスの削減（港区食品ロス削減推進計画）

区では、食べきり協力店制度、フードドライブ、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成、段ボールコンポスト講座など、食品ロス削減に向けた多様な取組を進めてきました。また、コンビニエンスストアやスーパーマーケットと連携し、フードドライブの受付拠点を拡充するなど、未利用食品の有効活用にも取り組んでいます。

一方で、家庭ごみの中には依然として未利用食品が含まれており、飲食店や宿泊施設等においても食品ロス削減に取り組んでいない事業者がみられます。引き続き、家庭における「買い過ぎない」「使い切る」「食べ切る」といった行動の定着を図るため、食品ロスの現状や削減効果を分かりやすく発信します。

また、飲食店等の事業者に対しては、小盛りメニューの導入、食べ残し削減の呼びかけ、未利用食品の有効活用などを促進します。区は、優良事例の共有や食べきり協力店制度の周知、食品ロス削減に取り組むメリットの発信を通じて、家庭と事業者の双方による食品ロス削減を推進します。

【今後の具体的な取組】

① フードドライブの拡大 拡充

フードドライブの常設窓口を、区有施設に加え、一部のコンビニエンスストア及びスーパーマーケットにも拡大し、区主催イベントでも臨時窓口を設けています。今後も、回収機会の充実と食品の提供先の拡大に向けて民間事業者との連携を進め、夜間や土日にも利用しやすい受付体制の充実を図ります。


フードドライブで回収した食品の一例

② 企業版フードドライブの展開

企業から排出される災害備蓄食料等の未利用食品や食品廃棄物について、相談内容に応じてフードバンクを紹介しています。食品を提供したい企業と食品を必要とする施設（子ども食堂、フードバンク等）をつなぐマッチング機能の確保について検討します。必要な支援を検討するとともに、既存のフードバンクとの連携を継続します。

③ 企業や大学等教育機関と連携した啓発

これまで、食品ロス削減を推進することを目的とした連携協定に基づき、食品ロスになりがちな食材を活用した「スイーツレシピコンテスト」や「親子向けエコ料理教室」等を開催し、食品ロス削減の普及・啓発に取り組んできました。今後も、企業を含めさまざまな機関と連携した食品ロスの効果的な削減方法に関する学習・啓発の機会を充実させます。

④ 食べきり協力店の拡充と取組支援

食べ残しを減らす取組を行う飲食店・宿泊施設等を登録・紹介する「食べきり協力店」の拡充に向け、食べ切れなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰る取組を飲食店等が積極的に導入できるよう、環境省が提唱する「ｍｏｔｔＥＣＯ」（愛称：モッテコ）を実施するｍｏｔｔＥＣＯ普及コンソーシアムへの加入と飲食店等への支援を検討します。また、引き続き登録店の拡充と優良事例の発信を進め、事業者と消費者双方の食品ロス削減を促進します。

⑤ 食品ロス削減ハンドブックを活用した事業者への啓発

生ごみの減量方法、ドギーバッグやフードシェアリングアプリの活用事例などをまとめた「食品ロス削減ハンドブック」を作成し、区ホームページで公開しています。また、事業用大規模建築物への立入検査時に配布するなど、事業者への周知・啓発に活用しています。今後も、冊子やデータを効果的に活用し、区内飲食店や食品小売店等への普及を進めます。

⑥ 食品ロス削減月間と食品ロス削減の日における普及・啓発

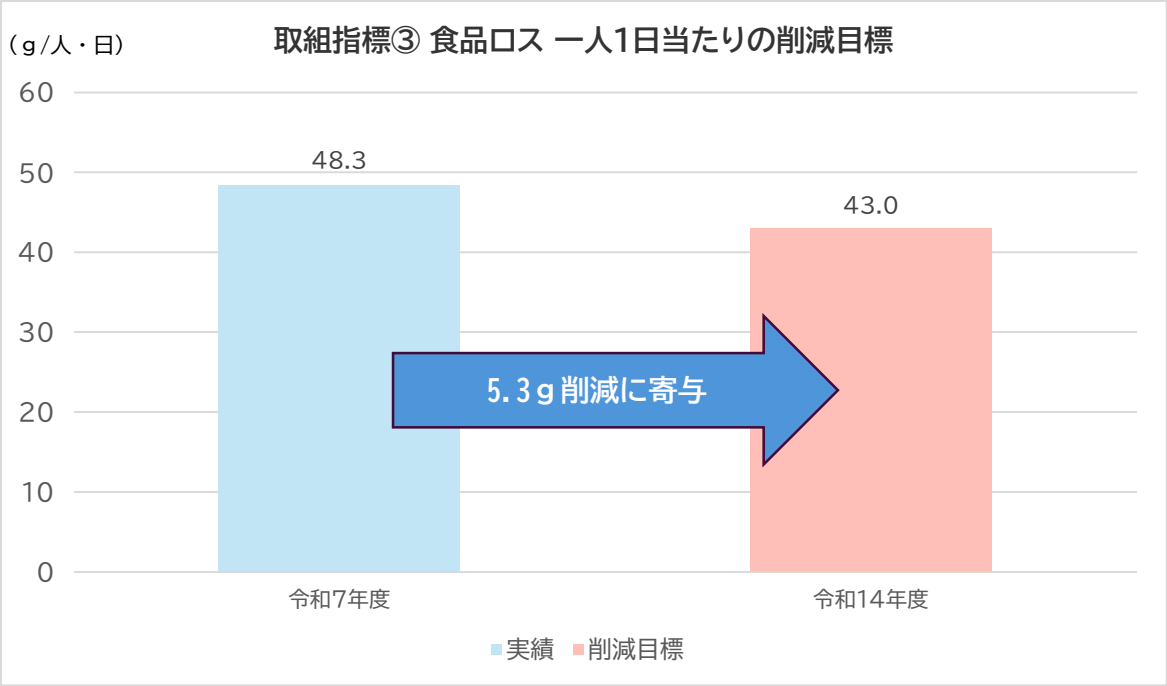
区民の食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10 月の「食品ロス削減月間」や 10 月 30 日の「食品ロス削減の日」に、「食べきり協力店」をはじめとした区内事業者と連携し、普及・啓発キャンペーンを実施します。

⑦ 食品廃棄物リサイクルの促進

事業者が排出する食品廃棄物のリサイクル（肥料化、飼料化、ガス化等）を促進するため、品目や事業者の規模等に応じて、事業者のニーズに合った食品廃棄物のリサイクル事業者を紹介する体制を整備します。

【取組の効果】

未利用食品の廃棄や食べ残しの削減を促すことで、家庭からの食品ロス発生量を削減し、グラフに示す目標値の達成をめざします。



港区食品ロス削減推進計画の独自指標

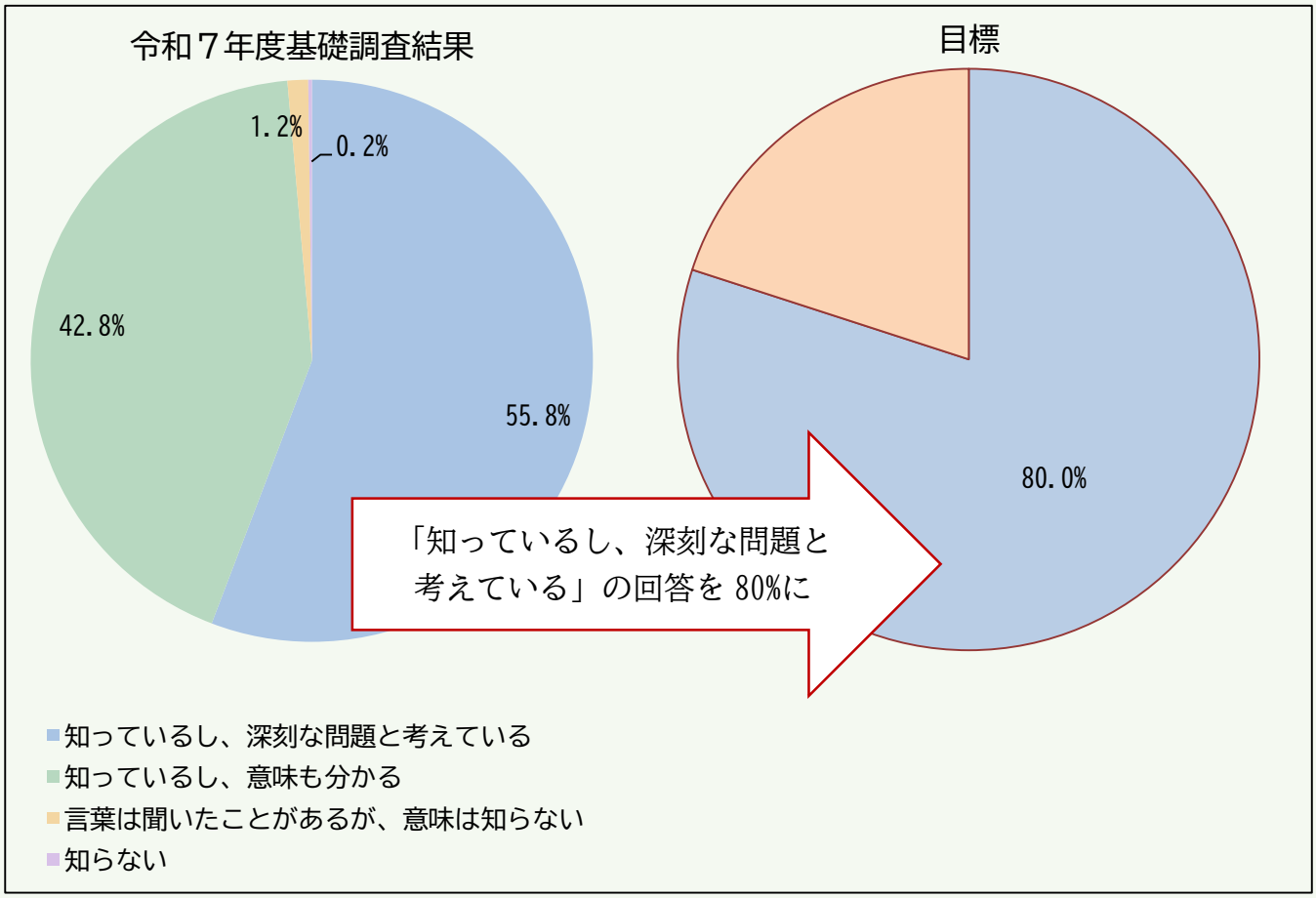
■　食品ロス削減に向けた独自指標

食品ロス削減には、区民・事業者の行動・意識の変化が不可欠です。食品ロス削減のための行動や意識がどのように変化したかを把握するため、「港区食品ロス削減推進計画」の独自指標を設定します。

■　区民向け食品ロス削減

区民の食品ロスに関する認知度

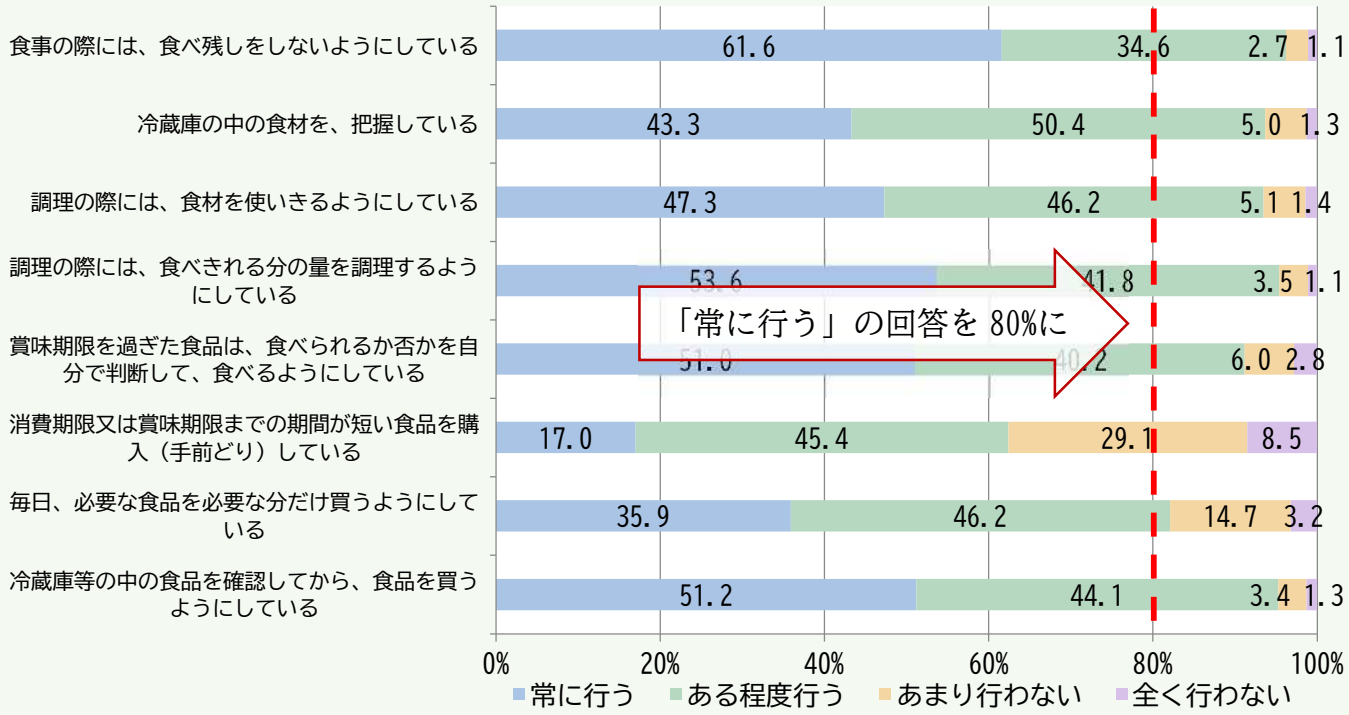
Q．あなたは、食品ロスという言葉を知っていますか？



区民の食品に対する普段の行動

Q．あなたの食品に関する普段の行動について伺います。

区民の食品に対する普段の行動（令和７年度基礎調査）

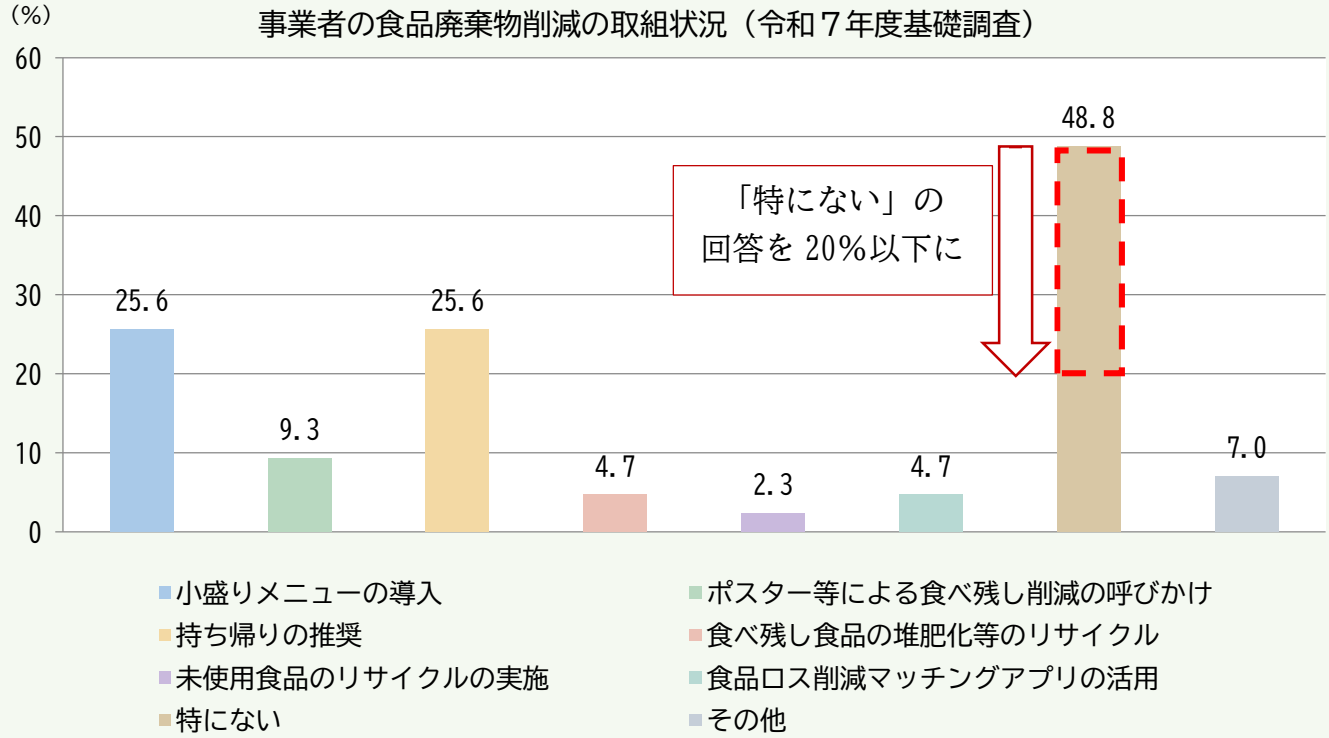


■　事業者向け食品ロス削減

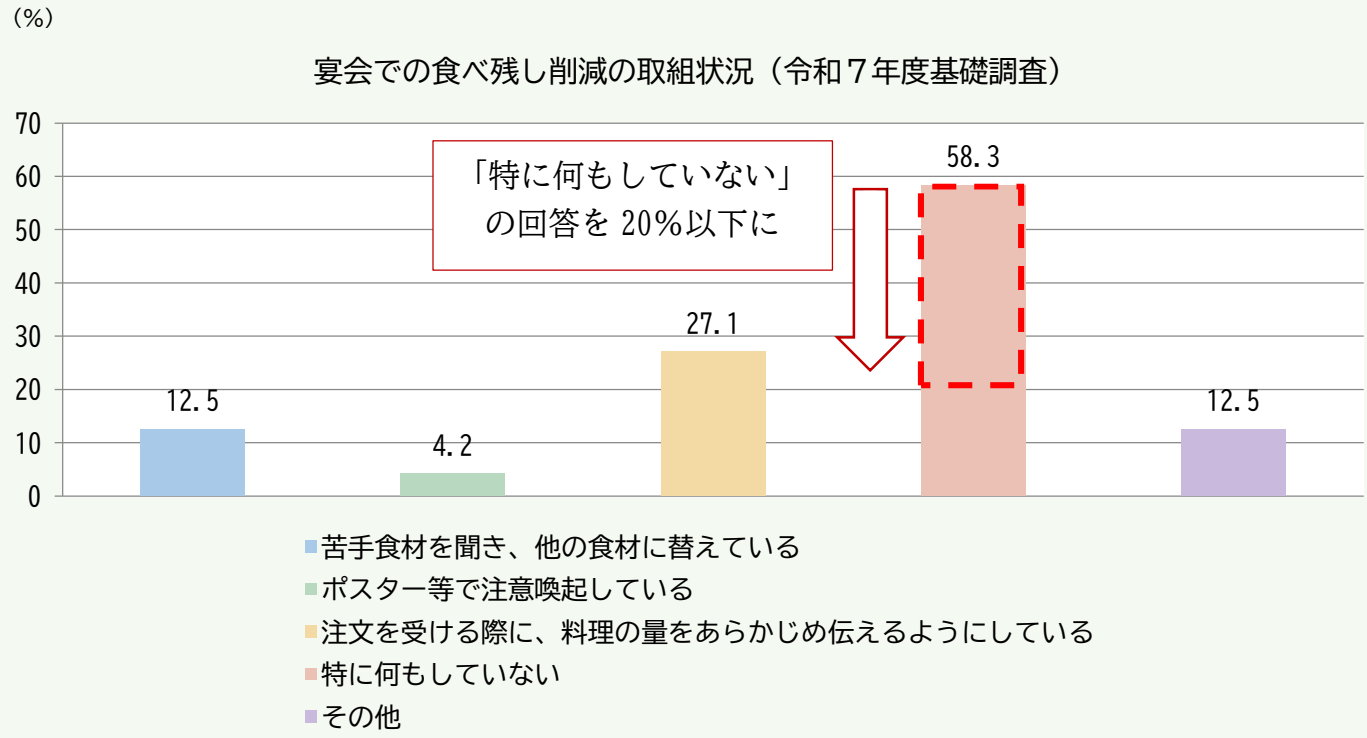
事業者の食品廃棄物削減の取組状況

Q．食品廃棄物削減のため、事業所で取り組んでいるのはどのようなことですか？

事業者の食品廃棄物削減の取組状況（令和７年度基礎調査）

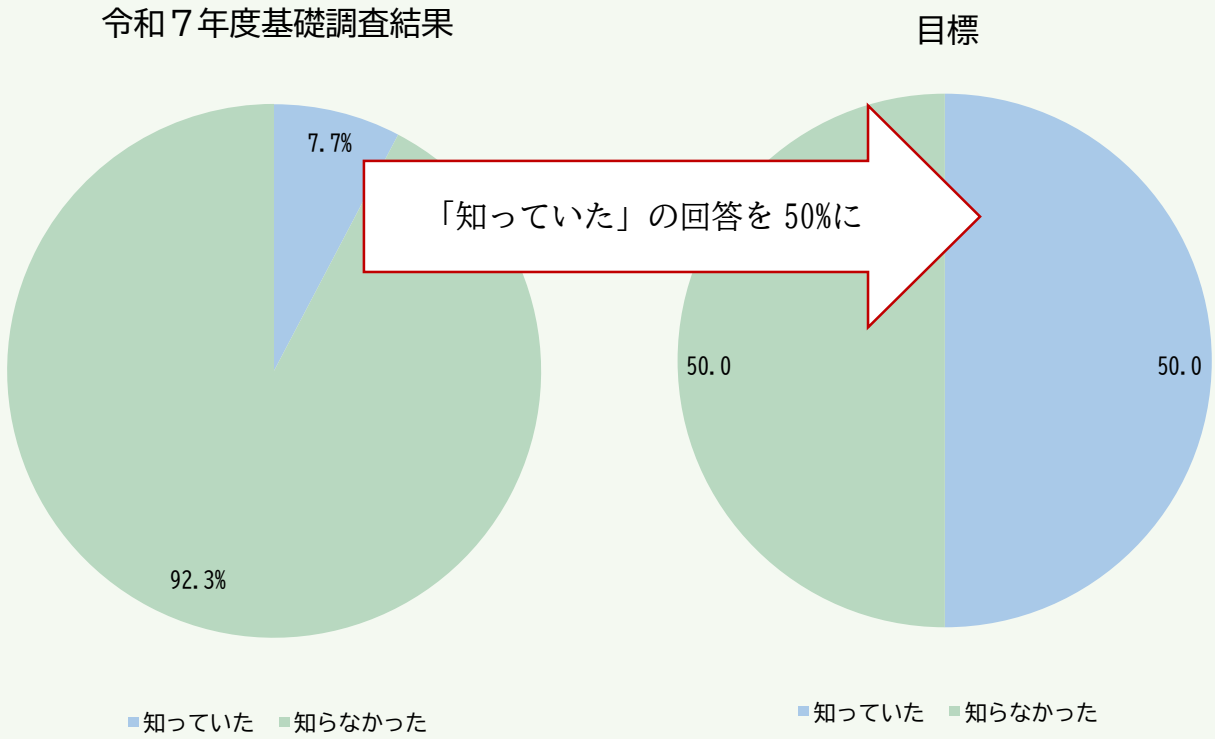


Q．宴会での食べ残しを減らすために、取り組んでいることはありますか？



食べきり協力店登録制度の認知度

Q．区の“食べきり協力店”の登録制度を知っていますか？



（４） 資源回収の拡大

区では、集積所から資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品、古着、廃食用油などを集める「拠点回収」、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属類などの資源を選別する「ピックアップ回収」や、まだ使える木製家具を無料で引き取り安価で提供する「家具のリサイクル展」など、多様な手法により資源回収の機会を広げてきました。

一方で、可燃ごみの中には、紙類、プラスチック類など、資源化可能なものが依然として混入しています。

回収品目の拡大と可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量の削減の促進に向け、区民ニーズや回収手法及び再資源化の実現性、処理先の確保などについて引き続き検討するとともに、回収拠点の拡充、イベント回収の活用、不燃ごみや粗大ごみからの資源回収など、既存施策の強化に取り組みます。

また、資源として出せる品目や排出方法の分かりやすい案内、回収した資源がどのように再利用・再資源化されているのかを積極的に発信して、区民が「分別が資源循環につながっている」と実感できる周知を進め、区民の主体的な分別行動の促進と、資源回収の拡大・資源化率の向上を図ります。

【今後の具体的な取組】

① 古着の拠点回収の拡大 拡充

可燃ごみに多く含まれている「古着」の資源回収とリユース機会を拡充するため、引き続き回収拠点の増設を図るとともに、特に需要のある子ども服の回収強化を図ります。また、回収した古着の選別等に当たっては、障害者就労支援施設やシルバー人材センター等との連携を検討します。



子ども服の交換会「リユース♡♡ブリッジ」の様子

② 陶磁器類のリサイクル促進とおもちゃのリユース

陶磁器・ガラス類は、拠点回収及び不燃ごみからピックアップを行い、リユースできるものは区民等へ提供し、リユースできないものは土木資材や再生食器にリサイクルしています。回収した陶磁器・ガラス類の選別に当たっては、障害者就労支援施設やシルバー人材センター等との連携を検討します。

また、区有施設等の拠点で回収するおもちゃについてもリユースの機会拡大に向け強化を図ります。

③ その他再生可能紙の資源回収促進

その他再生可能紙の資源回収を促進するため、区では、雑紙と言われる新聞、段ボール、紙パック、雑誌を除くリサイクル可能な紙類は、雑誌に挟むか、紙袋に入れて集積

所に出すことができ、排出の負担軽減を図っています。また、集団回収でも、その他再生可能紙を含む古紙の回収量に応じて集団回収実践団体に報奨金を交付し、分別意識の向上と回収量の増加を図ります。

④ 使用済み紙おむつのリサイクル

使用済み紙おむつについて、企業によるリサイクル技術の進展等を注視しながら、環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（令和８（2026）年４月改定)」を参考に、民間リサイクル施設の確保、実現可能な収集・運搬体制、各家庭からの排出方法や排出者への配慮など想定される課題を踏まえ、回収及びリサイクルの実現に向けた情報収集・検討を進めます。

⑤ 厨芥ごみのリサイクル

家庭から排出される可燃ごみの約４分の１を占める厨芥ごみ（生ごみ）について、国や他自治体の動向、企業によるリサイクル技術の進展等を注視しながら、民間リサイクル施設の確保、実現可能な収集・運搬体制、各家庭からの排出方法や排出者への配慮などの想定される課題を整理し、リサイクルの実現に向けた情報収集・検討を進めます。また、生ごみ処理機の購入費助成や段ボールコンポスト講座を通じ、厨芥ごみの減量とリサイクルの普及・啓発を実施するとともに、既に一部地域で実施しているコミュニティコンポストなど、官民連携の取組の充実を図ります。

⑥ 拠点回収から集積所回収への移行

区有施設で拠点回収を行っている使用済み乾電池、ペットボトルキャップなどについて、回収実績やニーズ、費用対効果などを踏まえ、より利便性の高い集積所回収への移行を検討します。

⑦ 障害者就労支援施設との連携強化

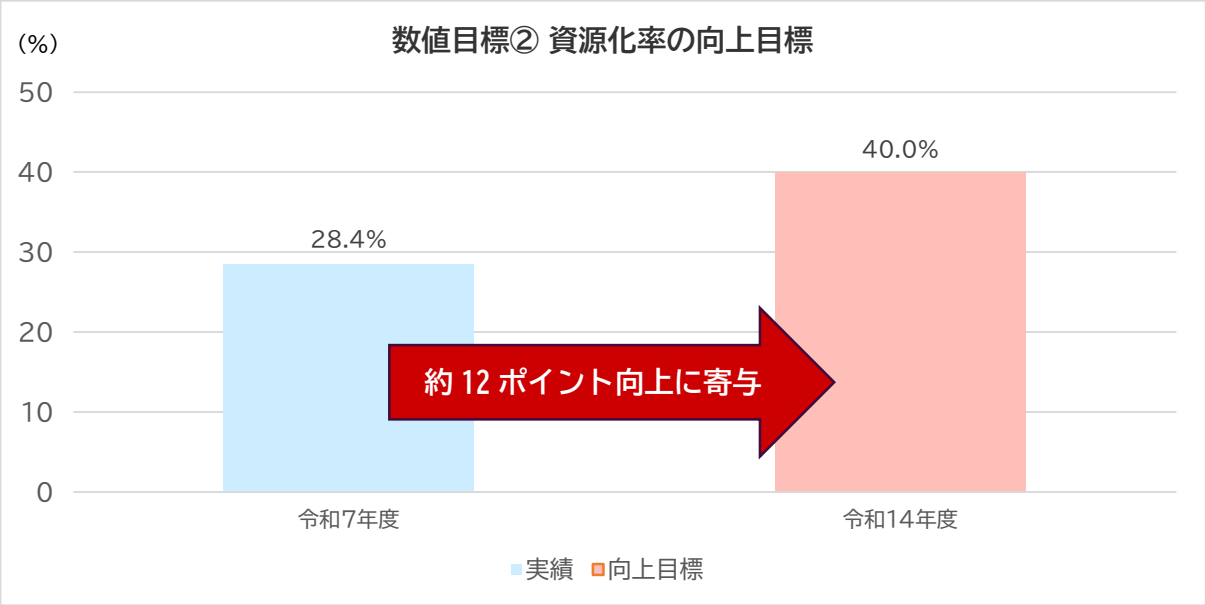
不燃ごみ等から回収した電化製品のコードやケーブルを銅線とビニールに仕分ける剥離業務、携帯電話やおもちゃの分解・選別業務、フードドライブで回収した未利用食品の仕分け、さらに食品を必要とする団体とのマッチング業務等を、引き続き障害者就労支援施設に業務委託することで障害者の就労を支援します。今後も、安全性と業務への適合性が確保できる業務での連携を推進します。

⑧ 家具のリサイクル展の充実

港資源化センター内で開催している「家具のリサイクル展」では、休館日の日曜日に年５回臨時開館するほか、地域の掲示板サイトに商品を掲載し、利用者の利便性向上と家具のリユースを促進しています。引き続き、開催方法や情報発信を工夫するとともに、リユース可能な良質の木製家具が粗大ごみとして廃棄されないよう、回収を強化し、「家具のリサイクル展」での取扱量を拡大します。

【取組の効果】

普及・啓発を推進するとともに、資源として再利用可能なものの回収を強化することにより、グラフに示す目標値の達成をめざします。



（５） 持続可能な集団回収制度の構築

区では、これまで集団回収団体への報奨金の交付や作業補助資器材の貸出し、古紙価格の変動に対応するための回収業者への助成など、制度を支えるための支援を行ってきました。また、集団回収の品目に小規模事業者が排出する古紙も追加し、区民と事業者が連携した資源再利用運動が可能となっています。

一方で、紙類の発生量の減少、単身世帯や集合住宅の増加、地域活動の担い手不足など、集団回収を取り巻く状況は変化しています。今後は、ライフスタイルや地域コミュニティの変化を踏まえ、活動団体や回収業者が継続しやすく、区民が参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。

区は、既存団体への支援、手続の分かりやすさの向上、小規模事業者やマンション管理組合等への参加促進、回収業者との連携強化を図るとともに、集団回収による資源循環の効果を分かりやすく発信し、持続可能な集団回収制度の構築を進めます。



地域の集団回収の様子

【今後の具体的な取組】

① 集団回収実践団体に対する報奨金の見直し

資源回収への地域住民の参画を促進し、資源回収量の拡大を図るため、可燃ごみとして多くが焼却処分されている古紙・布類を中心に、集団回収実践団体に対する報奨金の

単価を状況を踏まえて見直し、分別意識の向上と集団回収実践団体の活動を支援します。

② 古紙価格の変動に対応した回収業者への支援

古紙価格の下落時にも集団回収を安定して継続できるよう、集団回収のネットワークを支える古紙回収事業者の経営を支援するため、助成を行っています。今後も古紙価格の動向を注視し、回収事業者に対する安定的な支援を継続します。

③ 回収事業者登録制度の維持

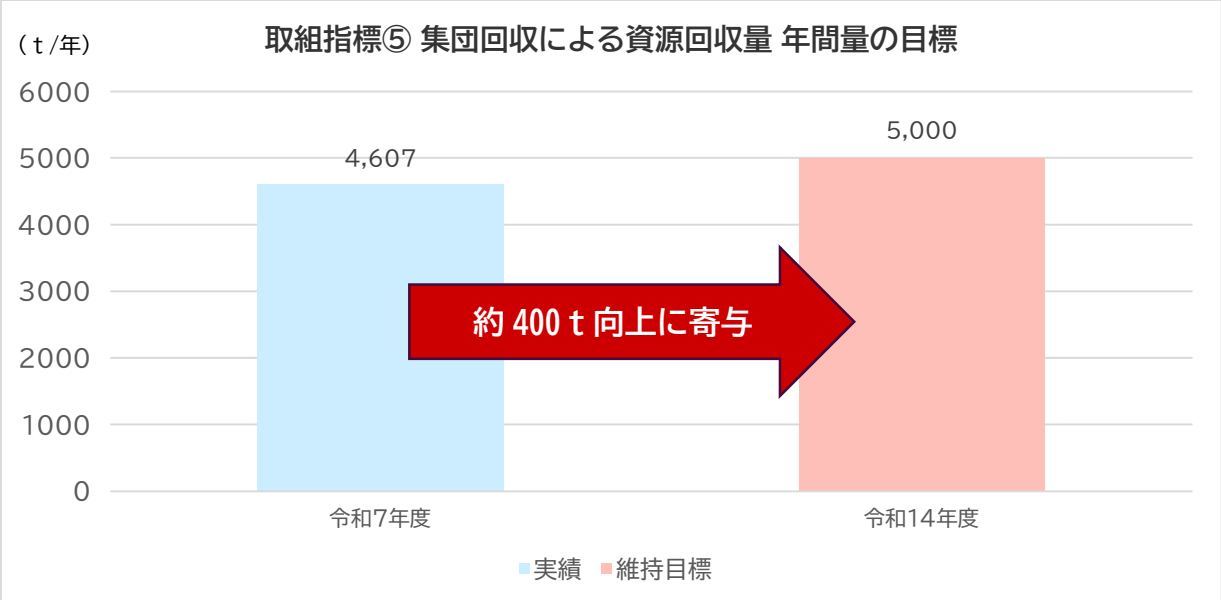
適正かつ円滑に集団回収を実施できる回収事業者の登録制度により、集団回収実践団体が安心して事業者を選択できる環境整備と、双方のマッチング支援につながっています。今後も登録を希望する事業者の登録を随時受け付け、事業者リストを区ホームページに公開・更新します。

④ 小規模事業者と集団回収実践団体のマッチング

小規模事業者（中小企業基本法上の小規模企業者）による古紙リサイクル及び地域貢献促進のため、「集団回収の手引き」や区ホームページを活用し、小規模事業者が地域の集団回収活動に参加できる制度を周知しています。また、小規模事業者から相談があった場合は、近隣の集団回収実践団体を紹介するなど、個別の状況に応じて対応しています。今後も商店街や中小企業団体等に対する制度の周知を継続し、小規模事業者と集団回収実践団体の円滑なマッチングを図ります。

【取組の効果】

区民の自主的な資源回収活動を支え、集団回収による資源回収量の増加を図ることで、グラフに示す目標値の達成をめざします。



（６）　安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

区では、資源・ごみの収集運搬に加え、集積所での分別や排出方法に関する相談、不適正排出への指導などを通じて、清潔で快適な生活環境の確保に取り組んできました。また、繁華街における早朝収集や、高齢者、障害者、妊産婦等で構成する世帯への戸別訪問収集、粗大ごみの運び出し収集など、地域特性や区民の生活状況に応じた収集サービスを実施しています。今後も、高齢者や障害者、子育て部門など福祉部門と連携してニーズを把握しながら、サービスの向上を図っていく必要があります。

また、人口増加、集積所の分散化、夏季の猛暑などにより収集業務の困難性が増すことが想定されるため、職員の安全確保、交通事故や作業中の事故防止、職員研修の充実に取り組みます。

さらに、リチウムイオン電池などの小型充電式電池がごみや資源に混入することによる清掃車両や処理施設の火災を防ぐため、危険物の正しい出し方を分かりやすく周知します。あわせて、持続可能な収集運搬体制を構築するため、収集ルートの見直しやＩＣＴ・ＡＩなどのデジタル技術の活用を検討し、安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善を進めます。



ごみ収集作業の様子

【今後の具体的な取組】

① 福祉部門と連携した戸別訪問収集・粗大ごみ運び出しサービス

戸別訪問収集・粗大ごみ運び出しサービスの対象に、指定難病・特定疾病に罹患している方、妊婦、１歳未満の子どもを養育するひとり親世帯を追加しました。

引き続き福祉部門と連携し、高齢者や障害者、子育て世帯など資源・ごみ出しに負担を抱える区民を支援し、誰もが利用しやすい収集サービスの提供を推進します。

② 集積所の分散化への対応

ごみ集積所の設置・移設・廃止に関する相談に対し、利用住民間の意向確認や合意形成、申請手続までの流れを案内しています。各戸収集には分別促進や集積所管理の負担軽減等の利点がある一方、収集コストの増加等の課題があります。今後も他自治体の動向を注視し、利点と課題の両面から各戸収集について調査・研究します。

③ 繁華街における早朝収集の実施

一部繁華街では、街の美観維持や通勤・通学時間帯への影響軽減のため、早朝収集を実施しています。事業系ごみが回収前にカラスなどによって散乱する事例があるため、今後も早朝収集を継続します。

④ 繁華街におけるマナー啓発

繁華街で不適正排出の通報があった際は、現地を確認し、排出者を特定できた場合には適正な排出方法を指導しています。事業系ごみの散乱防止には、排出事業者のマナー向上が引き続き必要です。今後も集積所のパトロールを実施し、関係部署と連携しながら個別指導と啓発を継続します。

⑤ 危険物等の適正排出の徹底　拡充

令和７（2025）年９月から開始したリチウムイオン電池等の集積所回収を着実に実施するとともに、発火などのおそれがある廃棄物の適正な分別・排出の徹底に向けた周知啓発を強化し、収集・運搬及び処理の各段階における火災事故等の防止を図ります。



回収したリチウムイオン電池等

⑥ 各種手続のＩＣＴ化推進

粗大ごみ収集の申込みをはじめとする各種手続について、ＩＣＴの活用を推進し、区民や事業者の利便性向上を図ります。また、オンライン手続の充実や情報発信の強化により、誰もが利用しやすい行政サービスの実現をめざします。

⑦ 粗大ごみ収集の待ち時間短縮

粗大ごみ収集の混雑を解消するため収集車両を増車し、申込みから概ね２週間で収集できる体制を整えました。今後も、申込状況に応じた収集体制の確保と運用改善に取り組みます。

⑧ 先端技術を活用した清掃事業の安全性の向上と効率化　拡充

ＡＩやＩｏＴ、デジタル技術等の先端技術を活用し、収集・運搬業務の効率化や安全性の向上を推進します。また、収集実績や問合せデータ等を活用した業務改善を図り、限られた人員の中でも安定的かつ持続可能な清掃事業を実現します。

⑨ 港資源化センターの設備更新・長寿命化

港資源化センターの老朽化したびん・缶の中間処理設備について、令和４（2022）年度に更新工事を実施しました。今後は、更新した設備の安定稼働を確保するため、適切な点検・維持管理を継続し、作業能率と処理品質の維持向上を図ります。

⑩ 在宅医療廃棄物の適正処理　新規

高齢化の進展や在宅医療の普及に伴う在宅医療廃棄物の増加を見据え、薬剤師会や医療機関等の関係機関との連携を図りながら、適正処理に関する普及啓発を推進するとともに、注射針等の処理困難物の持続可能な回収体制の確保に取り組みます。

⑪ 荒天時や感染症流行期の収集体制の確保

台風や感染症の流行などの非常時にも適切に判断・対応できるよう、必要な人員・車両の確保や収集中止時の区民周知など、対応体制の整備を進めます。

⑫ 収集業務の安全確保　拡充

近年の猛暑の常態化や集積所の分散化などにより、収集業務に伴う熱中症、交通事故、労働災害等のリスクが高まっています。区は、職員の安全と健康を確保するため、熱中症対策の徹底、安全運転意識の向上を推進します。安全パトロールや研修等を通じて事故防止の取組を継続するとともに、計画的な保護具や被服、資機材の更新を進め、安全で持続可能な収集運搬体制を構築します。

⑬ 家庭ごみの有料化に向けた課題整理

家庭ごみの有料化については、排出抑制や負担の公平化等の効果が期待される一方、不法投棄や区民負担等の課題があり、区単独ではなく 23 区全体での検討を進めます。また、集合住宅が多い港区の地域特性についても十分考慮した上で課題整理を行います。

（7）　災害等への対応力の向上

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、災害時においても清掃業務を安定的に継続し、区民の衛生的な生活環境を確保するための備えを強化する必要があります。災害時には、通常の生活ごみに加え、片付けごみや建物の損壊に伴う廃棄物など、大量の災害廃棄物が発生することが想定されます。

区は、「港区災害廃棄物処理基本方針」に基づき、平常時から特別区をはじめとする協定締結自治体、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、民間事業者、関係団体等との連携を進めます。あわせて、発災時における収集運搬ルートの確保、仮置場の開設・運営、災害廃棄物の分別・保管・搬出、処理先の確保などについて具体的な対応手順を整理し、訓練や研修を通じて職員の対応力向上を図ります。

また、災害時には、平常時と異なるごみの出し方や排出場所となる場合があるため、区民への情報発信やごみ排出ルールの周知を充実させます。発災時には、区ホームページ、ＳＮＳ、防災情報メール、地域団体等を通じて必要な情報を迅速に発信し、円滑な清掃事業の運営につなげます。

これらの取組により、区は、災害時においても安全で衛生的な生活環境を確保できる廃棄物処理体制の構築を進めます。



災害廃棄物処理支援の様子

【今後の具体的な取組】

① 港区災害廃棄物処理基本方針の推進　拡充

近年の大規模災害においては、災害廃棄物の発生量の迅速な把握、仮置場の確保、広域処理体制の構築、受援体制の整備及び情報共有の重要性が改めて示されました。また、

デジタル技術を活用した被害状況の把握の必要性も明らかになっています。港区においては、都心区としての地域特性や人口増加、集合住宅の増加等を踏まえ、初動対応体制、仮置場運営、広域連携及びＤＸの活用等を強化し、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の更なる充実を図ります。

② 平時・災害時の区民周知 新規

災害時の混乱を最小限に抑え、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、平時から区民に対し、災害時のごみの分別方法や排出ルール、仮置場の役割等について周知啓発を行います。また、集合住宅や外国人居住者が多い港区の特性を踏まえ、多様な区民に分かりやすい情報提供を推進するとともに、発災時に迅速な情報発信を行う体制を整備します。

③ 関係機関との連携

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を実現するため、協定締結団体をはじめとする関係機関との連携を強化します。平時から情報共有や訓練等を通じて協力体制の実効性を高めるとともに、発災時には人的・物的支援を円滑に受けられる受援体制を整備し、広域連携による効率的な処理体制を確保します。

④ 風水害への備え 新規

気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害に備え、浸水被害等によって発生する災害廃棄物への対応を強化します。特に地下施設や高層建築物が集積する港区の地域特性を踏まえ、震災と同様に関係機関との連携や区民への情報提供体制を充実させ、迅速な復旧・復興に資する災害廃棄物処理体制を確保します。

⑤ 職員の対応力の向上 新規

訓練や研修に加え、被災地域への応援派遣や他自治体との人的交流を通じて、災害対応の実務経験を有する職員の育成を図り、発災時に迅速かつ的確に対応できる体制を強化します。

（８） 効果的な普及・啓発と環境学習の充実

区では、これまで広報紙、区ホームページ、リーフレット、イベント等を通じて周知・啓発を行ってきましたが、区の施策について「知らない」「利用したことがない」とする区民も少なくありません。

今後は、制度やルールを伝えるだけでなく、区民や事業者の行動変容につながる情報発信を強化します。ＳＮＳ、動画、デジタルサイネージ等を活用し、若い世代や転入者にも届きやすい発信を進めるとともに、ごみ分別や食品ロス削減の効果、回収した資源の再利用先などを視覚的に分かりやすく示し、資源循環の効果を見える化します。

また、学校や地域イベントと連携した体験型環境学習を充実させ、幼少期から環境意識を育む取組を進めます。子どもを通じて家庭全体の意識向上を図り、継続的な行動変容につなげます。さらに、外国人住民や観光客、来街者にも分かりやすいよう、多言語での情報提供に加え、イラストやピクトグラムを活用した周知・啓発を進めます。

区は、区民や事業者に対し、ごみを減らし資源を循環させることが、清潔で快適な生活環境の維持や港区の魅力向上につながることを分かりやすく発信し、地域への愛着や誇りを育みながら、効果的な普及・啓発と環境学習の充実を図ります。

【今後の具体的な取組】

①　ごみの減量・分別の徹底に向けた情報発信　拡充

区民や事業者によるごみの減量と分別の徹底を促進するため、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行うとともに、ＡＩを活用し、資源・ごみの分別方法や排出ルールを分かりやすく案内する手法を検討します。また、ごみ排出量や資源化量などの情報を見える化し、取組成果や課題を区民・事業者と共有することで、行動変容を促進します。多様化・複雑化する分別ルールについて、区民が必要な情報を容易に取得できる環境を整備し、適正排出の推進と資源化率の向上を図ります。

② 清掃協力団体との連携強化

清掃協力団体との連携を強化し、地域に根差した環境美化活動や３Ｒの普及啓発を推進します。あわせて、「３Ｒ推進行動会議」を多様な主体が参画する協働の場として充実させ、今後も団体間の連携や取組の創出・発展を図ります。

③ 次世代を担う環境人材の育成

小学校低学年・高学年・中学生向けの環境学習教材「港区のごみとリサイクル」の活用や、学校、幼稚園、保育園等での体験型環境学習を通じて、子どもたちが環境問題を自らの課題として捉え、主体的に行動できる力を育みます。

また、資源循環や食品ロス削減、ごみ減量などを家庭で実践する機会を創出することで、子どもから保護者へ、さらに家庭全体へと環境配慮行動の輪を広げます。



小学校での環境学習の様子

④ ３Ｒに取り組む区民・事業者・団体の認証

みなとエコショップ認定制度や食べきり協力店事業をはじめ、３Ｒの推進や食品ロス削減に資する取組を実践する区民・事業者・団体を積極的に認定・発信し、先進的な取組の共有や横展開を図ることで、多様な主体の参画による地域ぐるみの資源循環の取組を推進します。

⑤ 区施設・イベント会場等での分別表示　拡充

区施設やイベント会場等における分かりやすい分別表示の充実を図るとともに、ちぃばす車内での動画放映など多様な媒体を活用した情報発信を検討し、区民や来街者の資源循環に対する理解を深め、日常生活や事業活動における適切な分別・排出行動の定着を促進します。

⑥ 清掃車両のラッピング

清掃車両は、日常的に区内を巡回することから、区民や来街者に対する効果的な情報発信媒体となります。区は、海洋プラスチック問題や資源の適正分別、ごみ減量、脱炭素化等に関するメッセージを掲載したラッピング車両を活用し、環境意識の向上と行動変容を促進します。

⑦ 港資源化センター啓発動画の活用による情報発信

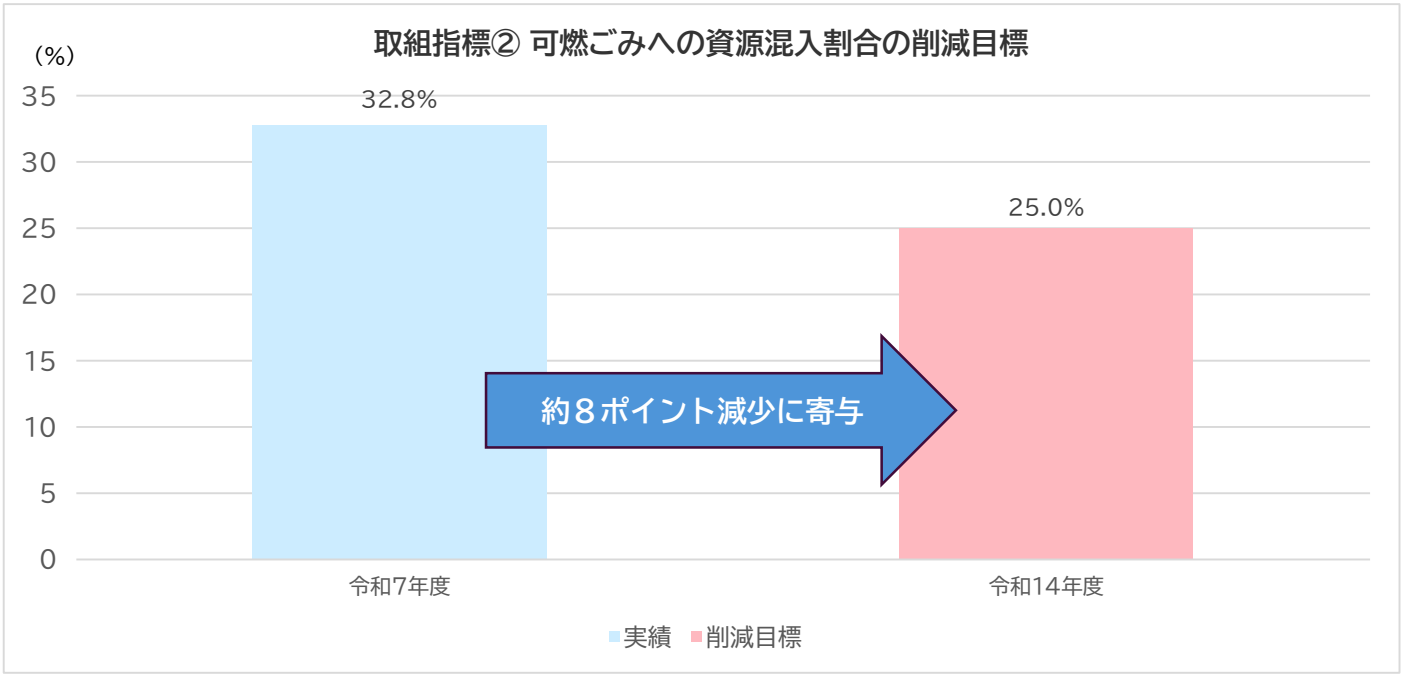
令和５（2023）年度に、港資源化センターの中間処理工程と資源分別を紹介する啓発動画を作成しました。現在は視察受入れ時の説明に活用するとともに、ＹｏｕＴｕｂｅで公開しています。今後も視察や環境学習等で動画を活用し、資源分別と適正排出への理解を促進します。

⑧ 施設見学等を通じた国際協力

区が有する廃棄物処理や資源循環に関する知見や技術について、海外の自治体や関係機関による施設見学の受入れや情報交換を通じて共有し、資源循環分野における国際協力を推進します。

【取組の効果】

ごみの減量、資源の分別、食品ロス削減、プラスチックの使用抑制などの行動を区民・事業者の日常に定着させ、分別意識の高い水準を維持・向上させることで、グラフに示す目標値の達成及び継続的な取組の推進を図ります。



5　計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、港区環境審議会において、毎年、区が実施･展開している施策の進捗を確認・評価していきます。

基本理念及び基本方針に基づき、区民・事業者・区の各主体がそれぞれの責任と役割を認識して、主体的にごみの減量・資源化に取り組むとともに、数値目標の達成に向けた各主体の意識改革や行動変容を促すため、それぞれの取組の進捗状況や目標の達成状況等を区ホームページでの公表や清掃協力団体への情報提供などにより広く周知します。

本計画の進行管理の流れ

Ｐｌａｎ 計画の策定	→	Ｄｏ 施策の実行	→	Ｃｈｅｃｋ 進捗確認・評価	→	Ａｃｔ 見直し
基本理念・基本方針に基づき、施策や数値目標を定めます。		区民･事業者･区がそれぞれの役割に基づき、施策を実行します。		港区環境審議会において、毎年、進捗状況や目標達成状況を確認・評価します。		評価結果を踏まえ、必要に応じて施策や周知方法を見直します。

確認する数値目標・取組指標項目

数値目標

① 区収集ごみ量
② 資源化率
③ 持込ごみ量

取組指標

① 総排出量
② 可燃ごみへの資源混入割合
③ 食品ロス発生量
④ プラスチック排出量
⑤ 集団回収による資源回収量
⑥ 再利用計画書上の再利用率
⑦ 温室効果ガスの排出量

第３章　生活排水処理基本計画

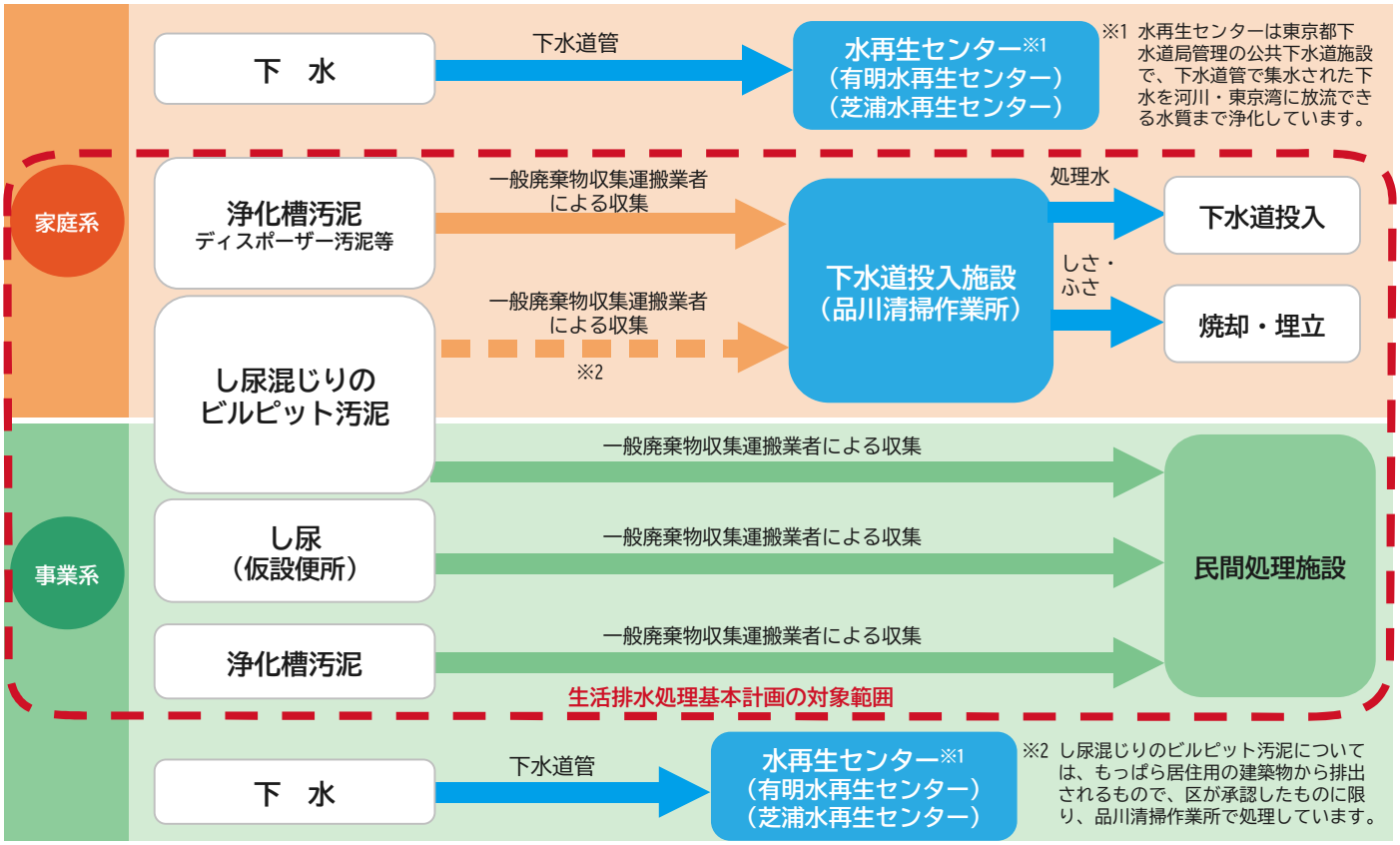
1　生活排水処理の現状

区の下水道普及率は 100％であり、区内から発生するし尿及び生活雑排水（＝「生活排水」）のほぼ全量が、公共下水道により処理されています。家庭及び事業所等で発生する生活排水のうち、公共下水道により処理されないものを本計画の対象とします。

公共下水道により処理される生活排水以外で区内の家庭から発生する浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥等）は、一般廃棄物収集運搬業者が収集しています。収集した浄化槽汚泥は、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設（品川清掃作業所）へ搬入し、固形分を取り除くとともに脱水をした後、下水道排出基準以下になるまで希釈して、下水道に投入されています。

また、処理中に取り除いた固形分（＝「しさ」）は東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場で焼却され、浮上した固形分（＝「ふさ」）は中央防波堤外側埋立処分場で埋立処分されています。

さらに、事業活動に伴って排出される、仮設便所のし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥、浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業者が収集し、民間の処理施設において一般廃棄物処分業者により処理されています。なお、し尿混じりのビルピット汚泥については、もっぱら居住用の建築物から排出されるもので、区が承認したものに限り、品川清掃作業所で処理しています。



2　生活排水処理基本計画

（1）　収集・運搬及び処分計画

家庭で発生する浄化槽汚泥は、引き続き、一般廃棄物収集運搬業者により収集し、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設（品川清掃作業所）で適切に処理を行います。

また、下水道投入施設の処理工程で生じるしさ・ふさについても、引き続き、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場で焼却処理を行い、中央防波堤外側埋立処分場で適正に埋立処分を行います。

区では、公共下水道では処理されない家庭及び事業所等から発生するし尿・汚泥等について、引き続き、一般廃棄物収集運搬業者の収集により、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設や民間処理施設等で処理を行います。

（2）　事業者処理責任の徹底

事業活動に伴って排出される仮設便所のし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥、浄化槽汚泥については、今後も事業者の自己処理責任の徹底を促していきます。

参考資料

1　関係条例

○港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成十一年十二月十六日
条例第三十三号

目次

第一章　総則
第一節　通則(第一条・第二条)
第二節　区長の責務等(第三条―第八条)
第三節　事業者の責務(第九条)
第四節　区民の責務(第十条)
第二章　再利用等による廃棄物の減量
第一節　区長の減量義務等(第十一条―第十四条)
第二節　事業者の減量義務(第十五条―第二十二条)
第三節　区民の減量義務(第二十三条・第二十四条)
第三章　廃棄物の適正処理
第一節　通則(第二十五条―第二十八条)
第二節　区長等以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等(第二十八条の二)
第三節　適正処理困難物の抑制(第二十九条―第三十一条)
第四節　一般廃棄物の処理(第三十二条―第四十六条)
第五節　産業廃棄物の処理(第四十七条―第四十九条)
第六節　大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置(第五十条)
第七節　廃棄物処理手数料(第五十一条―第五十八条)
第四章　一般廃棄物処理業(第五十九条―第六十五条)
第五章　生活環境影響調査結果の縦覧等(第六十五条の二―第六十五条の七)
第六章　雑則(第六十六条―第七十一条)
第七章　罰則(第七十二条―第七十五条)
付則

第一章　総則

第一節　通則

(目的)

第一条　この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを推進し、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第二条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の例による。

2　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　家庭廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

二　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

三　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

四　再利用　活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

五　資源・ごみ集積所　区長が家庭廃棄物等(第三十三条第二項の規定により区長が処理する事業系一般廃棄物及び第四十九条において準用する第三十

三条第二項の規定により区長が処理する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を含む。以下同じ。)の収集を行うために、家庭廃棄物等を排出すべき場所として、区規則で定めるところにより設置された場所をいう。

第二節　区長の責務等

(基本的責務)

第三条　区長は、生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させるため、廃棄物の減量及び適正な処理を図らなければならない。

2　区長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3　区長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4　区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第四条　区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

第五条　区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければならない。

(区民参加)

第六条　区長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理について、区民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境審議会への諮問)

第七条　区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、港区環境審議会に諮らなければならない。

(他の地方公共団体との協力等)

第八条　区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

第三節　事業者の責務

(事業者の責務)

第九条　事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

2　事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

第四節　区民の責務

(区民の責務)

第十条　区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めるものとする。

2　区民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し区の施策に協力するものとする。

第二章　再利用等による廃棄物の減量

第一節　区長の減量義務等

(再利用等による減量)

第十一条　区長は、区長が行う家庭廃棄物等の収集において、資源物(家庭廃棄物等のうち、再利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集、回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用に関する計画)

第十二条　区長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第十三条　区長は、再利用等に関する区民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、区長の管理する施設等を区民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第十四条　区長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、

当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第二節　事業者の減量義務

（事業系廃棄物の減量）

第十五条　事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

（廃棄物の発生抑制等）

第十六条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第五項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用の容易性の自己評価等）

第十七条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

第十八条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3　事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第十九条　事業用の大規模建築物で区規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2　事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3　事業用大規模建築物の所有者は、区規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4　事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5　事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6　事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第二十条　区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第六項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第二十一条　区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者

がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2　区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第二十二条　区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第一項の規定による公表をされた後において、なお、第二十条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第三節　区民の減量義務

（自主的行動）

第二十三条　区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めるものとする。

（商品の選択）

第二十四条　区民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めるものとする。

第三章　廃棄物の適正処理

第一節　通則

（家庭廃棄物の処理）

第二十五条　区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。

（事業系廃棄物の処理）

第二十六条　事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（事業者の中間処理義務）

第二十七条　事業者は、その事業系廃棄物の処理にあたっては、再生、破砕、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

（処理技術の開発）

第二十八条　事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

第二節　区長等以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等

（収集又は運搬の禁止等）

第二十八条の二　区長及び区規則で定める者以外の者は、資源・ごみ集積所に排出された資源物のうち、古紙、びん、缶その他の区規則で定める物を資源・ごみ集積所から収集し、又は運搬してはならない。

2　区長は、前項の区規則で定める者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したと認めるときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第三節　適正処理困難物の抑制

（処理困難性の自己評価等）

第二十九条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

（適正処理困難物の製造等の抑制）

第三十条　事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

（事業者の下取り等の回収義務）

第三十一条　区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2　前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3　区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しよ

うとするときは、これに協力するものとする。

4　区長は、第二項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第四節　一般廃棄物の処理

（処理の計画）

第三十二条　区長は、区規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2　一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

（処理）

第三十三条　区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2　区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3　前二項に規定する一般廃棄物の処理の基準は、区規則で定める。

（計画遵守義務等）

第三十四条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して資源・ごみ集積所に排出する等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2　占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を排出する資源・ごみ集積所を常に清潔にしておかなければならない。

（粗大ごみの排出方法）

第三十五条　占有者は、粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器で再商品化される対象となるものを除く。以下同じ。）を排出するときは、区規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第五十二条第一項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物等の排出方法）

第三十六条　事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第五十三条第一項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

（排出禁止物）

第三十七条　占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

一　有害性の物

二　危険性のある物

三　引火性のある物

四　著しく悪臭を発する物

五　特別管理一般廃棄物に指定されている物

六　前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2　占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

（動物の死体）

第三十八条　占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（改善命令等）

第三十九条　区長は、占有者が第三十四条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

（事業者の処理）

第四十条　事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第三十三条第三項に規定する区規則で定める処理の基準に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第四十一条　事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2　前項の保管場所は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3　事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第一項

の保管場所に集めなければならない。

（事業者に対する中間処理等の命令）

第四十二条　区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2　区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

（事業者に対する運搬等の命令）

第四十三条　区長は、区規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

（一般廃棄物管理票）

第四十四条　区規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、区規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2　前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3　前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、区規則で定める。

（改善命令等）

第四十五条　区長は、事業者が第四十条又は第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

（準用）

第四十六条　第三十三条第一項、第三十四条及び第三十七条から第三十九条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第五節　産業廃棄物の処理

（一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物）

第四十七条　区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2　区長は、前項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

（処理命令）

第四十八条　区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

（準用）

第四十九条　第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十二条及び第四十五条（第四十条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。）の規定は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第六節　大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第五十条　区規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2　保管場所等は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3　区長は、保管場所等について、建設者が前二項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4　第一項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

第七節　廃棄物処理手数料

（廃棄物処理手数料）

第五十一条　区長は、家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬をしたとき（粗大ごみの場合にあっては、収集及び運

搬をするとき。)は、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者又は粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2　区長は、事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出した事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

3　区長は、事業者が事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

4　区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないと認めるときは、区規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

5　既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第五十二条　区長は、前条第一項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

2　有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(有料ごみ処理券の交付)

第五十三条　区長は、第五十一条第二項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者(臨時に排出する事業者を除く。)に有料ごみ処理券を交付する。

2　有料ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(動物死体処理手数料)

第五十四条　区長は、第三十八条(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第五十五条　区長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第五十一条の廃棄物処理手数料又は前条の動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第五十六条　第五十一条の廃棄物処理手数料又は第五十四条の動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後二十日以内に区規則で定める督促状を発行して督促する。

2　前項の督促状には、その発行の日から十五日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

第五十七条　前条の規定による督促をした場合においては、手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(千円未満の端数があるとき又は二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年十四・六パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2　延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第五十八条　第五十一条の廃棄物処理手数料又は第五十四条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第四章　一般廃棄物処理業

(業の許可)

第五十九条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他区規則で定める者については、この限りでない。

2　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的とな

る一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他区規則で定める者については、この限りでない。

3　区長は、前二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前二項の許可をしてはならない。

一　区長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

二　その申請の内容が、区長が定める処理計画に適合するものであること。

三　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして区規則で定める基準に適合するものであること。

四　申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

イ　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれかに該当する者

ロ　この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る港区行政手続条例(平成八年港区条例第二十九号。以下「行政手続条例」という。)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ニ　この条例の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続条例第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に区規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ホ　ニに規定する期間内に区規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、ニの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないものへその他区規則で定める者

4　第一項又は第二項の許可は、一年を下らない区規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

7　第一項又は第二項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8　区長は、第一項又は第二項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第六十条　前条第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第二項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2　前条第三項及び第七項の規定は、前項の許可について準用する。

(処理基準)

第六十一条　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第三十三条第三項に規定する区規則で

定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

（遵守義務）

第六十二条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。

二　許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

（事業の停止命令等）

第六十三条　区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は区長の指定する処理施設への搬入の禁止を命ずることができる。

一　この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二　その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第五十九条第三項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三　第五十九条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第六十三条の二　区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一　第五十九条第三項第四号イに該当するに至ったとき。

二　前条の規定による事業の停止命令に違反したとき。

三　法第七条の三第一号に該当し情状が特に重いとき。

四　不正の手段により第五十九条第一項若しくは第二項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第六十条第一項の変更の許可を受けたとき。

2　区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一　第五十九条第三項第四号ロからヘまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二　前条第一号に該当するとき（前項第三号に該当するときを除く。）。

三　前条第二号又は第三号のいずれかに該当するとき。

（許可証の再交付）

第六十四条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、区規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可手数料）

第六十五条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を他の特別区において受けた者が、区長の指定する処理施設への搬入のみを業とする許可を受けようとするときは、この限りでない。

一　新たに一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者　一万五千円

二　新たに一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者　一万五千円

三　一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者　一万円

四　一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者　一万円

五　一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの　一万円

六　一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの　一万円

七　許可証の再交付を受けようとする者　三千円

第五章　生活環境影響調査結果の縦覧等

（縦覧等の対象施設）

第六十五条の二　法第九条の三第二項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第一項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」とい

う。)は、政令第五条第一項に規定するごみ処理施設とする。

(縦覧等の告示)

第六十五条の三　区長は、法第九条の三第二項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、区規則で定める事項を告示するものとする。

(調査書の縦覧の場所及び期間)

第六十五条の四　調査書の縦覧の場所は、前条の規定による告示において指定するものとする。

2　調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日の翌日から起算して三十日間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第六十五条の五　意見書の提出先は、第六十五条の三の規定による告示において指定するものとする。

2　意見書の提出期限は、第六十五条の三の規定による告示の日の翌日から起算して四十五日を経過する日とする。

(環境影響評価との関係)

第六十五条の六　対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)又は東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前三条に定める手続を経たものとみなす。

(関係する区市町村の長との協議)

第六十五条の七　区長は、生活環境影響調査を実施した地域に港区の存する区域に属しない地域が含まれているときは、当該区域を管轄する区市町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

第六章　雑則

(空き地の管理)

第六十六条　空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2　前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

3　区長は、前二項の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、必要な改善その他必要な措置を勧告することができる。

(市街地開発事業における処理施設)

第六十七条　区規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

(報告)

第六十八条　区長は、法第十八条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第六十九条　区長は、法第十九条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第七十条　前条第一項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

(技術管理者の資格)

第七十条の二　法第二十一条第三項に規定する条例で定める資格は、区規則で定める資格とする。

(行政手続条例の適用除外)

第七十条の三　第二十八条の二第二項の規定による命

令については、行政手続条例第三章の規定は、適用しない。

（委任）

第七十一条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

第七章　罰則

（罰則）

第七十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第二十八条の二第二項の規定による命令に違反した者

二　第三十一条第四項の規定による命令に違反した者

三　第四十二条（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四　第四十五条（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五　第五十条第三項の規定による命令に違反した者

第七十三条　第三十九条（第四十六条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第七十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第五十条第一項の規定による届出をしなかった者

二　第六十二条の規定に違反した者

第七十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

付則

（施行期日）

1　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2　この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成四年東京都条例第百四十号。以下「都条例」という。）の規定により東京都知事がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、同日以後においては、区長のした処分等の行為又は区長に対して行った申請等の行為とみなす。

3　この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この条例の施行の日前にその手続がされていないものについて、この条例の施行の日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して報告、届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

（有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置）

4　この条例の施行前に都条例第五十八条の二又は第五十八条の三の規定により、東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、この条例の施行の日以後三月の間は区長が収集及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、第五十二条又は第五十三条に基づき区長が交付したものとみなす。

（延滞金の割合の特例）

5　当分の間、第五十七条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを

切り捨てる。

（一般廃棄物処理業の許可手数料の特例）

6　一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物処理業者で、その事業の範囲を変更しようとするものに係る許可手数料について、この条例の施行の日以後六年の間、区長は、区規則で定めるところにより、第六十五条第一号から第四号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。

付則（平成一二年一〇月一六日条例第四六号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

付則（平成一三年三月三〇日条例第二三号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

付則（平成一五年一〇月一日条例第二六号）

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

付則（平成一八年三月二四日条例第一六号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六十三条の二第一項に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付則（平成一九年十月十一日条例第四〇号）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表の規定は、施行日以後の収集及び運搬（粗大ごみにあっては、収集及び運搬の申込み。以下同じ。）に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、施行日前に区長がこの条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表に規定する廃棄物処理手数料を徴収して交付した有料ごみ処理券については、施行日以後一月の間は、従前の例により使用することができる。

付則（平成二一年六月二四日条例第三三号）

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。

付則（平成二二年六月二三日条例第二三号）

この条例は、公布の日から施行する。

付則（平成二四年一二月一二日条例第三八号）

（施行期日）

1　この条例中第七十条の二を第七十条の三とし、第七十条の次に一条を加える改正規定は公布の日から、別表の改正規定並びに次項及び付則第三項の規定は平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定（ただし書に係る部分に限る。）は、平成二十五年十月一日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3　この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、平成二十五年十月一日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、同日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

付則（平成二五年一二月一三日条例第六五号）

1　この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例付則第五項の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付則（平成二八年一二月八日条例第七一号）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定（ただし書に係る部分に限る。）は、平成二十九年十月一日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3　この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、平成二十九年十月一日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、同日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

付則（令和元年一〇月一七日条例第二四号）

1　この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五十九条第三項（第六十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可（改正後の条例第五十九条第一項若しくは第二項の許可又は改正後の条例第六十条第一項の変更の許可をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行った許可については、なお従前の例による。

付則（令和二年一二月九日条例第四五号）

1　この条例は、令和三年一月一日から施行する。

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例付則第五項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付則（令和四年一二月五日条例第六三号）

（施行期日）

1　この条例は、令和五年十月一日から施行する。ただし、別表二動物死体処理手数料の部の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定（ただし書に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下この項及び第四項において「施行日」という。）以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3　新条例別表二動物死体処理手数料の部の規定は、令和五年四月一日以後に区長に届出がされた動物死体処理に係る手数料について適用し、同日前に区長に届出がされた動物死体処理に係る手数料については、なお従前の例による。

4　この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、施行日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、施行日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

別表　廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（第五十一条、第五十四条関係）

一　廃棄物処理手数料

区分	手数料
一　一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき　四十六円
二　事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	一キログラムにつき　四十六円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、十リッ

	トルまでごとに　八十七円
三　臨時に排出する占有者又は事業者	一キログラムにつき　四十六円 ただし、粗大ごみについては、三千二百円を限度として品目別に区規則で定める。
四　区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	一キログラムにつき　九円五十銭

二　動物死体処理手数料

動物の死体　一頭につき　三千円

2　改定方針・諮問・答申

■ 改定方針

港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定方針

1　一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、区市町村が長期的･総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

2　計画改定の背景

区は令和３（2021）年２月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」（以下「現行計画」という。）に基づき、環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会※・脱炭素社会形成への取組を、区民・事業者とともに進めてきました。

この間、国・東京都における法制度や各種計画の見直し等が行われ、また、港区では現行計画策定時の想定を上回る人口の増加が見られるなど、計画を取り巻く状況は大きく変化しています。

国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成 25（2013）年６月）」によれば、概ね５年ごとに計画を改定するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしており、令和８（2026）年度は現行計画の中間年度にあたることから、現状を踏まえた改定を行うこととします。

(1) 区の人口動向

港区では当面の間、人口増加が続くと予測されており、令和 16（2034）年には 30 万人を超える想定となっています（港区人口推計（令和８年３月））。このような人口増加や都市活動の活発化に伴い、家庭や事業所から排出される廃棄物量の増加や、多様化する排出ニーズへの対応が求められることが想定されます。

(2) 資源循環※型社会の実現に向けた動き

国においては、循環型社会形成推進基本計画の見直しにより、サーキュラー・エコノミー（循環経済）を国家戦略に位置付け、資源効率性※や循環利用率※の向上など、ライフサイクル全体で資源を最適化する取組を強化しています。また、プラスチック資源循環促進法の施行により、製品設計から廃棄・再資源化まで一連の取組を求めるなど、静脈分野※にとどまらない包括的な制度構築が進んでいます。

(3) 食品ロス※の削減に向けた取組

令和７年に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第２次基本方針が閣議決定され、事業系食品ロスに関して削減目標が引き上げられたほか、地方

公共団体での食品ロス削減の取組の横展開や未利用食品※の寄附の支援等、新たな施策が盛り込まれました。

また、区が実施した「令和７年度ごみ排出実態調査※」においては、可燃ごみ中に未だ未利用食品などが含まれていることから、引き続き、家庭や店舗における食品ロス対策を実施していくことが求められています。

(4) 自然災害への対応

近年発生した自然災害では、大量の災害廃棄物※の発生により処理体制が逼迫し、被災地の早期復旧・復興や住民生活の再建に支障を来した事例もみられています。今後、首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生が懸念される中、頻発化・激甚化する自然災害への備えとして、平時からの体制整備や関係機関との連携強化を進め、災害時における迅速かつ適正な災害廃棄物処理を実現するため、対策の実効性を一層高めていく必要があります。

(5) DX の進化

ごみの削減や資源・ごみ収集の現場における多様かつ複雑な課題に対し、IoT や AI などの先端技術を効果的に活用することで、業務の高度化・効率化を推進し、持続可能で質の高い清掃・リサイクル行政を実現していくことが求められます。

3　計画改定の基本的考え方

令和８年３月に区長から、港区環境基本条例第 20 条第２項第２号の規定に基づき、港区環境審議会に計画改定に係る基本的な方向性について諮問し、８月に答申（「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について）を受けました。区は、審議会の答申に沿って、港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）を改定します。

改定に当たっては、令和８年度中に策定する「MINATO ビジョン」及び「港区環境基本計画」と整合を図るとともに、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」及び関連する各種の戦略・施策、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」及び東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画（第６次）」等との調和を図ります。

4　計画の基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

現行計画に掲げる基本理念「環境に配慮した持続可能な社会を目指して、循環型社会・低炭素（⇒脱炭素に変更）社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」は普遍的な理念であり、現行計画策定以降の状況変化を踏まえてもなお、現在及び未来において有効であることから、変更せずに港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）に引き継ぎます。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、区民、事業者、区それぞれの責任と役割に対応した基本方針を定めます。

・基本方針１「区民の参画と協働による３Ｒ※を推進します」

……区は、区民がごみを出さないライフスタイル（リデュース・リユース）を実践し、発生したごみはルールに基づき適正に排出して、リサイクルにつなげていく状況を創出します。

・基本方針２「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

……区は、事業者の排出者責任※に基づくごみの適正処理を徹底するとともに、分別やリサイクルが容易な製品の開発など、生産者責任に基づく主体的なごみの減量・資源化を促進します。

・基本方針３「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

……区は、平時からごみや資源を安定的・効率的に収集・処理するとともに、災害発生時や感染症拡大時においても、清掃事業を継続し、区民の清潔で快適な生活環境を保全します。

５　重点課題へのこれまでの取組の成果と今後の方向性

港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）では、廃棄物処理法第６条第２項に定める必要事項（ごみの発生量及び処理量の見込み、分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分など）のほか、以下の８項目の重点課題を設定しました。計画後期においても、これらの重点課題に対する取組を一層強化していくこととします。

重点課題①　事業系ごみ※の発生抑制
重点課題②　プラスチックの使用抑制と資源循環
重点課題③　食品ロスの削減
重点課題④　資源回収の拡大
重点課題⑤　持続可能な集団回収※制度の構築
重点課題⑥　安全･安心･便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善
重点課題⑦　災害等への対応力の向上
重点課題⑧　効果的な普及啓発と環境学習の充実

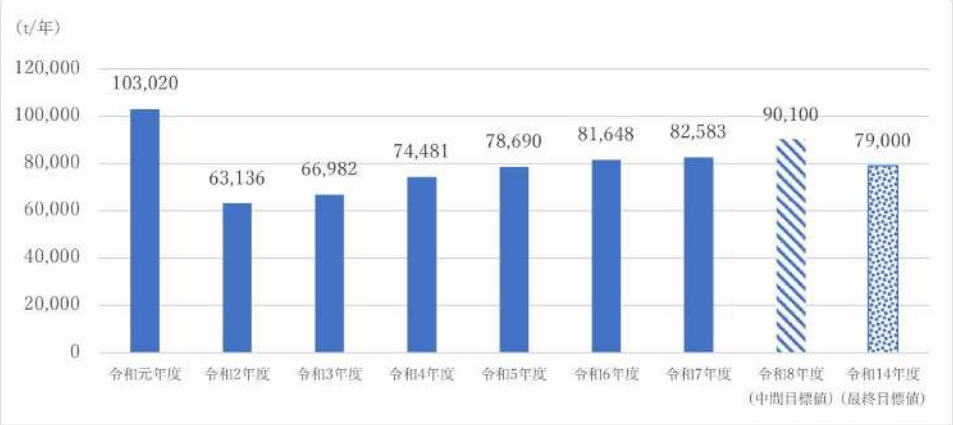
(1) これまでの取組と成果

① 事業系ごみの発生抑制

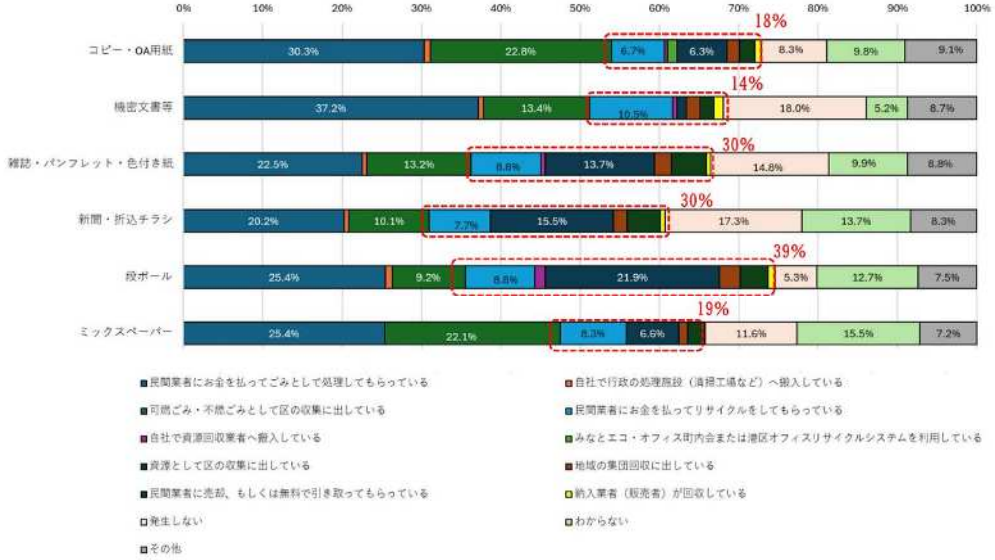
港区内で発生するごみは、その地域特性から半分以上は事業系ごみであり、事業者の自己処理責任※のもと、発生抑制と適正処理の徹底が重要です。清掃工場に搬入される事業系ごみである持込ごみ※の量は、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度の数値から減少していますが、事業活動の再開や活性化

によって再び増加傾向にあり、事業者への更なる啓発や指導が必要です。また、「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）では、事業者から排出される可燃ごみの７割以上が「紙類」であり、事業系古紙の資源化を一層促進していく必要があります。

【持込ごみ実績と前期目標値（削減目標）】



【事業者の紙類の処理状況（令和７年度基礎調査）】



※点線内の数値は資源化が想定されている数値です。

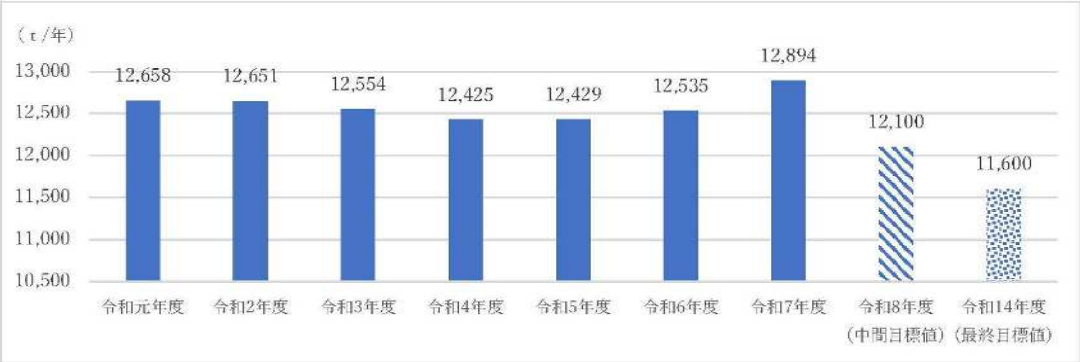
② プラスチックの使用抑制と資源循環

港区は、平成 20（2008）年 10 月から、プラスチック資源循環促進法施行に先

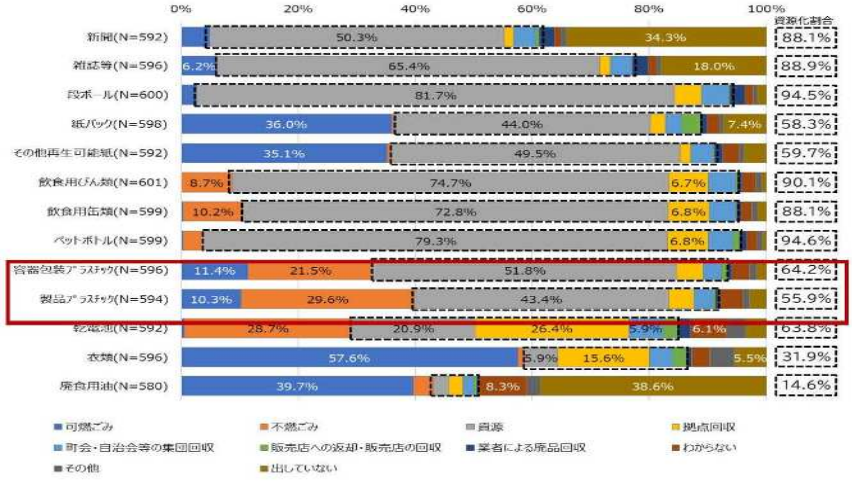
駆けて、容器包装以外のプラスチックを含めた全てのプラスチックをリサイクルしています。基礎調査における区民の排出状況に関する回答では、ペットボトルは９割以上が資源として出されているのに対し、容器包装プラスチック※や製品プラスチック※を資源として出している区民の割合は半数程度であり、プラスチックの分別に向けた更なる周知・啓発が必要です。

一方、レジ袋の有料化などを背景に、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない人の割合が大きく増加したことや、コンビニエンスストア等でプラスチック製のストローやカトラリーをもらわない人の割合が約８割となり、プラスチックの使用を控えるライフスタイルは定着しつつあります。

【プラスチック排出量実績と前期目標値（削減目標）】



【ごみ・資源の発生・分別について（令和７年度基礎調査）】

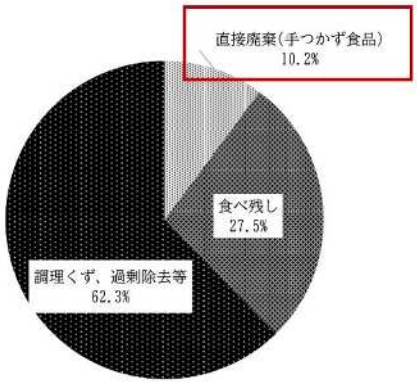


③ 食品ロスの削減

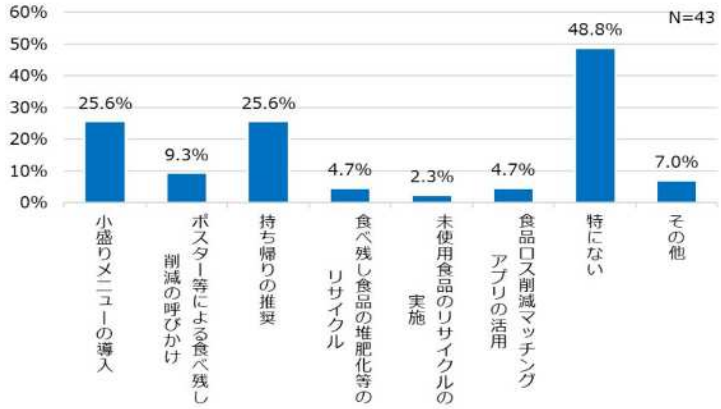
家庭での食品ロス削減に向けて、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成や貸出、段ボールコンポスト講座の実施などを通じた啓発に加え、未利用食品を回収し、区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブ※を実施しています。基礎調査では、未利用食品を廃棄したことがある人の割合は減少しており、食品ロスの削減に向けた意識は向上しているとみられますが、令和７（2025）年度に実施した「港区ごみ排出実態調査」（以下「排出実態調査」という。）では、厨芥類（生ごみ）※の中に約 10%の未利用食品が含まれており、引き続き、家庭での食品ロス削減に向けた取組が必要です。

事業系の食品ロス削減については、食べきり協力店※登録及び表彰などによって、外食における食品ロスを減らす取組を実施していますが、基礎調査では飲食店や宿泊施設で、食品ロスの削減のために行っている取組が「特にない」と回答した割合が約半数となり、事業系の食品ロス削減策の強化が求められます。

【可燃ごみ中の生ごみの分類（令和７年度排出実態調査）】



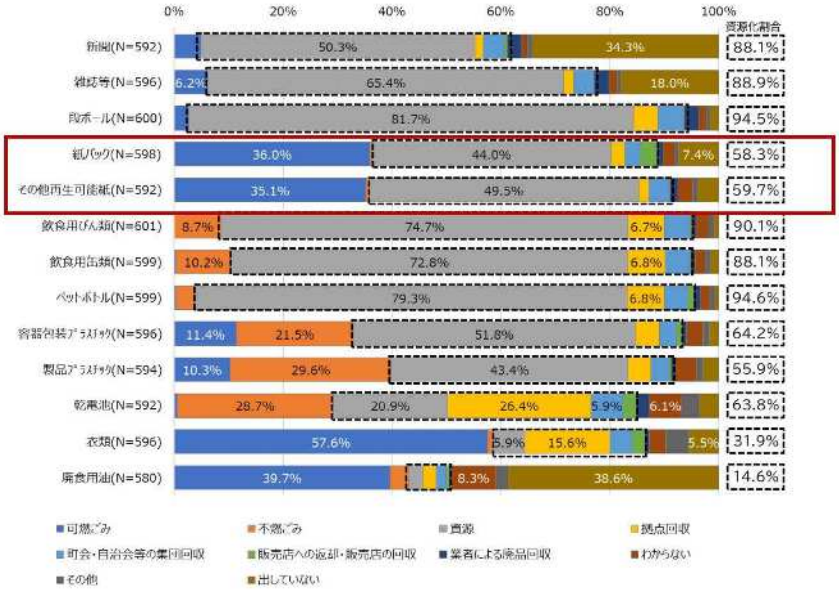
【(飲食店、宿泊施設のみ) 食品廃棄物削減のために実施している取組（令和７年度基礎調査)】



④ 資源回収の拡大

区の資源回収は集積所から資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収※」、区のイベント等で廃食用油等を回収する「イベント回収※」、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属類などの資源を選別する「ピックアップ回収※」により実施しています。資源回収率は２３区でも高い割合である一方、現行計画策定当初からの資源化率※に大きな変化はなく、基礎調査では、紙類のうち「紙パック」及び「その他再生可能紙」が35%程度「可燃ごみ」で排出されており、資源化が十分ではありません。排出資源回収の拡大及び分別の徹底に向けた啓発が必要です。

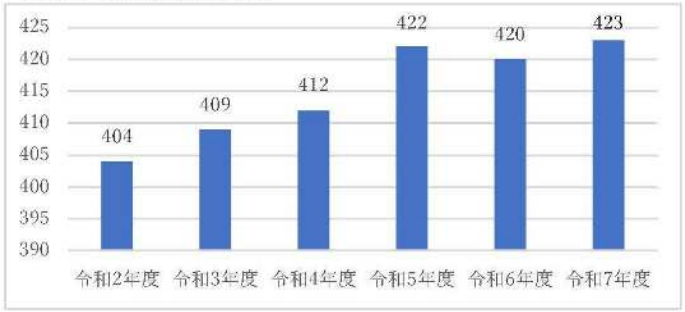
【ごみ・資源の発生・分別について（令和７年度基礎調査）】



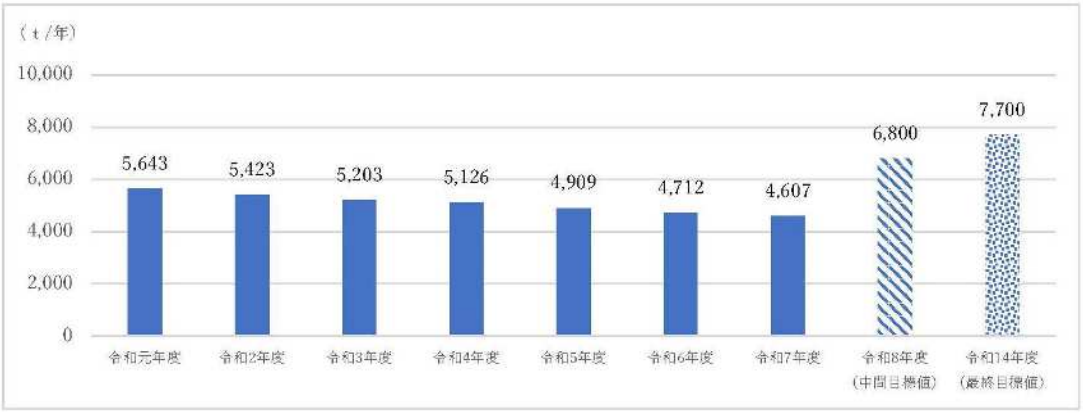
⑤ 持続可能な集団回収制度の構築

自主的に回収日や回収場所、回収品目を決めて、資源を家庭から持ち寄り、個々に契約した回収業者に直接引き渡す集団回収を行う団体（町会・自治会、PTA、マンション管理組合など）に対して、区は、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等の支援を行っています。集団回収を行う団体は増加傾向にあるものの、回収量は減少傾向にあり、引き続き、ライフスタイルやコミュニティの変化に対応した持続可能な集団回収制度の構築に向けた取組が必要です。

【集団回収活動団体数】



【集団回収による資源回収量実績と前期目標値】

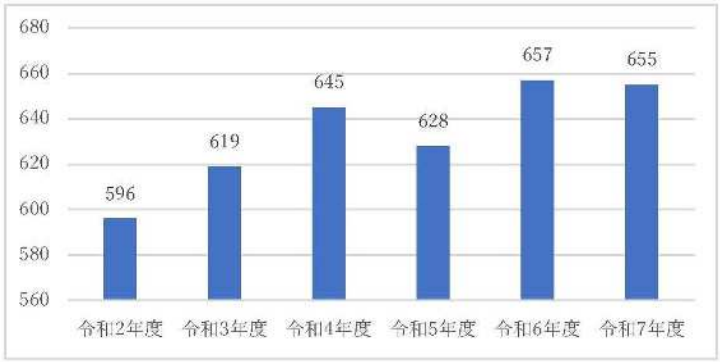


⑥ 安全･安心･便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

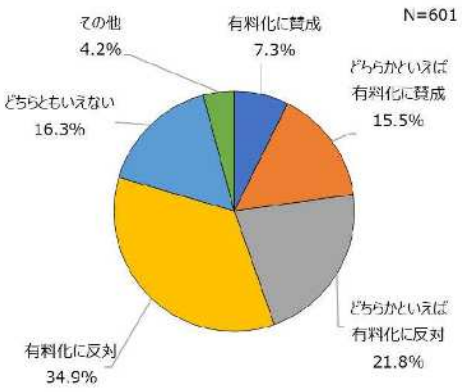
区の資源・ごみ収集は、新橋や六本木など繁華街を対象とした早朝収集、高齢者や障害者、妊産婦等で構成する世帯への戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集、集積所における様々なトラブルの解消や適正な分別を行うためのふれあい指導※など、きめ細かな対応を行ってきました。一方、清掃事業を取り巻く環境は変化しており、区民の高齢化や集積所の戸別化、リチウムイオン電池※などの小型充電式電池による火災の発生など、社会情勢や地域特性を考慮した収集サービスを構築していく必要があります。

また、基礎調査において、家庭ごみ※有料化に対する区民意見は、有料化に「反対」が約 35%、「どちらかといえば有料化に反対」が約 22%となっており、不法投棄の増加などが懸念されています。有料化については、これらの区民の意見や周辺自治体の動向を踏まえた、慎重な検討が必要です。

【戸別（高齢者や障害者、妊産婦等の世帯）訪問収集件数】

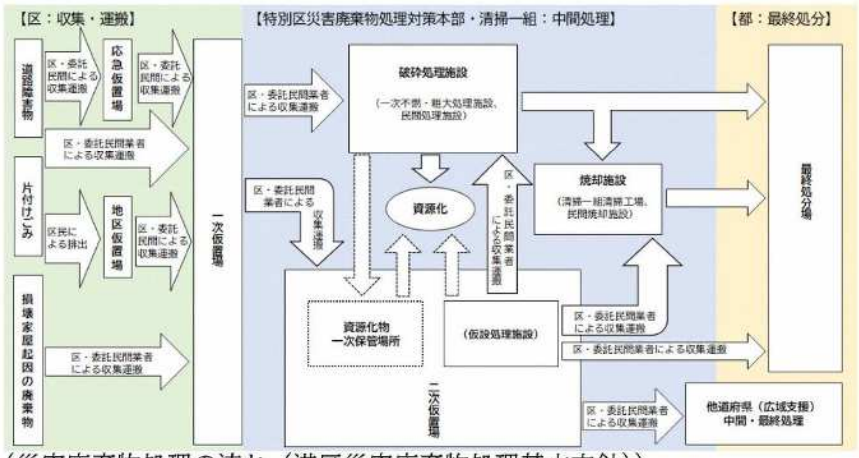


【家庭ごみ有料化に対する区民意見（令和７年度基礎調査）】



⑦ 災害等への対応力の向上

災害発生時に、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を円滑・迅速に処理することを目的として、令和４（2022）年３月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。同基本方針には、災害廃棄物の仮置場※の設置から、収集・運搬の流れを整理し、関係機関や団体との連携についても規定しています。近年発生した大規模災害においても災害廃棄物処理は大きな課題となっており、そこから得られた教訓等を踏まえて災害対策の実効性を高めていく必要があります。

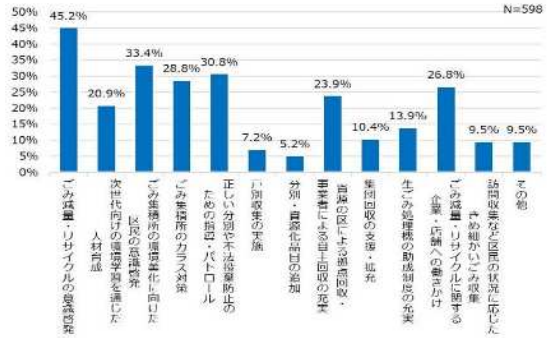


（災害廃棄物処理の流れ（港区災害廃棄物処理基本方針））

⑧ 効果的な普及･啓発と環境学習の充実

基礎調査における区民が区に力を入れてほしいことの回答では「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」（約 45%）が最も多く、「集積所の環境美化に向けた意識啓発」（約 33%）が２番目に多い状況となっており、区に対して意識啓発への期待が高くなっています。一方で、「利用したことがある区の取組」では「利用したことがない、知らない」が約 40%で、区民からの自由意見においても更なる周知・啓発を求める声が多く、周知方法の工夫や参加しやすいイベント開催が必要となっています。

【区に力を入れてほしいこと（令和７年度基礎調査アンケート）】



(2) 今後の取組の方向性

① 事業系ごみの発生抑制

事業者による発生抑制と資源化を一層推進するとともに、データ分析や ICT 等を活用した効果的な啓発・指導により、事業活動と環境負荷低減の両立を図ります。

② プラスチックの使用抑制と資源循環

使い捨てプラスチックの削減を進めるとともに、プラスチック資源循環法や国の循環経済政策を踏まえ、分別回収及び再資源化を推進します。

③ 食品ロスの削減

家庭と事業者の双方における食品ロス対策を強化し、未利用食品の有効活用や食品寄附を促進することで、資源の有効利用とごみ減量を推進します。

④ 資源回収の拡大

区民が利用しやすい回収体制の充実と新たな資源化品目の検討を進め、資源循環のさらなる促進を図ります。

⑤ 持続可能な集団回収制度の構築

地域コミュニティとの連携を維持・強化しながら、社会環境の変化に対応した持続可能な集団回収制度を構築します。

⑥ 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

人口増加や多様化する区民ニーズに対応し、ICT・AI などの先端技術を活用しながら、安全性・効率性・利便性の高い清掃サービスを実現します。

⑦ 災害等への対応力の向上

頻発化・激甚化する自然災害を見据え、災害廃棄物処理体制の強化や関係機関との連携を推進し、迅速な復旧・復興を支える対応力を高めます。

⑧ 効果的な普及啓発と環境学習の充実

デジタル技術や多様な媒体を活用した情報発信を強化するとともに、区民・事業者の行動変容につながる環境学習・普及啓発を推進します。

6 数値目標の再設定

前期計画に掲げた 12 の数値目標に関し、MINATO ビジョンに掲げる３つの数値目標を中心に据え、その他の数値目標を、各取組の目標達成に向けた進捗を測る「取組指標」とします。また、資源化やごみ減量の実態を把握しやすくするため、一部の項目を統合・見直しを図るとともに、現状を踏まえながら、各取組を着実に実行することで達成できる数値となるよう、目標・指標数値を再設定します。

前期計画に記載の「区収集可燃ごみ量」は「数値目標①区民一人当たりごみ量」、「資源回収量」は「数値目標②資源化率」の中で算出することで統合し、「資源とごみの分別状況（意識）」については、数値目標が達成されたことから、今後は「取組指標②可燃ごみへの資源混入割合」で状況確認することとします。

【数値目標】

①区民一人当たりのごみ量
②資源化率
③持込ごみ量（事業系ごみ量）

【取組指標】

①総排出量
②可燃ごみへの資源混入割合
③食品ロス発生量
④プラスチック排出量
⑤集団回収による資源回収量
⑥大規模建築物（延床面積 1,000 ㎡以上）の再利用計画書※上の資源化率
⑦温室効果ガス排出量

7　計画の構成及び検討体制等

(1) 計画の構成

港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）は、ごみの発生抑制、減量・資源化、収集運搬、中間処理等を定める「ごみ処理基本計画」と、し尿、汚泥及び生活雑排水の処理・処分を定める「生活排水処理基本計画」により構成します。

計画中に区の地域の特性に応じた食品ロスの削減の取組を掲げ、当該部分を食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「港区食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

(2) 計画期間

現行計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます

(3) 検討体制

港区環境審議会からの答申に基づき、区の環境施策に関わる組織で構成する港区環境調整委員会等において、計画の内容を検討します。

(4) 区民意見反映のための方策

令和７年度に区民及び事業者を対象に実施した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）の改定等に係る基礎調査」の結果等を十分に踏まえて計画を策定します。また、より広範な意見を反映するため、計画素案についての区民意見募集及び説明会を実施します。

8　スケジュール（予定）

令和８年	９月	港区環境調整委員会　素案審議
	10 月	港区環境審議会　素案審議

		庁議　素案確定
	11月	港区議会へ報告
	12月	区民意見募集及び説明会の実施
令和９年	１～２月	港区環境調整委員会　計画案審議
	２月	計画確定
		港区議会へ報告
	３月	港区環境審議会へ計画策定報告

■ 諮問

７港環み第４８６５号
令和８年３月24日

港区環境審議会
会長　青　柳　みどり　様

港区長　　清　家　　愛

港区環境基本条例（平成１０年３月港区条例第２８号）第２０条第２項第２号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問事項
「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について

２　諮問理由
区が令和３（2021）年２月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」（以下「現行計画」という。）は、令和３（2021）年度から令和14（2032）年度までを計画期間とし、家庭や事業所から排出されるごみ量の削減や、資源化率の向上等を数値目標として定めるとともに、食品ロス削減推進法に基づく「港区食品ロス削減推進計画」を包含した計画です。

区は現行計画に基づき、区民や事業者とともに３Ｒを推進し、食品ロスの削減に向けた施策を実施してきました。その結果、ごみ量や食品ロスの削減については一定の成果を得ましたが、資源化率の向上については更なる取組の強化が必要です。

この間、国ではプラスチック資源循環促進法が施行され、その後「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定を経て、昨年には再資源化事業等高度化法が施行されるなど、循環型社会の構築に向けた動きが加速しています。食品ロスに関しては、昨年「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第２次基本方針が閣議決定され、新たな数値目標や施策の推進が盛り込まれました。

東京都においては、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革や、廃棄物処理システムの更なる充実強化等をコンセプトとして、新たな資源循環・廃棄物処理計画を策定しています。

区がめざす「2050年ゼロカーボンシティ」の実現や、埋立処分場の残余期間の延伸に加え、循環型社会の構築が急がれる現状において、区はこれまで区民や事業者とともに実施してきた３Ｒや食品ロスの削減の取組を一層強化していかなければなりません。また、大規模災害時における廃棄物の運搬・処理については、区が令和４（2022）年３月に策定した「港区災害廃棄物処理基本方針」に基づき、近年の災害から得られた教訓を踏まえて、万全な対策を講じていく必要があります。

これらの社会動向や課題に的確に対応していくため、策定から５年が経過した現行計画の中間見直しを令和８年度に行い、計画後期に向けて施策の充実・強化を図ります。つきましては、計画の改定に当たり、基本的な方向性について、諮問いたします。

■ 答申

「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について

（答　申）

令和８年８月

港区環境審議会

目次

第１章 計画改定の基本的事項 1
第１節 一般廃棄物処理基本計画改定の背景 1
第２節 計画の位置付け 2
第３節 計画見直しの必要性 3
第４節 計画期間 3
第２章 港区の資源・ごみを取り巻く現状と今後の見通し 4
第１節 現行計画の取組と評価 4
(1)事業系ごみの発生抑制 5
(2)プラスチックの使用抑制と資源循環 6
(3)食品ロスの削減 7
(4)資源回収の拡大 8
(5)持続可能な集団回収制度の構築 9
(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 10
(7)災害等への対応力の向上 11
(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実 11
第２節 今後の見通し 12
第３章 現行計画改定の基本的方向性 13
第１節 基本理念について 13
第2節 基本方針について 13
第3節 数値目標について 15
第4節 重点施策の今後の取組について 15
(1)事業系ごみの発生抑制 15
(2)プラスチックの使用抑制と資源循環 15
(3)食品ロスの削減 16
(4)資源回収の拡大 16
(5)持続可能な集団回収制度の構築 16
(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 17
(7)災害等への対応力の向上 17
(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実 17
■用語解説 19

第１章 計画改定の基本的事項

第１節 一般廃棄物処理基本計画改定の背景

近年の循環型社会*の実現に向けた我が国の動向は、従来の廃棄物処理中心の施策から、資源循環*と脱炭素を一体的に推進する方向へと大きく転換しています。

国においては、循環型社会形成推進基本計画の見直しにより、サーキュラー・エコノミー（循環経済）を国家戦略に位置付け、資源効率性*や循環利用率*の向上など、ライフサイクル全体で資源を最適化する取組を強化しています。また、プラスチック資源循環促進法の施行により、製品設計から廃棄・再資源化まで一連の取組を求めるなど、静脈分野*にとどまらない包括的な制度構築が進んでいます。

東京都においては、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和８（2026）年３月）」において、資源ロス削減と循環利用の強化、持続可能な資源利用に向けた社会変革の加速、そして強靭で安定的な廃棄物処理システムの確保の３つを柱として掲げ、CO2 排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保をめざしていくこととしています。

これらを踏まえると、今後の循環型社会政策は、「量の削減」に加え、「質の高い循環」が重要となってきているといえます。また、行政のみならず、事業者や区民の行動変容を促す仕組みづくりが重要であり、多様な主体の連携による取組の深化が求められています。

本区においては、こうした動向を踏まえた「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」（以下「現行計画」という。）の改定を行い、地域特性に応じた施策を具体化していくことが必要です。

第２節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、計画の改定に当たっては、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の計画、区が策定する「MINATO ビジョン」、「港区環境基本計画」等と整合を図る必要があります。



第３節 計画見直しの必要性

区では、令和３（2021）年２月に現行計画を策定し、環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・脱炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに進めてきました。

この間、国・東京都における法制度や各種計画の見直し等が行われ、また、港区では現行計画策定時の想定を上回る人口の増加が見られるなど、計画を取り巻く状況は大きく変化しています。

国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成 25（2013）年６月）」によれば、概ね５年ごとに計画を改定するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしており、令和８（2026）年度は現行計画の中間年度にあたることから、必要な見直しを行うものです。

第４節 計画期間

現行計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます。

第２章 港区の資源・ごみを取り巻く現状と今後の見通し

第１節 現行計画の取組と評価

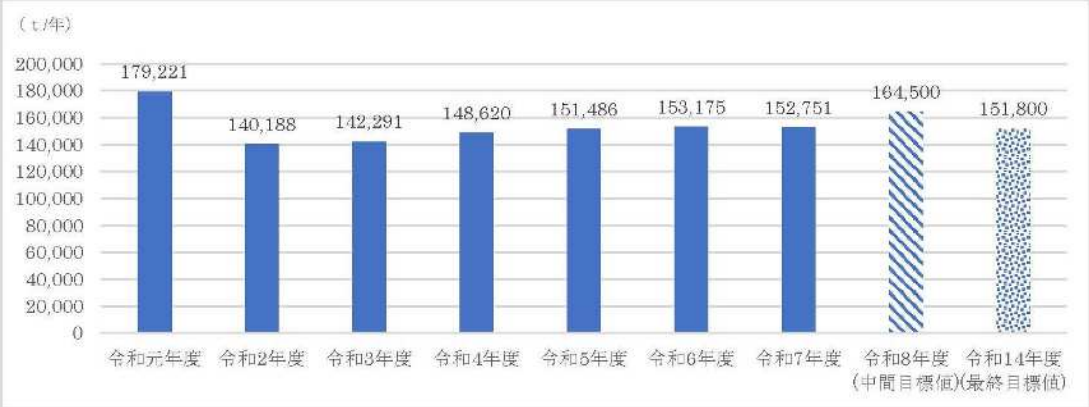
現行計画においては、「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」を基本理念として掲げ、下に示す３つの基本方針に基づき、数値目標を設定したうえで、事業系ごみ*の発生抑制や食品ロス*の削減など、８つの重点施策を掲げてごみの減量・資源化の取組を実践してきたところです。

ここでは、重点施策の取組の評価、資源・ごみの排出の現状と課題について整理します。

【現行計画における基本理念・基本方針】

基本理念	環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素※社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します ※「低炭素」は「脱炭素」に変更が必要（第３章）
基本方針	基本方針Ⅰ　区民の参画と協働による３R*を推進します 基本方針Ⅱ　事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します 基本方針Ⅲ　安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します

【総排出量実績と目標値】

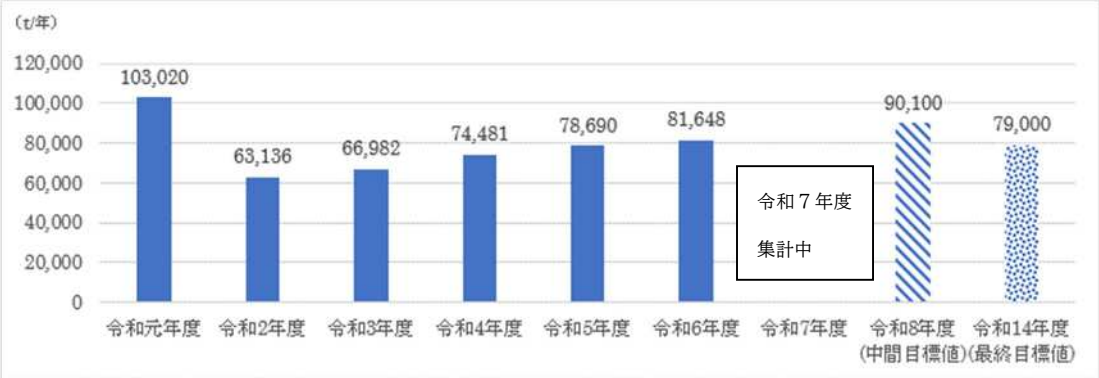


※令和７年度は速報値

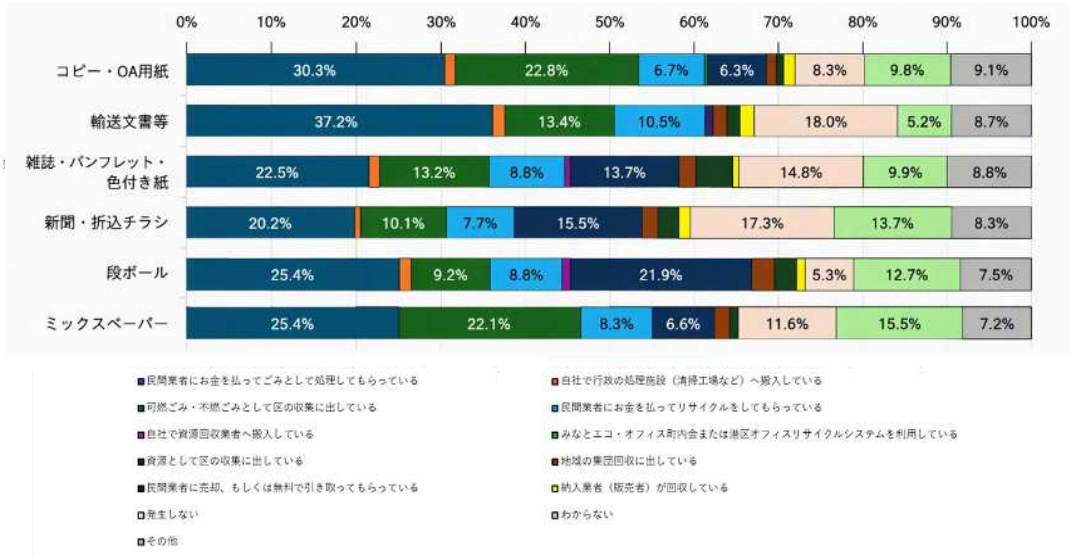
(1)事業系ごみの発生抑制

港区内で発生するごみは、その地域特性から半分以上は事業系ごみであり、事業者の自己処理責任*のもと、発生抑制と適正処理の徹底が重要です。清掃工場に搬入される事業系ごみである持込ごみ*の量は、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度の数値から減少していますが、事業活動の再開や活性化によって再び増加傾向にあり、事業者への更なる啓発や指導が必要です。また、「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）では、事業者から排出される可燃ごみの７割以上が「紙類」であり、事業系古紙の資源化を一層促進していく必要があります。

【持込ごみ実績と目標値】



【事業者の紙類の処理状況（令和７年度基礎調査アンケート）】



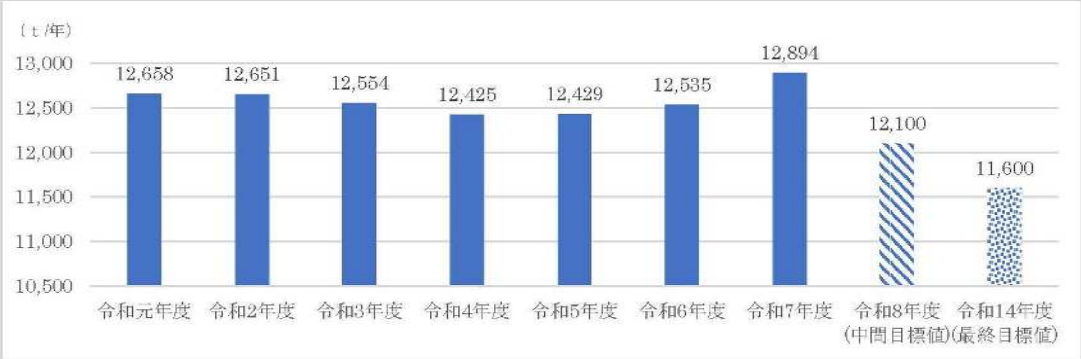
※点線内の数値は資源化が想定されている数値です。
※本図表は、事業者に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

（2）プラスチックの使用抑制と資源循環

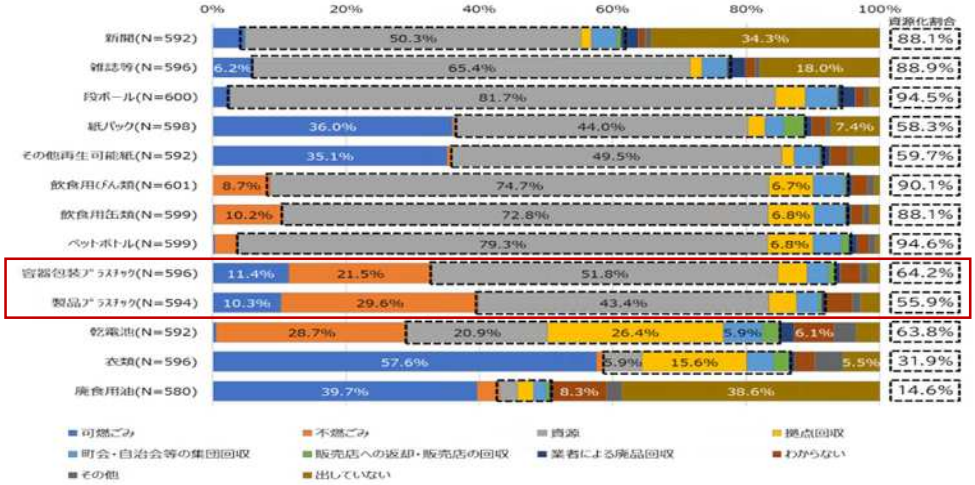
港区は、平成 20（2008）年 10 月から、プラスチック資源循環促進法施行に先駆けて、容器包装以外のプラスチックを含めた全てのプラスチックをリサイクルしています。基礎調査における区民の排出状況に関する回答では、ペットボトルは９割以上が資源として出されているのに対し、容器包装プラスチック*や製品プラスチック*を資源として出している区民の割合は半数程度であり、プラスチックの分別に向けた更なる周知・啓発が必要です。

一方、レジ袋の有料化などを背景に、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない人の割合が大きく増加したことや、コンビニエンスストア等でプラスチック製のストローやカトラリーをもらわない人の割合が約８割となり、プラスチックの使用を控えるライフスタイルは定着しつつあります。

【プラスチック排出量実績と目標値】



【ごみ・資源の発生・分別について（令和7年度基礎調査アンケート）】



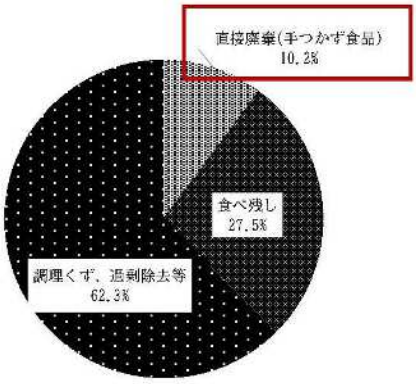
※本図表は、区民に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

(3)食品ロスの削減

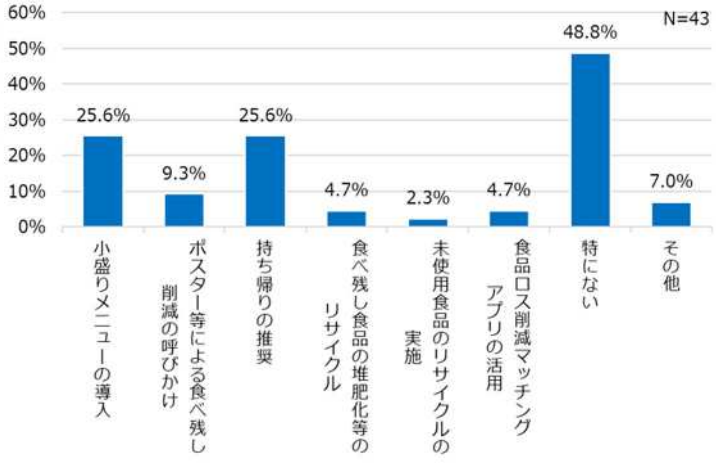
家庭での食品ロス削減に向けて、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成や貸出、段ボールコンポスト講座の実施などを通じた啓発に加え、未利用食品*を回収し、区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブ*を実施しています。基礎調査では、未利用食品を廃棄したことがある人の割合は減少しており、食品ロスの削減に向けた意識は向上しているとみられますが、令和７（2025）年度に実施した「港区ごみ排出実態調査*」（以下「排出実態調査」という。）では、厨芥類*（生ごみ）の中に約 10%の未利用食品が含まれており、引き続き、家庭での食品ロス削減に向けた取組が必要です。

事業系の食品ロス削減については、食べきり協力店*登録及び表彰などによって、外食における食品ロスを減らす取組を実施していますが、基礎調査では飲食店や宿泊施設で、食品ロスの削減のために行っている取組が「特にない」と回答した割合が約半数となり、事業系の食品ロス削減策の強化が求められます。

【可燃ごみ中の生ごみの分類（令和7年度排出実態調査）】



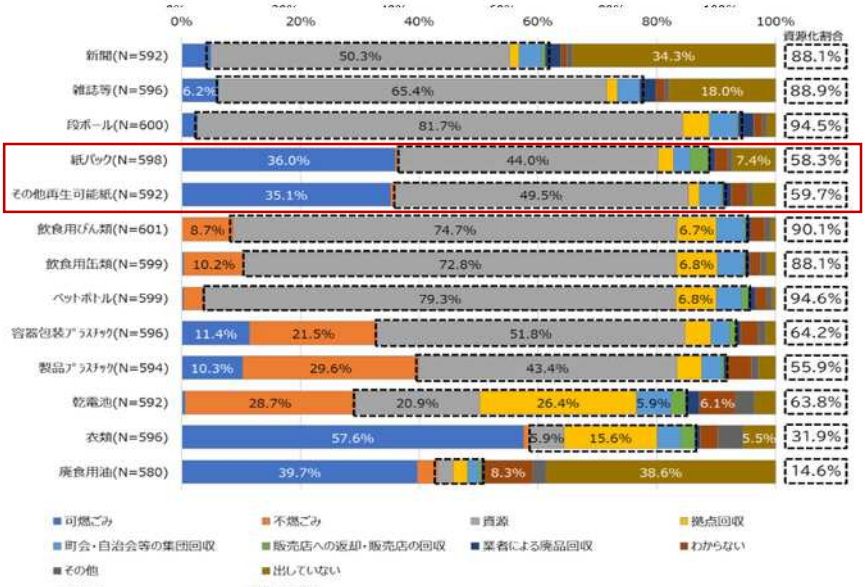
【（飲食店、宿泊施設のみ）食品廃棄物削減のために実施している取組（令和7年度基礎調査アンケート）】



(4)資源回収の拡大

区の資源回収は集積所から資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収*」、区のイベント等で廃食用油等を回収する「イベント回収*」、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属類などの資源を選別する「ピックアップ回収*」により実施しています。資源回収率は２３区でも高い割合である一方、現行計画策定当初からの資源化率*に大きな変化はなく、基礎調査では、紙類のうち「紙パック」及び「その他再生可能紙」が35%程度「可燃ごみ」で排出されており、資源化が十分ではありません。排出資源回収の拡大及び分別の徹底に向けた啓発が必要です。

【ごみ・資源の発生・分別について(令和7年度基礎調査アンケート)】

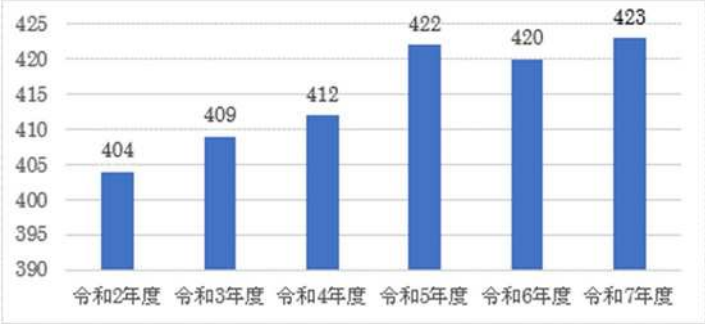


※本図表は、区民に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

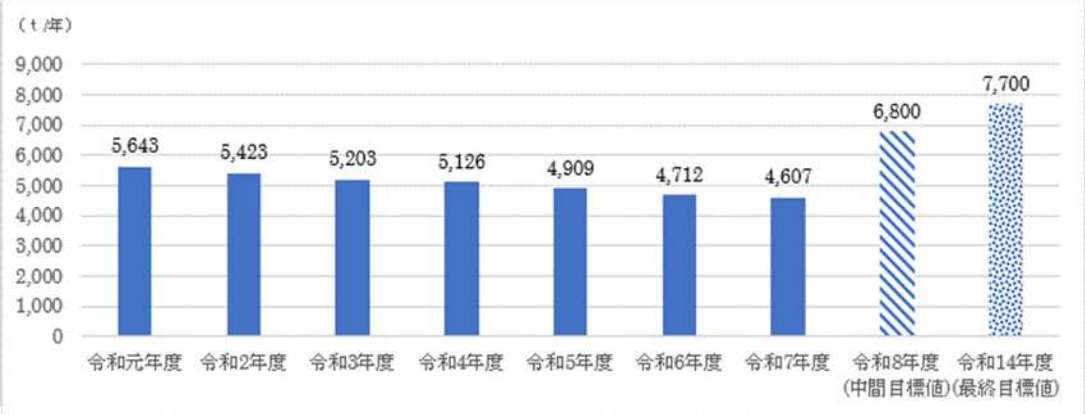
（5）持続可能な集団回収制度の構築

自主的に回収日や回収場所、回収品目を決めて、資源を家庭から持ち寄り、個々に契約した回収業者に直接引き渡す集団回収*を行う団体（町会・自治会、PTA、マンション管理組合など）に対して、区は、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等の支援を行っています。集団回収を行う団体は増加傾向にあるものの、回収量は減少傾向にあり、引き続き、ライフスタイルやコミュニティの変化に対応した持続可能な集団回収制度の構築に向けた取組が必要です。

【集団回収活動団体数】



【集団回収による資源回収量実績と目標値】



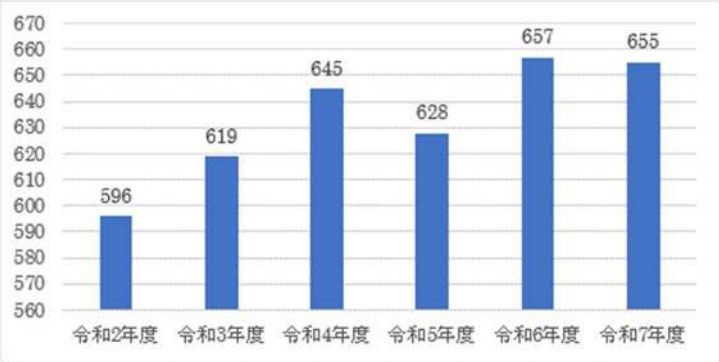
9

(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

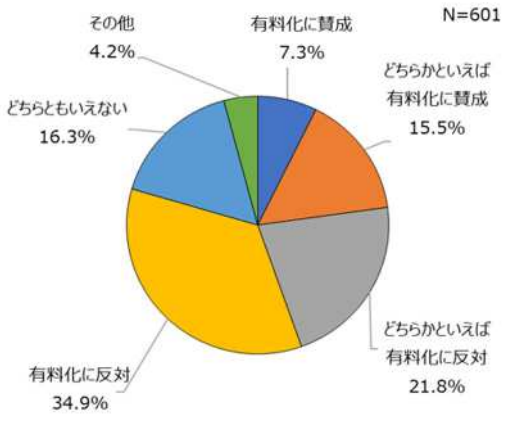
区の資源・ごみ収集は、新橋や六本木など繁華街を対象とした早朝収集、高齢者や障害者、妊産婦等で構成する世帯への戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集、集積所における様々なトラブルの解消や適正な分別を行うためのふれあい指導*など、きめ細かな対応を行ってきています。一方、清掃事業を取り巻く環境は変化しており、区民の高齢化や集積所の戸別化、リチウムイオン電池*などの小型充電式電池による火災の発生など、社会情勢や地域特性を考慮した収集サービスを構築していく必要があります。

また、基礎調査において、家庭ごみ*有料化に対する区民意見は、有料化に「反対」が約35%、「どちらかといえば有料化に反対」が約22%となっており、不法投棄の増加などが懸念されています。有料化については、これらの区民の意見や周辺自治体の動向を踏まえた、慎重な検討が必要です。

【戸別(高齢者や障害者、妊産婦等の世帯)訪問収集件数】



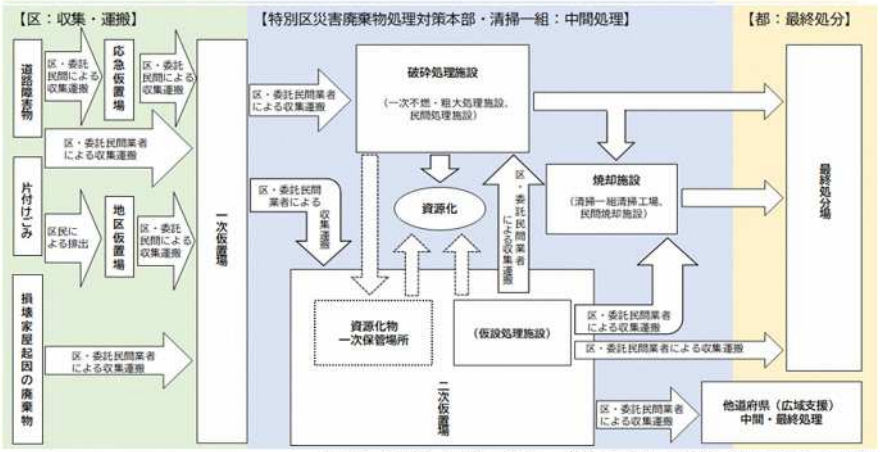
【家庭ごみ有料化に対する区民意見(令和7年度基礎調査)】



10

(7)災害等への対応力の向上

災害発生時に、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物*を円滑・迅速に処理することを目的として、令和４（2022）年３月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。同基本方針には、災害廃棄物の仮置場*の設置から、収集・運搬の流れを整理し、関係機関や団体との連携についても規定しています。近年発生した大規模災害においても災害廃棄物処理は大きな課題となっており、そこから得られた教訓等を踏まえて災害対策の実効性を高めていく必要があります。

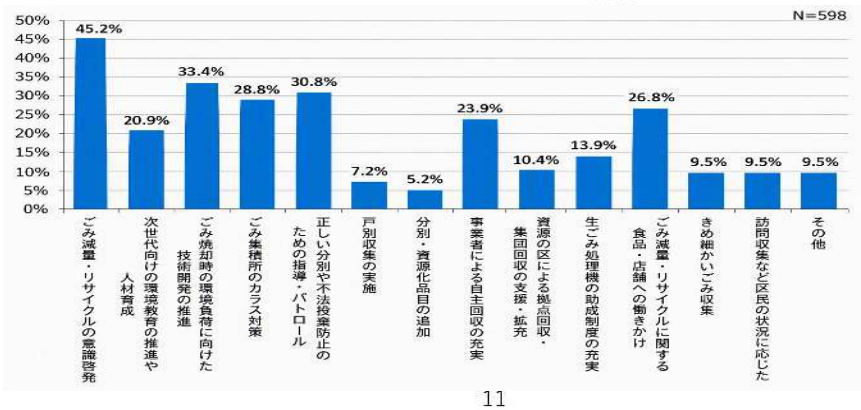


（災害廃棄物処理の流れ（港区災害廃棄物処理基本方針））

(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実

基礎調査における区民が区に力を入れてほしいことの回答では「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」（約 45%）が最も多く、「集積所の環境美化に向けた意識啓発」（約 33%）が２番目に多い状況となっており、区に対して意識啓発への期待が高くなっています。一方で、「利用したことがある区の取組」では「利用したことがない、知らない」が約 40%で、区民からの自由意見においても更なる周知・啓発を求める声が多く、周知方法の工夫や参加しやすいイベント開催が必要となっています。

【区に力を入れてほしいこと(令和7年度基礎調査アンケート)】

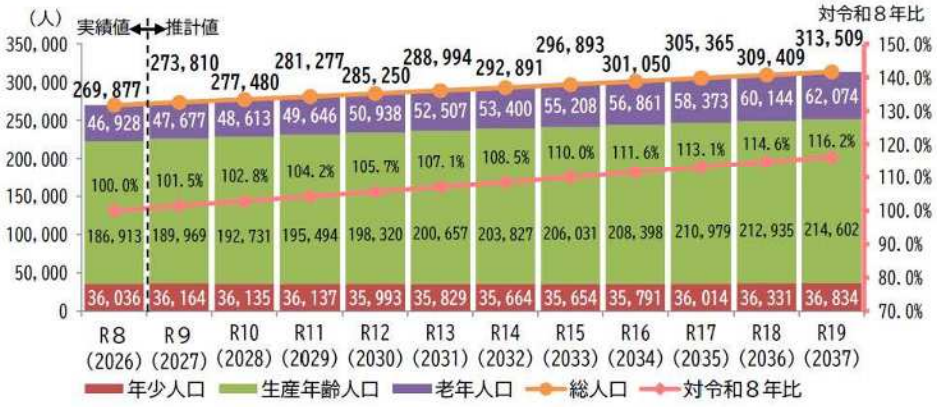


11

第２節 今後の見通し

港区内からのごみは地域特性から半分以上が事業系であり、事業活動の再開・活性化で増加傾向となっていることが示されていますが、これに加えて、人口増が続く局面では、家庭由来の排出も「底上げ」されるため、総排出量を押し下げるには、人口増を上回る１人当たり排出抑制と資源化の実効性が求められます。

（港区人口推計（令和８年３月））



第３章 現行計画改定の基本的方向性

第１節 基本理念について

近年、資源制約の深刻化や気候変動問題の進展、海洋プラスチックごみ問題への対応などを背景に、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」を前提とした社会経済のあり方から、資源を循環的に利用する持続可能な社会への転換が強く求められています。

このような動向の中、港区においては、人口増や生活様式の変化により、廃棄物排出量の増加や排出形態の複雑化が進んでいます。さらに、再資源化可能な資源の可燃ごみへの混入といった排出の質に関する課題もあり、従来の取組の延長では対応が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、引き続き区民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた責任を果たしながら、意識改革と行動変容を伴う取組を一層推進していく必要があります。

区民及び事業者は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、排出者責任*に基づき、発生抑制及び適正処理に主体的に取り組む必要があります。また、区は、安定的かつ適正な廃棄物処理を確保するとともに、区民及び事業者の取組を効果的に支援し、資源循環の推進を図ることが求められます。

現行計画において掲げた「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会の形成に向けた取組を、区民・事業者とともに推進する」という基本理念は、これらの社会情勢の変化を踏まえてもなお普遍的であり、本区の廃棄物行政の根幹をなすものです。このため、本計画においても当該理念を継承しつつ、より実効性の高い取組へと発展させていく必要があります。なお、ゼロカーボンシティの実現に向け、「低炭素」から「脱炭素」へ、表現を見直すべきです。

第2節 基本方針について

区の廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、基本理念の具現化に向け、現行の基本方針についても以下のとおり継承します。

（１）基本方針１「区民の参画と協働による３Ｒを推進します」

港区においては、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一体的回収や食品ロス削減に向けた普及啓発などの取組を展開してきました。

一方、基礎調査及び排出実態調査からは、家庭ごみにおいて再資源化可能な資源が可燃ごみ等に相当量混入していることが明らかとなっており、資源化率の向上に向けては排出の質の改善が不可欠です。

さらに、食品ロスについても一定の改善は見られるものの、依然として発生しており、家庭や飲食店等における取組の一層の推進が必要です。

港区は、全国と比較しても資源化率が高く、家庭から出るごみ排出量の削減についての取組も精力的に行っている状況ですが、今後も引き続き区民一人ひとりが港区の一員として資源循環を支える重要な担い手であることを自覚し、ごみの発生抑制を意識したライフスタイルへの転換や適正な分別・排出を実践することで、資源循環の推進と目標

の達成につなげていくことが重要です。

区は、これらの取組を支えるため、効果的な普及啓発や環境学習の充実、分かりやすい情報提供などを通じて区民の主体的な行動を促進し、「区民の参画と協働による３Ｒの推進」に一層取り組んでいく必要があります。

（２）基本方針２「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

本区におけるごみ排出量の半分以上は事業系ごみが占めており、事業活動の再開・活性化に伴い、持込ごみ量は増加傾向にあります。また、排出実態においては、紙類が大きな割合を占めており、資源化の余地が大きい状況です。

これまで区は、大規模建築物に対する再利用計画書*の提出義務や立入指導等を実施してきましたが、更なる排出抑制及び資源化の推進が求められています。

加えて、国の制度においては、製品の設計段階から資源循環を考慮する取組が求められており、飲食店を含む事業者の責任はより広範なものとなっています。

このため、事業者は、排出者責任の原則に基づき、適正処理の徹底に加え、発生抑制、再使用、再生利用の推進、さらにはサプライチェーン全体を通じた廃棄物削減に主体的に取り組む必要があります。

区は、これらの取組を促進するため、指導の充実や情報提供、インセンティブの活用等により、事業者の自主的取組を後押しし、「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環の促進」に一層取り組んでいく必要があります。

（３）基本方針３「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

区はこれまで、収集業務の効率化や民間委託、収集ルートの最適化を進めるとともに、繁華街における早朝収集や高齢者世帯への戸別訪問収集など、地域特性に応じたサービス向上に取り組んできました。

一方、区民の高齢化、集積所の戸別化、小型充電式電池等による火災リスクの増加など、清掃事業を取り巻く環境は変化しています。また、大規模災害の発生時においても、廃棄物処理を継続するための体制整備が重要な課題となっています。

このため、区は、平常時における効率的かつ安定的な収集運搬・処理体制の確保に加え、災害時においても迅速かつ適切な対応が可能となる体制を構築するとともに、安全性・利便性の向上を図る必要があります。

あわせて、資源化の徹底による処理量の削減を図り、環境負荷の低減と持続可能な廃棄物処理の両立をめざし、「安全・安心な区民生活を支え続ける持続可能な廃棄物処理体制の確保」に一層取り組んでいく必要があります。

第3節 数値目標について

数値目標は施策や取組の成果について、達成すべき水準や方向性を具体的な数値で示したものであり、その進捗状況を客観的に把握し、評価や改善につなげるための基準となるものです。

現状の取組が成果に結び付いているか改めて分析・評価し、施策の見直しや強化を図る必要があります。そのうえで、計画期間の後期に向けて実現性とメリハリのある数値目標を設定していく必要があります。

第4節 重点施策の今後の取組について

本区の資源・ごみを取り巻く状況は、事業系ごみの増加や資源化可能物の可燃ごみへの混入、食品ロスの発生などの課題に加え、人口増や高齢化の進展等により複雑化しています。これらの課題に対応するためには、更なるごみの発生抑制や分別の徹底による資源循環の質の向上と、区民及び事業者の行動変容の促進が重要です。

また、清掃事業の安全性や利便性の確保、災害時の対応力の向上など、持続可能な廃棄物処理体制の構築も求められます。

以上を踏まえ、８つの重点施策について、今後の取組の方向性を提言します。

(1)事業系ごみの発生抑制

これまで区は、大規模建築物への立入検査や再利用計画書の提出指導、事業系ごみ分別リーフレットの配布、一般廃棄物収集運搬業者への指導による適正排出の促進等を実施してきました。しかしながら、港区は業務・商業機能が集積する地域特性を有しており、区内で排出されるごみの半数以上を事業系ごみが占めています。近年は事業活動の活性化やインバウンドの回復等に伴い、ごみ量が増加傾向にあり、更なる発生抑制と資源化の推進が必要となっています。

今後は、排出事業者による自己処理責任の徹底に加え、紙類やプラスチック類など資源化可能な廃棄物の分別を一層推進する必要があります。特に、大規模事業者に対しては再利用計画書の作成だけでなく、実効性のある取組につながるよう ICT を活用した進行管理やデータ活用を検討することが重要です。

また、飲食店や宿泊施設、小規模事業者に対しても、食品ロス削減や資源循環に関する情報提供を強化するとともに、好事例の共有や表彰制度の活用など、自主的な取組を促進する仕組みづくりが求められます。さらに、繁華街における不適正排出対策についても関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

(2)プラスチックの使用抑制と資源循環

これまで区は、海洋プラスチック問題に関する啓発を推進してきたほか、区の事務事業及び施設管理からプラスチックを排除する「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定めるなど、率先した取組を進めてきました。

一方で、資源として回収されるべきプラスチックの一部が可燃ごみとして排出されて

いる実態も見られることから、更なる分別の徹底と資源循環の促進が必要です。今後は、マイバッグやマイボトルなどワンウェイプラスチック*の代替となる製品を利用するライフスタイルへの転換を促すとともに、リユース容器や詰め替え商品の利用促進など、使い捨てに依存しない生活様式の定着を図ることが重要です。

また、区民だけでなく事業者に対しても、製品やサービスの提供段階からプラスチック使用量を削減する取組を働きかけていく必要があります。特に飲食店や小売店舗、イベント主催者等との連携を強化し、環境に配慮した製品やサービスの普及を推進することが求められます。

(3)食品ロスの削減

区では、食べきり協力店制度やフードドライブなど、食品ロス削減に向けて多様な施策を展開してきました。また、コンビニエンスストアやスーパーマーケットと連携したフードドライブの受付拠点拡充など、着実に取組が進められています。

一方で、家庭ごみの中には依然として未利用食品が含まれているほか、飲食店や宿泊施設等へのアンケートでは食品ロス削減に取り組んでいない事業者も多く見られます。

今後は、家庭における「買い過ぎない」「食べ切る」といった行動の定着を図るため、食品ロスの現状や削減効果を分かりやすく発信していくことが重要です。

また、飲食店等の事業者に対しては、小盛メニューの導入など食べ残し削減の取組を促進するため、優良事例や食品ロス削減に取り組むことのメリットを周知していく必要があります。

(4)資源回収の拡大

区民のリサイクル意識は高く、これまでも資源回収品目の拡大を求める声が寄せられてきました。区では廃食用油回収拠点の拡充や、イベント回収、家具のリサイクル展など多様な手法により資源回収機会の拡大を進めており、これらの取組を積極的に周知していくべきです。

可燃ごみや不燃ごみの中には、依然として資源化可能な紙類やプラスチック類等が混入しており、更なる分別の徹底が必要です。

今後は、回収品目の拡大について、回収効率や再資源化の実現性、費用対効果を十分に検証しながら検討を進める必要があります。また、不燃ごみや粗大ごみからの資源回収など、既存施策の高度化にも取り組むことが重要です。

さらに、回収した資源がどのように再利用されているのかを積極的に発信し、「分別が資源循環につながる」という実感を持てるような周知を進めることが求められます。

(5)持続可能な集団回収制度の構築

集団回収は、区民が資源を適切に分別し資源化することの効果を実感できる仕組みであり、希薄化が指摘される地域コミュニティを維持する機能も有していることから、長年築き上げてきた回収システムを維持することが望まれます。区では、集団回収団体へ

の支援に加え、古紙価格の変動に対応するための回収業者への助成を行うなど、様々な支援を行っていますが、ライフスタイルやコミュニティの変化を的確に捉えて、効果的な施策の実施が必要です。

(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

資源・ごみの収集運搬に加えて、適正排出に向けた指導業務など、今後も区民が快適な生活を送れるよう、港区の地域特性を踏まえた清掃事業を実施していく必要があります。特に戸別訪問収集については、高齢者や障害者、子育て部門など福祉部門と連携してニーズを把握しながら、サービスの向上を図っていく必要があります。

また、人口増加や集積所の分散化、気候変動による夏の猛暑など、収集業務の困難性が増していくおそれもあり、職員の安全確保に加え、交通事故などの事故を防止するための取組や職員研修が不可欠です。さらに、都内においても清掃車両や施設の火災が発生しており、その原因となるリチウムイオン電池などの危険物の混入防止を図ることも重要です。

今後は、持続可能な資源・ごみの収集運搬体制構築のため、ICT や AI などのデジタル技術の活用についても検討を要します。

(7)災害等への対応力の向上

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、発災時においても清掃業務を安定的に継続し、区民の衛生的な生活環境を確保するための備えの強化が必要です。災害時には大量の災害廃棄物の発生が想定されることから、平時から協定自治体や関係団体などとの連携を進めるとともに、発災時における収集運搬ルートの確保、仮置場の運営、大量の災害廃棄物の処理などについて具体的な対応手順を整理し、職員の対応力向上を図ることが重要です。

また、区民への情報発信やごみ排出ルールの周知を充実させることで、災害時における円滑な清掃事業の運営につなげていくことが求められます。

(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実

区が実施している様々なごみ減量・リサイクル施策について、「知らない」「利用したことがない」とする区民が少なくありません。一方で、ごみ減量や環境美化に関する意識啓発を求める声は高く、施策と区民意識の間には未だギャップが存在しています。今後の周知・啓発は、制度やルールを伝えるだけでなく、一人ひとりの行動変容につながる取組を強化する必要があります。SNS や動画、デジタルサイネージなどを活用し、若い世代にも伝わりやすい情報発信を進める必要があります。視覚的で分かりやすいコンテンツへ転換し、ごみ分別や食品ロス削減の効果を「見える化」することで関心を高めることが重要です。

また、幼少期から環境意識を育むため、学校や地域イベントと連携した体験型環境学習を充実させることが求められます。子どもを通じて家庭全体の意識向上を図ることで、

持続的な行動変容につなげることができます。さらに、区内に住む外国人や観光客に分別や排出ルールを理解してもらうため、多言語に加えてイラストやピクトグラムを活用した周知・啓発の検討も必要です。

区民や事業者に「ごみを減らし資源を循環させることが港区の魅力向上につながる」という共通認識を醸成し、地域への愛着や誇りを育む視点が求められます。

3　港区環境審議会

港区環境審議会委員構成

［第 14 期］令和６（2024）年９月１日から令和８（2026）年８月 31 日まで

	氏 名	役 職 名 等	
委 員	青　柳　　みどり	中央大学総合政策学部 教授	学識経験者
委 員	柘　植　　隆　宏	神戸大学大学院経済学研究科 教授	
委 員	佐々木　　剛	東京海洋大学海洋生命科学部 教授	
委 員	袖　野　　玲　子	芝浦工業大学システム理工学部 教授	
委 員	二　藤　　泰　明	区民	区民及び事業者
委 員	前　田　　真　鈴	区民	
委 員	三　木　　基　嗣	区民	
委 員	安　田　　淳	一般社団法人東京都港区医師会	
委 員	臼　井　　浩　之	港区商店街連合会 会長	
委 員	薄　井　　啓　子	港区消費者団体連絡会 運営委員	
委 員	伊　藤　　隆　雄	東京商工会議所港支部	
委 員	土　屋　　準	港区議会議長	区議会議員
委 員	やなざわ　亜　紀	区民文教常任委員会委員長	
委 員	池　田　　たけし	環境等対策特別委員会委員長	

［第 15 期］令和８（2026）年９月１日から令和 10（2028）年８月 31 日まで

	氏 名	役 職 名 等	
委 員	青　柳　　みどり	中央大学総合政策学部 教授	学識経験者
委 員	柘　植　　隆　宏	神戸大学大学院経済学研究科 教授	
委 員	佐々木　　剛	東京海洋大学海洋生命科学部 教授	
委 員	袖　野　　玲　子	芝浦工業大学システム理工学部 教授	
委 員	黒　川　　宗　照	区民	区民及び事業者
委 員	森　　秀　彦	区民	
委 員	塩　本　　真　夕	区民	
委 員	安　田　　淳	一般社団法人東京都港区医師会	
委 員	臼　井　　浩　之	港区商店街連合会 会長	
委 員	薄　井　　啓　子	港区消費者団体連絡会 運営委員	
委 員	伊　藤　　隆　雄	東京商工会議所港支部	
委 員	土　屋　　準	港区議会議長	区議会議員
委 員	やなざわ　亜　紀	区民文教常任委員会委員長	
委 員	池　田　　たけし	環境等対策特別委員会委員長	

4　港区環境調整委員会

港区環境調整委員会委員構成

	所　　属
委員長	環境リサイクル支援部長
副委員長	環境リサイクル支援部環境課長
委員	芝地区総合支所協働推進課長
委員	麻布地区総合支所協働推進課長
委員	赤坂地区総合支所協働推進課長
委員	高輪地区総合支所協働推進課長
委員	芝浦港南地区総合支所協働推進課長
委員	総合支所まちづくり課長代表
委員	産業・地域振興支援部地域振興課長
委員	保健福祉支援部保健福祉課長
委員	みなと保健所生活衛生課長
委員	子ども家庭支援部子ども政策課長
委員	街づくり支援部都市計画課長
委員	街づくり支援部水辺整備推進担当課長
委員	環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当課長
委員	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長
委員	企画経営部企画課長
委員	防災危機管理室防災課長
委員	総務部総務課長
委員	教育委員会事務局教育推進部教育長室長
委員	教育委員会事務局学校教育部学務課長

5　審議経過等

年月	会議等	内容
令和８年３月 24 日	第 70 回港区環境審議会	・区長から「一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について諮問
令和８年４月	港区環境調整委員会	・基礎調査結果の報告等
令和８年５月 22 日	第 71 回港区環境審議会	・答申案の検討
令和８年７月 30 日	第 72 回港区環境審議会	・MINATO ビジョンとの整合性について説明 ・答申案の検討（決定は正副会長に一任となる）
令和８年８月７日	答申	
令和８年９月	港区環境調整委員会	・一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定方針について庁内検討
令和８年 10 月２日	港区環境調整委員会	・一般廃棄物処理基本計画（第３次）中間年度改定版（素案）について庁内検討
令和８年 10 月 13 日	第 73 回港区環境審議会	・一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定方針について説明 ・一般廃棄物処理基本計画（第３次）中間年度改定版（素案）の検討
令和８年 11 月 20 日～ 令和８年 12 月 21 日	区民意見募集	・インターネット、郵送、ＦＡＸ、持参にて受付
令和８年 12 月 11 日	区民説明会	

今後、環境調整委員会での検討、環境審議会での報告を予定

6　ごみの発生量等の見込み（将来推計）

港区のごみ排出量等が現状のまま推移した場合の推計を示します。

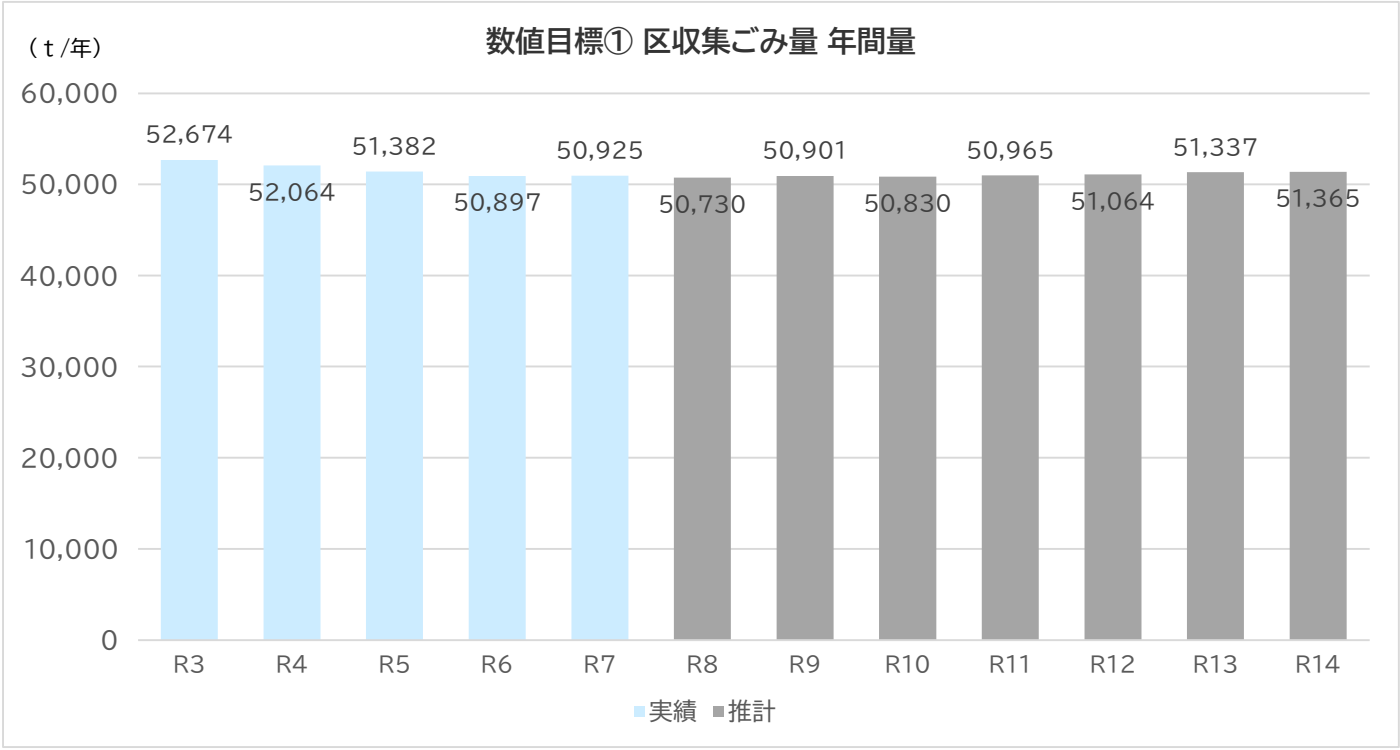
■ 数値目標の推計

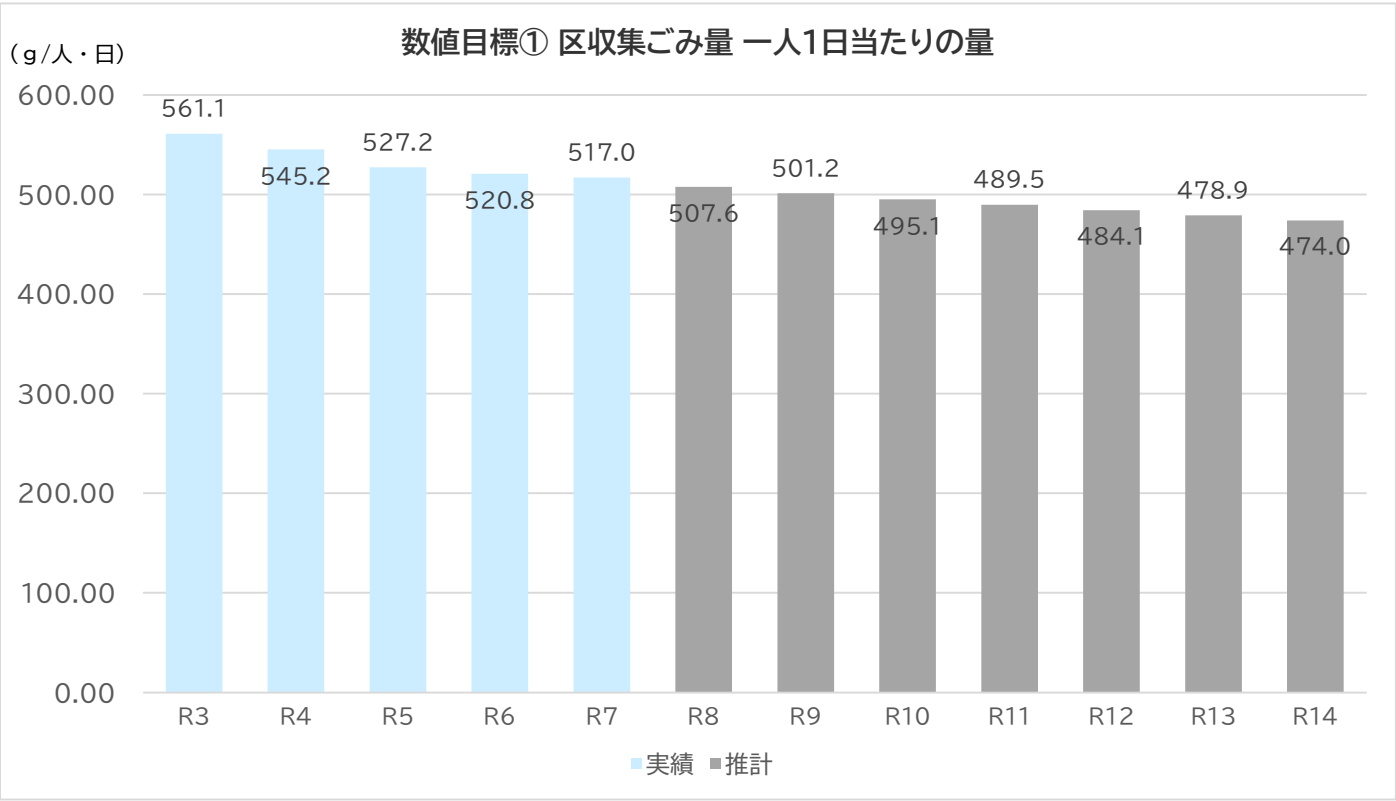
■ ①　区収集ごみ量の推計

区収集ごみ量は、区が家庭等から収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみで、区民の日常生活から発生するごみの量や、発生抑制・分別の取組状況を把握するための基本的な指標です。

将来推計では、現状の分別・減量の取組に大きな改善がない場合、目標値を上回って推移する可能性があります。最終目標値とは大きな差があり、特に、可燃ごみの削減は計画期間中の重要な課題です。

可燃ごみには、紙類、未利用食品、資源プラスチックなど、本来減量や資源化が可能なものが含まれていると考えられます。今後は、可燃ごみに混入している資源を減らし、食品ロス削減や分別徹底を進めることが必要です。将来推計を目標値に近づけるためには、古紙・雑がみ、資源プラスチックなどの分別方法を分かりやすく周知するとともに、食品ロス削減や資源回収の拡大、集積所でのふれあい指導、集合住宅や転入者への情報提供を進め、区収集ごみ量の削減を図る必要があります。



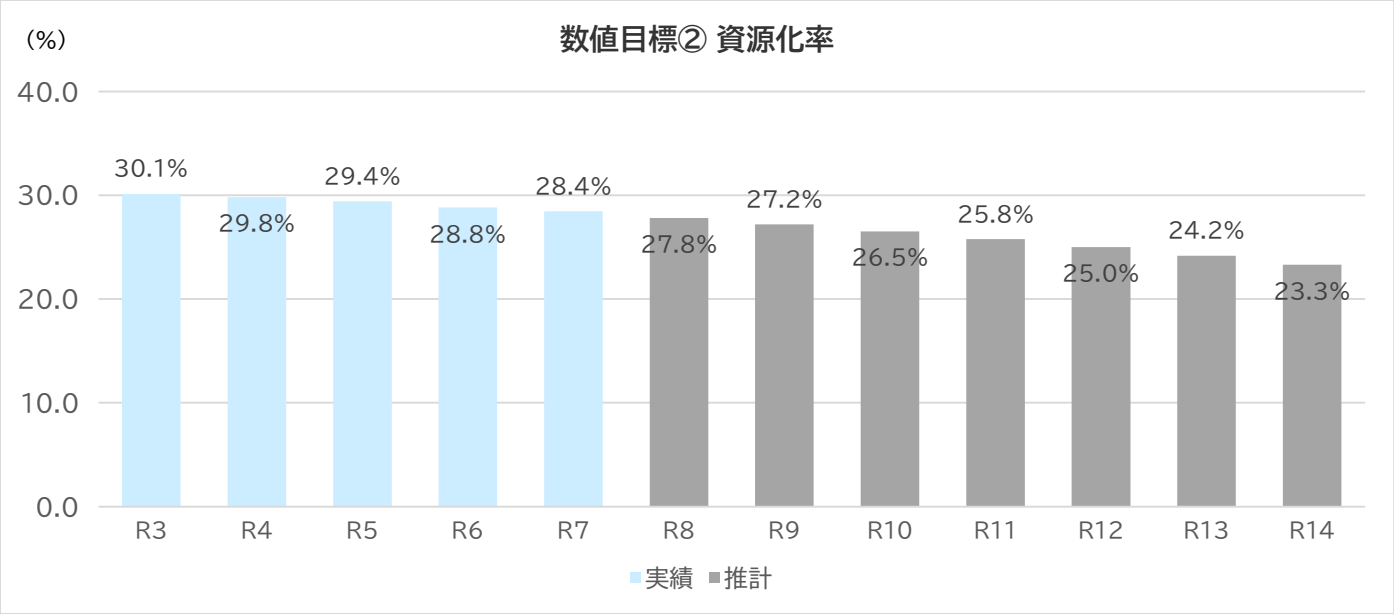


■ ②　資源化率の推計

資源化率は、資源回収量を区収集ごみと資源回収量の合計で除して得られる割合で、家庭ごみの減量・資源化に関わる取組を表す指標です。

将来推計では、現状の分別状況や資源回収量のままでは、資源化率が低下し、目標値との差が更に拡大する可能性があります。最終目標は高い水準に設定されており、資源化率の向上には分別徹底と資源回収量の拡大が不可欠です。特に、可燃ごみ中に混入している紙類や資源プラスチックを資源として回収することが重要です。

区では多様な資源回収の仕組みがありますが、それを区民が利用しやすくすることなど、分かりやすい周知と回収機会の充実により、将来推計を目標値に近づける必要があります。

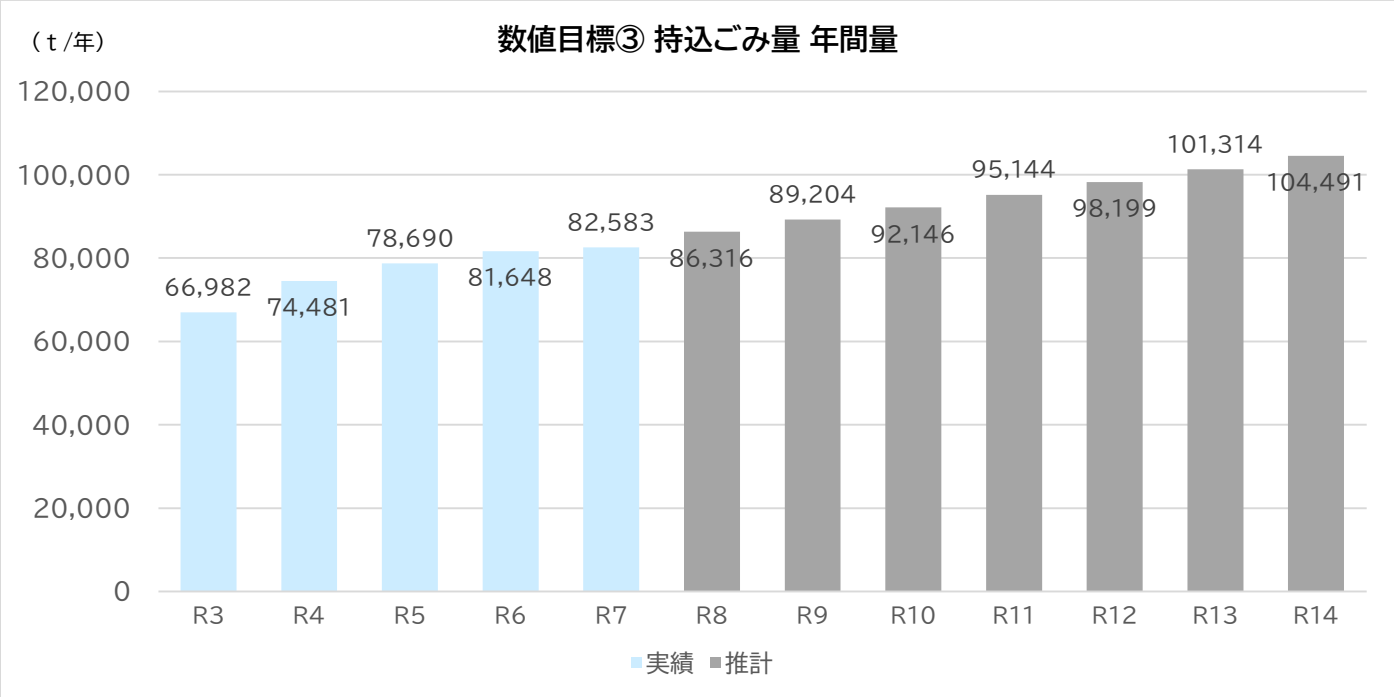


■ ③　持込ごみ量の推計

持込ごみ量は、清掃工場に搬入された事業系のごみ量で、事業者におけるごみの減量と資源の再利用に関わる取組の成果を示す指標です。

将来推計では、事業活動や来街者の回復に伴い、再び増加する可能性があります。中間目標の水準には近い又は下回る状況がみられる一方で、最終目標に向けてはさらなる削減が必要です。港区はオフィス、商業施設、飲食店、宿泊施設が多く、事業系ごみの影響を強く受けます。今後は、紙類、食品廃棄物、プラスチック類の分別・資源化を事業者に促す必要があります。

将来推計を目標値に近づけるため、大規模事業者だけでなく小規模事業者への周知・指導も重要です。



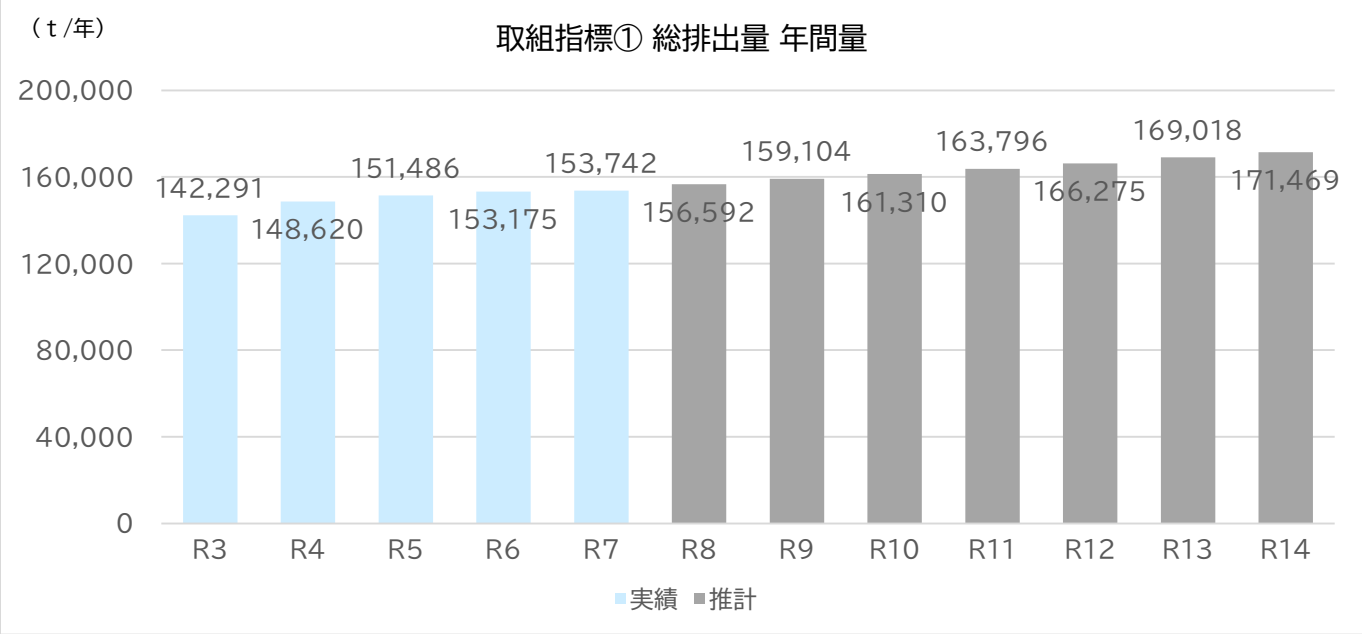
■ 取組指標の推計

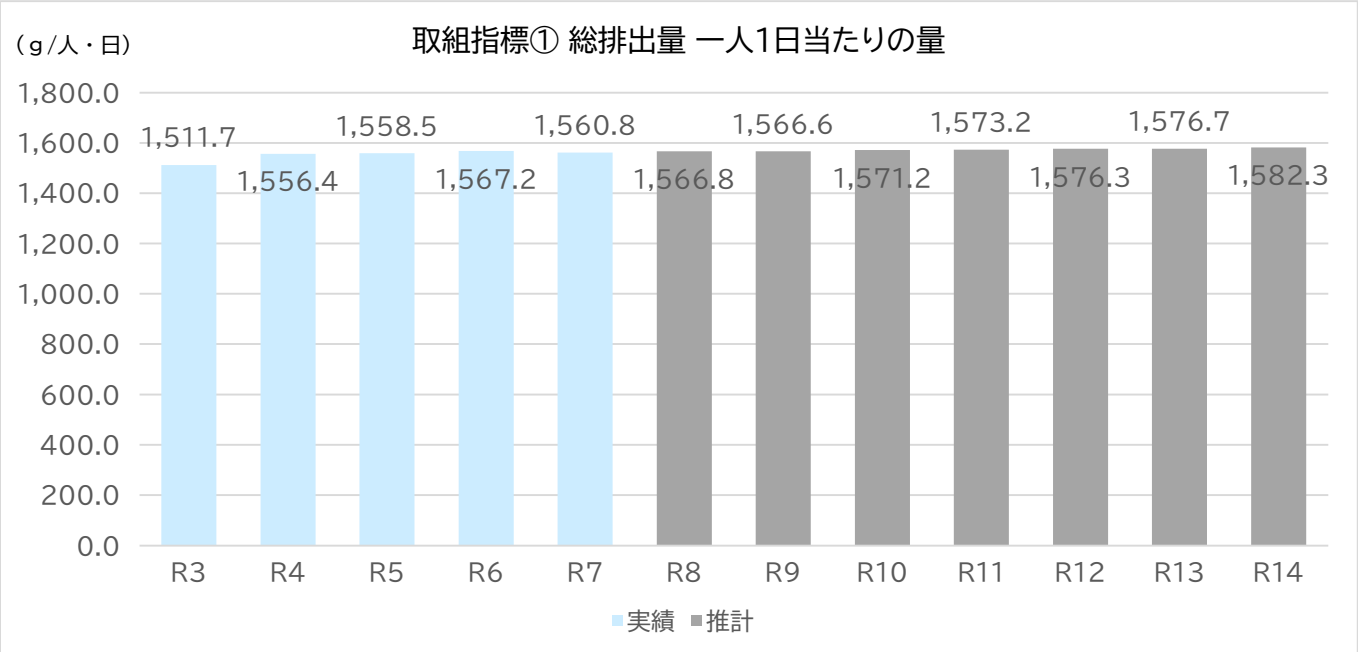
■ ①　総排出量の推計

総排出量は、区収集ごみ量と持込ごみ量と資源回収量の合計を示す指標で、人口増加や事業活動、来街者の動向の影響を受けやすく、将来推計では大きく減少しにくい傾向がみられます。

一人当たり排出量の削減が進んだ場合でも、区全体の人口や昼間人口が増加すると、総量としては横ばい又は増加に転じる可能性があります。特に、家庭ごみだけでなく、事業系ごみの発生抑制が総排出量の抑制に大きく関わります。

今後は、紙類、食品廃棄物、プラスチック類の資源化を進め、人口や事業活動の増加による排出量の増加を抑える必要があります。区民・事業者・区が連携し、将来推計が目標値を上回らないよう、継続的な減量対策を進めることが重要です。





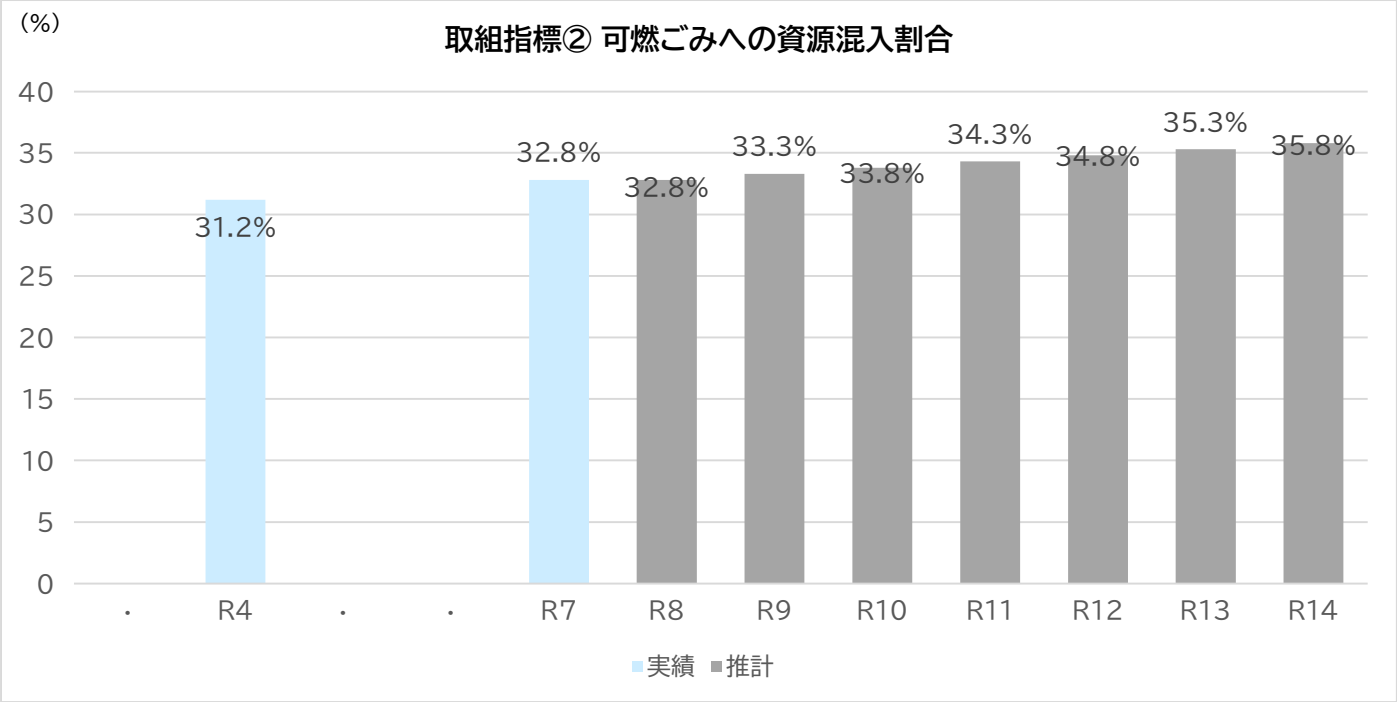
■ ②　可燃ごみへの資源混入割合の推計

可燃ごみへの資源混入割合は、可燃ごみ量に含まれる資源の割合で、区民の分別状況を客観的・定量的に示す指標です。

将来推計では、分別の徹底が進まない場合、資源混入割合は目標値まで十分に低下しない可能性があります。

目標値は段階的に低下させる設定となっており、可燃ごみに混ざる資源を継続的に減らすことが求められます。現状の混入割合は目標値に対して高い水準であり、紙類や資源プラスチックの分別徹底が大きな課題です。

資源混入割合が高いまま推移すると、可燃ごみ量の削減や資源化率の向上にも影響します。今後は、混入が多い品目を把握し、分かりやすい分別周知と集合住宅・転入者向けの対策を進める必要があります。



※ 排出実態調査は３年ごとに実施しているため、実施時の数値を記載

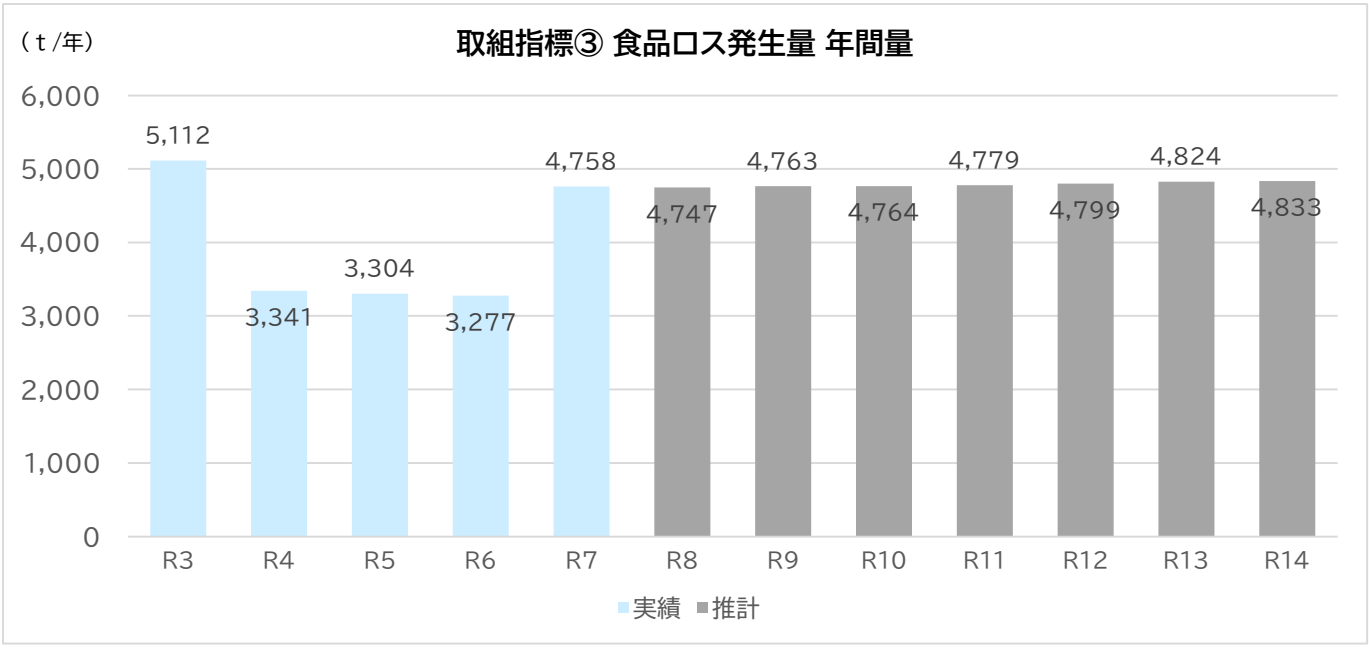
■ ③　食品ロス発生量の推計

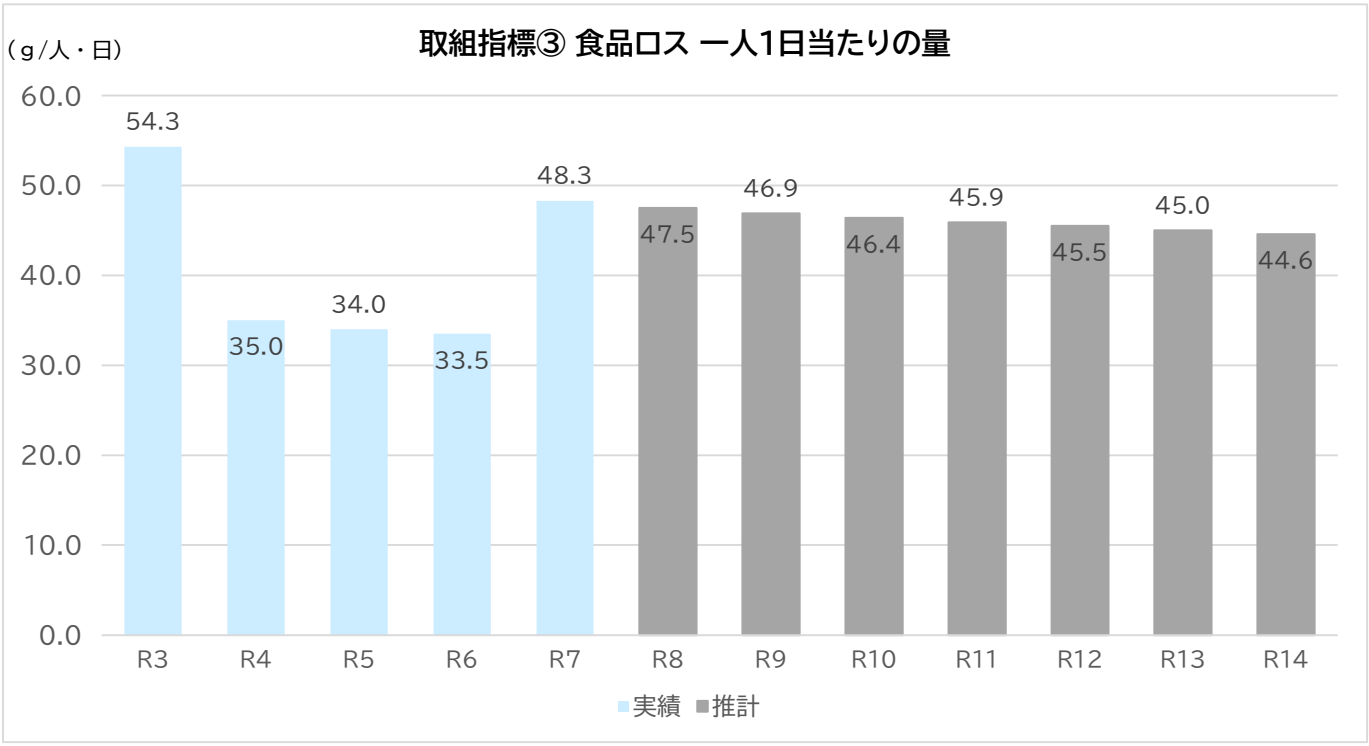
食品ロス発生量は、可燃ごみ量のうち「未利用食品」、「残飯・使い残し」の合計で家庭での食品ロス削減の取り組みの成果を示す指標です。

将来推計では、現状の取組だけでは目標の水準まで十分に減少しない可能性があります。

目標値に近づけるためには、家庭での買いすぎ防止、使い切り、食べ切りの徹底が必要です。事業者においても、仕入れ・調理量の適正化、食べ残し削減、未利用食品の活用が求められます。

食品ロス削減は、可燃ごみ量の削減や温室効果ガス排出量の抑制にもつながる重要な取組です。



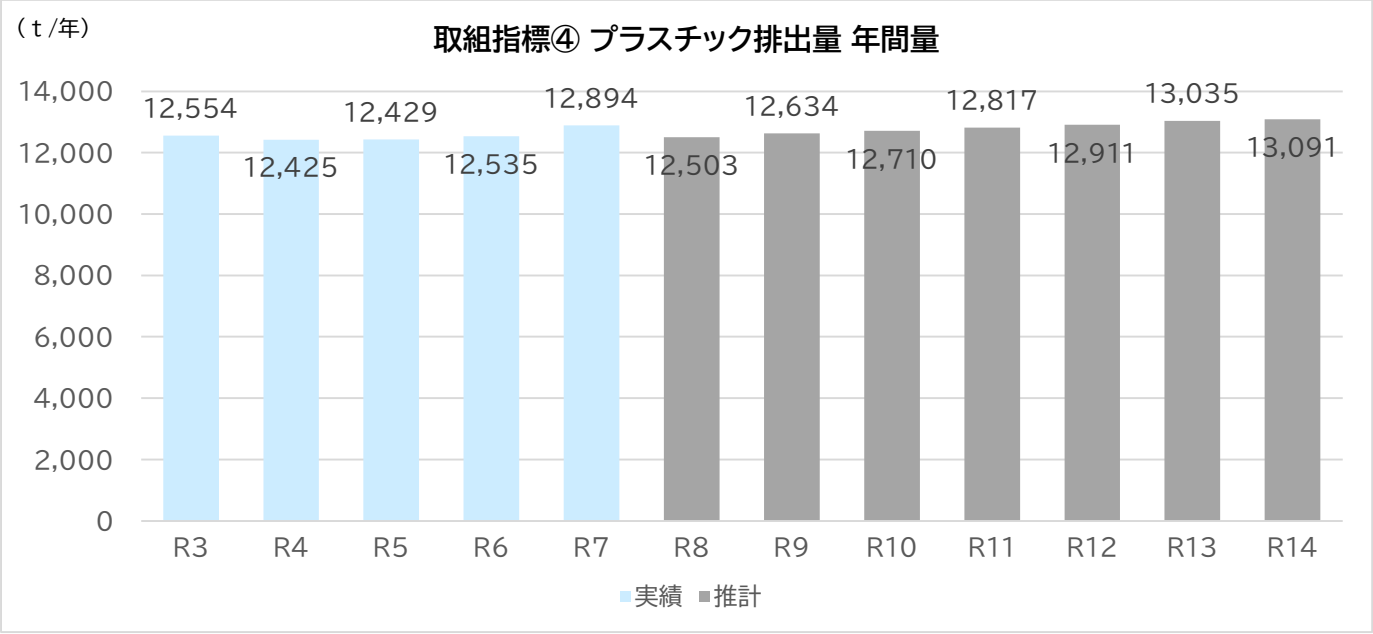


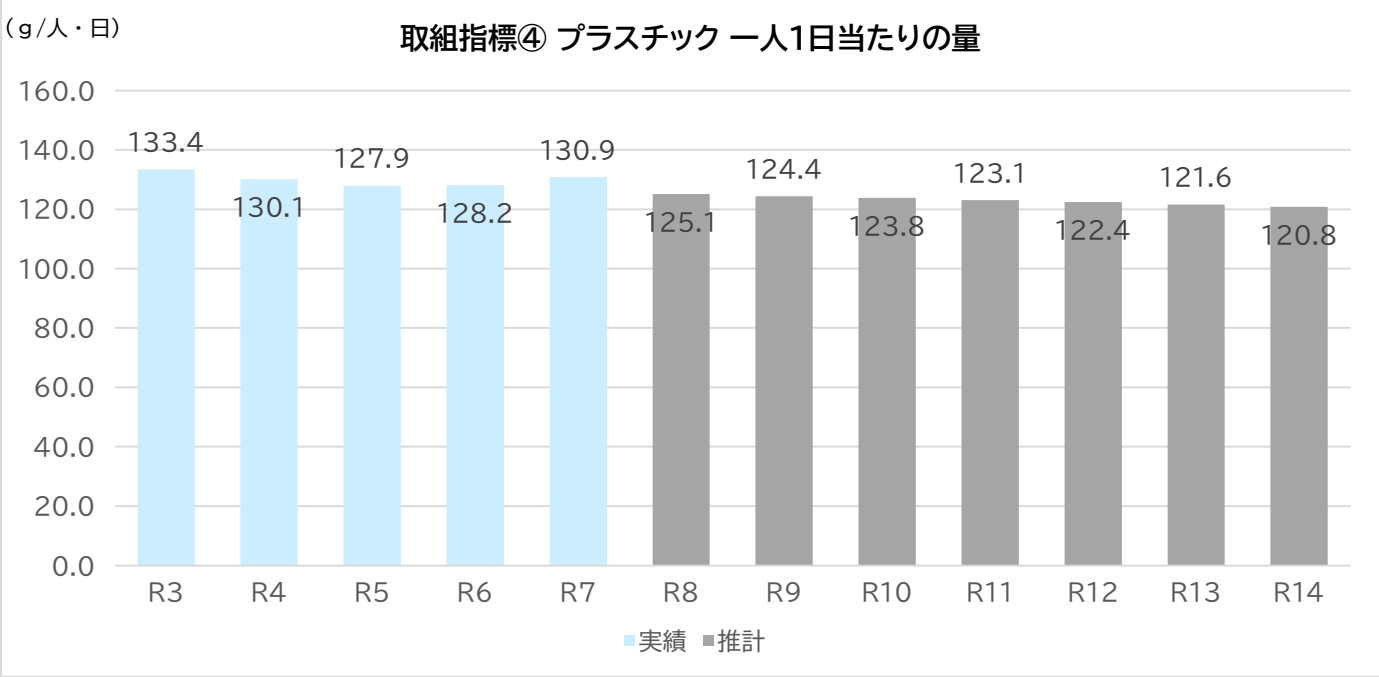
■④　プラスチック排出量の推計

プラスチック排出量は、「可燃ごみと不燃ごみに混入するプラスチック」と「資源として回収したプラスチック（資源プラスチック・ペットボトル・ペットボトルキャップ）」の合計で、プラスチックの使用抑制に関わる取組の成果を示す指標です。将来推計では、使い捨てプラスチックの使用抑制や分別徹底が進まない場合、目標値を上回って推移する可能性があります。

港区では早くからプラスチック全般を資源として回収していますが、排出量そのものの削減が引き続き課題です。目標値に近づけるためには、マイバッグ、マイボトル、詰替え商品の利用など、発生抑制の取組が重要です。あわせて、容器包装プラスチックや製品プラスチックを正しく分別し、可燃ごみへの混入を減らす必要があります。

プラスチック排出量の削減は、資源循環の推進と温室効果ガス排出量の削減につながります。

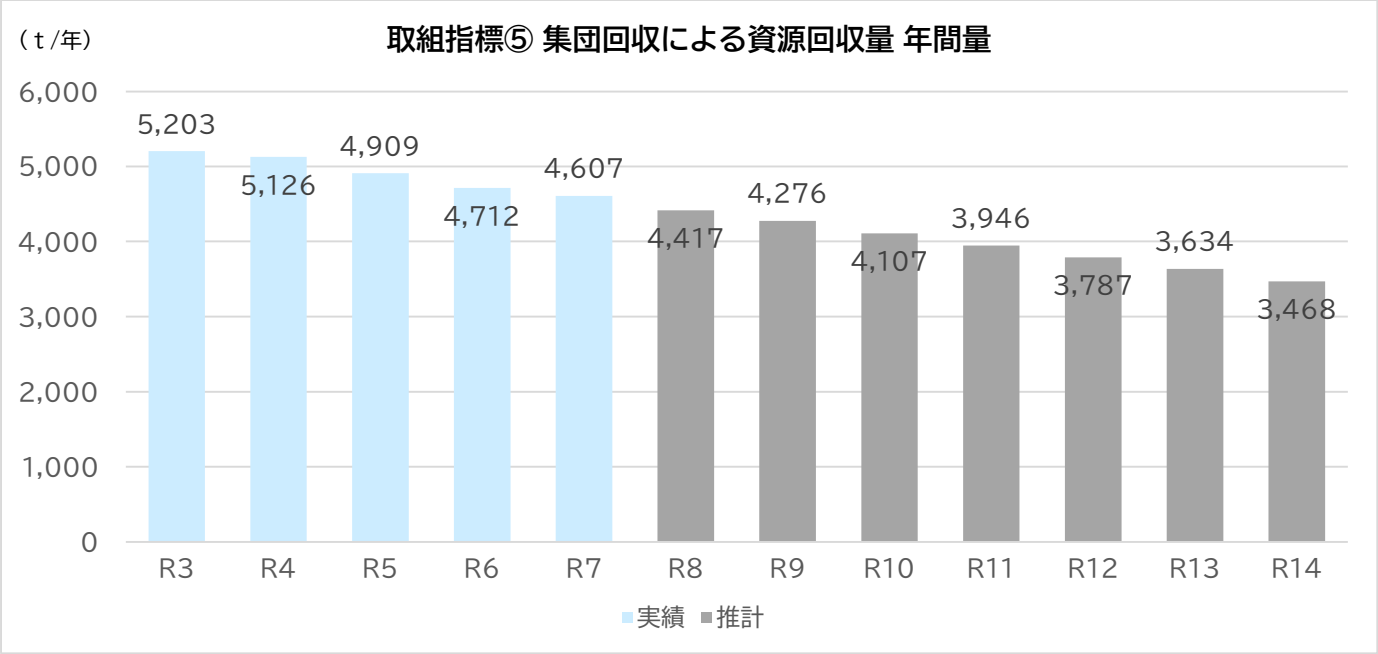




■ ⑤　集団回収による資源回収量の推計

集団回収による資源回収量は、町会・自治会、ＰＴＡ、マンション管理組合などが自主的に回収する資源量を示す指標です。将来推計では、新聞・雑誌等の紙類の減少や地域活動の担い手不足により、回収量が伸びにくい傾向が想定されます。目標値に対しては、現状の延長では十分な増加が見込みにくく、制度の継続性と参加しやすさの向上が必要です。

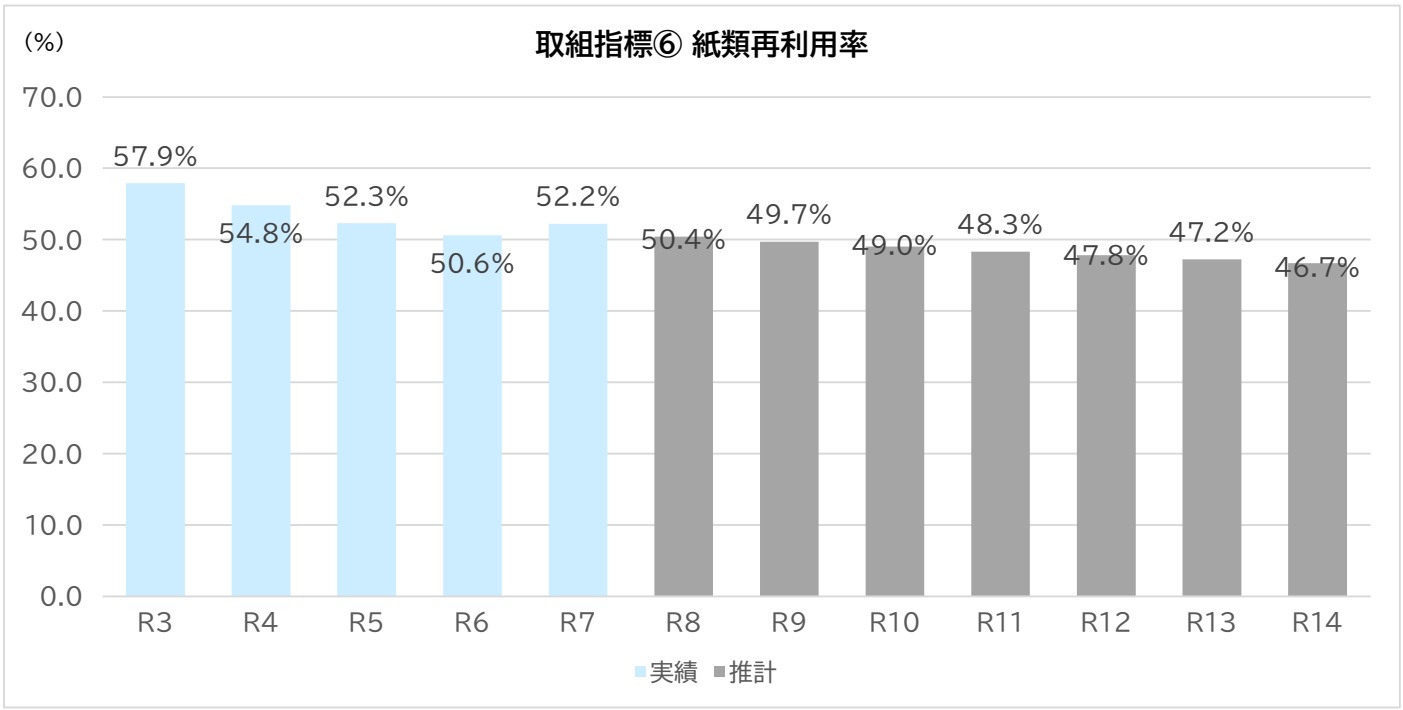
集団回収は、資源化だけでなく地域活動や環境美化にもつながる取組です。今後は、既存団体への支援を継続するとともに、集合住宅や新たな団体が参加しやすい仕組みを整える必要があります。地域に根ざした回収活動を維持・拡大することで、目標値に近づけていくことが重要です。

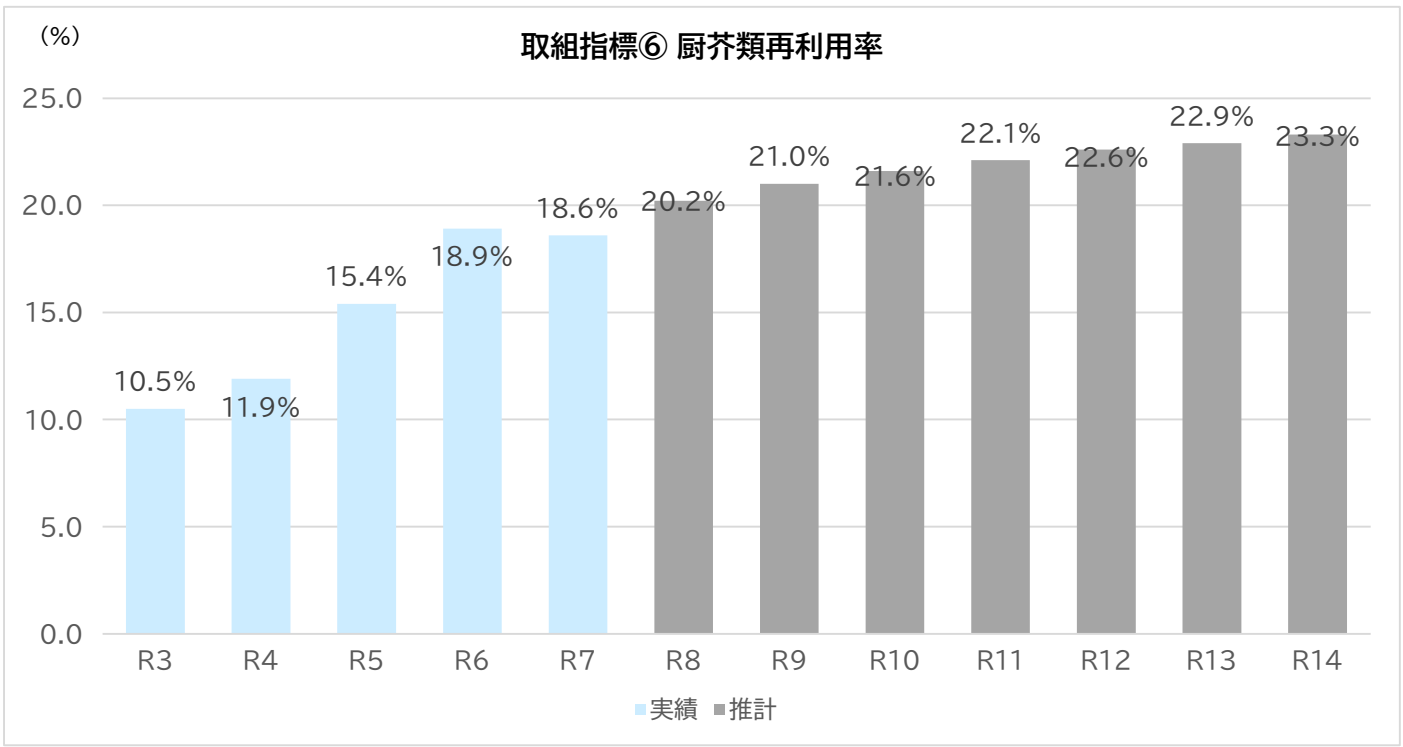


■ ⑥　再利用計画書上の再利用率の推計

再利用計画書上の再利用率は、事業用途の延床面積が 1,000 ㎡以上の事業者において提出が義務づけられている「再利用計画書」での再利用率で、大規模事業者のごみの減量と資源の再利用に関わる取組の成果を示す指標です。将来推計では、現状の取組のままでは、紙類・厨芥類ともに目標値まで十分に達しない可能性があります。特に紙類は目標値との差が大きく、オフィス等での分別徹底が必要です。厨芥類についても、飲食店や宿泊施設等での食品ロス削減や食品リサイクルの推進が課題です。

再利用計画書は提出するだけでなく、実際の排出抑制・分別・再利用行動につなげることが重要です。業種や建物規模に応じた指導・助言により、将来の再利用率を目標値に近づける必要があります。

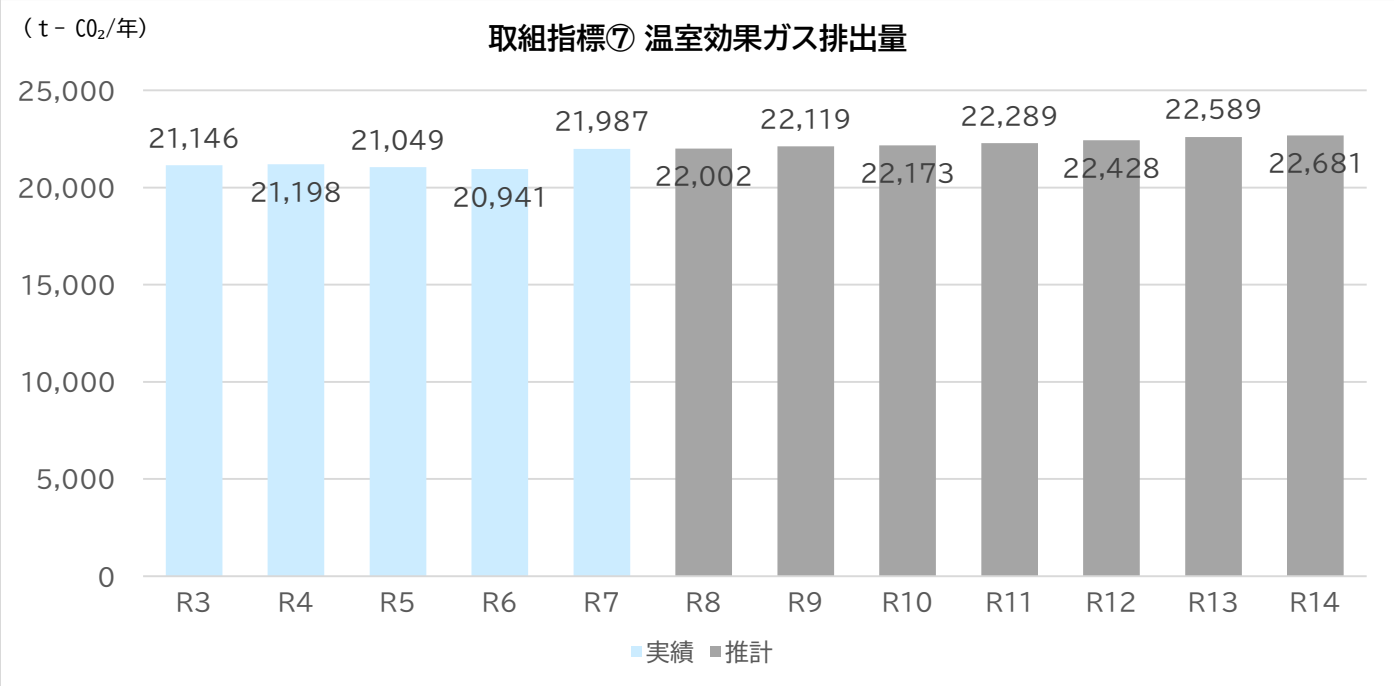

取組指標⑥ 紙類再利用率
(%)
70.0
60.0
50.0
40.0
30.0
20.0
10.0
0.0
57.9%
54.8%
52.3%
50.6%
52.2%
50.4%
49.7%
49.0%
48.3%
47.8%
47.2%
46.7%
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
実績
推計


取組指標⑥ 厨芥類再利用率
(%)
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
10.5%
11.9%
15.4%
18.9%
18.6%
20.2%
21.0%
21.6%
22.1%
22.6%
22.9%
23.3%
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
実績
推計

■⑦　温室効果ガスの排出量の推計

温室効果ガスの排出量は、可燃ごみ焼却に伴うメタン（CH_4）・一酸化二窒素（N_2O）の排出量を二酸化炭素量に換算した数値とプラスチックの焼却に伴う二酸化炭素（CO_2）の排出量を合計した値を示す指標です。将来推計では、可燃ごみ量やプラスチック排出量、持込ごみ量が十分に減らない場合、目標値を上回って推移する可能性があります。目標値に近づけるためには、可燃ごみ削減、資源プラスチックの分別徹底、食品ロス削減を一体的に進める必要があります。

ごみ減量と資源化を脱炭素につながる行動として周知し、将来推計を目標値に近づけることが重要です。



7　用語集

用語	説明
イベント回収	区のイベントなどに合わせて実施する資源回収。廃食用油、園芸土、使用済み小型家電等を回収する。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。家庭から出るごみのほか、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないものも含まれる。
一般廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法に基づき、区市町村が一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、収集運搬、処理・処分等を総合的かつ計画的に進めるために定める基本計画
温室効果ガス	地表から放出される熱を吸収し、地球温暖化の原因となる気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などが含まれる。
仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別、保管、搬出を行う場所
拠点回収	公共施設等に回収ボックスや回収場所を設け、使用済み小型家電、古着、廃食用油等を資源として回収する方法
戸別訪問収集	高齢者や障害者等で構成される、ごみ出しが困難な世帯を対象に、玄関先等からごみを収集する支援サービス
小型充電式電池	リチウムイオン電池など、充電して繰り返し使う小型電池。火災の原因となるおそれがある。
ごみ処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみの発生抑制、分別、収集運搬、中間処理、最終処分等に関する基本的な事項を定める計画
災害廃棄物	地震、風水害等の災害により発生する廃棄物。壊れた家具、家電、建材、片付けごみなどが含まれる。
再利用計画書	一定規模以上の建築物等において、廃棄物の発生抑制や再利用、資源化の取組を計画的に進めるために作成・提出する書類
３０・１０運動	宴会等の開始後 30 分と終了前 10 分は料理を楽しむ時間とすることで、食べ残しを減らす取組
産業廃棄物	事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くずなどの廃棄物のこと
資源化	廃棄物や不要物を再び資源として利用できる状態にすること
資源化率	排出されたごみ・資源の総量に対し、資源として再利用又は再生利用された量が占める割合

資源プラスチック	資源として回収できるプラスチック類のこと
事業系ごみ	事業活動に伴って発生するごみのこと
集団回収	町会・自治会、ＰＴＡ、マンション管理組合などの地域団体が、古紙、びん、缶、布類などを自主的に回収し、回収業者に引き渡す取組
循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用し、天然資源の消費と環境負荷をできる限り低減する社会のこと
循環経済（サーキュラーエコノミー）	３Ｒの取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。
食品ロス	まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品のこと
３Ｒ	リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３つの取組の総称
生活排水処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画のうち、し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水の処理に関する基本的な事項を定める計画
製品プラスチック	プラスチック素材でできた製品そのものをいう。バケツ、ハンガー、文具、収納用品が該当する。
ゼロカーボンシティ	2050 年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざすことを表明した自治体や公共団体のこと
第五次循環型社会形成推進基本計画	令和６（2024）年８月に閣議決定された、循環型社会形成推進基本法に基づく計画。循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定された。
食べきり協力店	小盛りメニューの導入や、食べ残しを減らすための案内など、食べ残し削減に向けた活動を積極的に行っている飲食店のこと
脱炭素社会	温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざし、エネルギー利用、産業活動、暮らし方等を見直す社会
厨芥類	調理くず、食べ残し、売れ残り食品などの生ごみ類のこと
廃棄物処理法	正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃棄物の排出抑制、適正な分別・保管・収集運搬・処分、生活環境の保全等について定めている。
ピックアップ回収	収集した不燃ごみや粗大ごみ等の中から、金属類や小型家電など資源化できるものを選別して回収する方法

フードドライブ	家庭で余っている未利用食品を集め、食品を必要とする団体や施設等へ提供する取組
未利用食品	使用されないまま廃棄される、まだ食べられる状態にある食品のこと
持込ごみ	事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して、清掃工場などの処理施設へ持ち込む事業系ごみのこと
容器包装プラスチック	商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器や包装。食品トレイ、袋、カップ、ボトル類などが該当する
リサイクル	不要になったものを資源として回収し、原材料や製品として再び利用する取組
リデュース	ごみの発生や資源の消費そのものを減らす取組
リユース	一度使用した製品や部品を、ごみにせず繰り返し使用する取組

港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

区の木



ハナミズキ

区の花



アジサイ



バラ

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　区

港区では世界の恒久平和と核兵器の廃絶を広く訴えるため、
昭和６０年８月１５日に「港区平和都市宣言」を行いました。

刊行物発行番号 2026145－5651

港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）
（令和３（2021）年度～令和 14（2032）年度）令和８（2026）年度改定版（素案）
令和８（2026）年 11 月発行
発行：港区
編集：港区環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所
港区港南三丁目９番 59 号
TEL　03-3450-8025
FAX　03-3450-8063
https://www.city.minato.tokyo.jp/